

茅ヶ崎市実施計画 2025 の振り返り

茅ヶ崎市総合政策課

茅ヶ崎市総合計画で定めた将来の都市像「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」を実現するため、令和5年度から令和7年度までの3年間の計画期間とする茅ヶ崎市実施計画2025（以下、「実施計画2025」）では、総合計画で位置付けた8つの政策目標を実現するため、実施計画2025では25の施策目標を定め、コロナ禍で発生、または顕在化した課題に対応するとともに、総合計画で掲げた政策目標の実現に向け、これまで以上に行政資源を投入し、攻めの市政運営を行ってきました。

実施計画2025の計画期間が終了したことに伴い、個別の実施計画事業の振り返り（P2～62）と、それらの積み重ねとしての政策目標、施策目標の振り返り（P63～67）の両面から、実施計画2025を振り返りました。振り返りの内容を踏まえ、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする茅ヶ崎市実施計画2030の運用を行ってまいります。

1. 実施計画事業の振り返り

実施計画事業については単年度ごとに振り返りを行ってきましたが、ここで令和7年度と計画期間の3年間を通しての振り返りを行いました。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
行政総務課		自治基本条例推進事務	地方自治の本旨にのっとった茅ヶ崎市の自治を推進するため、「条例の定着と安定的な運用」を図ります。 令和6年度には、条例第30条に基づき、条例の施行状況と条例の規定が茅ヶ崎市の自治の推進に適合するものであるかの検証を実施しました。	条例の市民への周知啓発として、子ども向けパンフレットを作成し、学校に配架しました。また、職員の意識醸成として全職員研修等を実施しました。令和6年度の検証で出た意見について、次期検証に向け関係各課かいと共有しました。「講ずる措置」に掲げた取組を継続的に実施するとともに、市政運営の基本原則の徹底を促しました。	「条例の定着と安定的な運用」を図るため、条例の市民周知としてHPやパンフレット、広報誌による情報発信を行いました。職員の意識醸成としては毎年度全職員研修や階層別研修を実施し、学びを深めました。 依然、条例の市民認識度が低い傾向にあるので、継続して市民周知を行い、4年に一度の条例の検証の中で、市民周知や職員の意識醸成がどの程度進んだかを検証していきます。
行政総務課		情報公開事務	情報公開制度は、市民の知る権利と市の説明責任を明らかにし、市民の市政への理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を推進することを目的としており、「茅ヶ崎市情報公開条例」に基づく行政文書の公開と、さまざまな媒体を活用して市政に関する情報を提供する情報提供制度が、相互に補完し合いながら機能する制度です。 地方自治の本旨に即した市政の推進を図るため、「茅ヶ崎市情報公開条例」に基づき、市政の記録である行政文書の公開を行うとともに、さまざまな媒体を活用して市政に関する情報を提供します。	条例に基づき適正な情報公開事務を行いました。	関係各課かいと連携し、行政文書の適正な管理と情報公開制度の研修を行い、全庁に情報公開制度の適正な運用を促しました。 また、情報公開請求に応じ文書保有課かいと請求者の間の調整を行い、期限内の決定を徹底しました。引き続き、条例に基づき適正な情報公開事務を行っていきます。
行政総務課		個人情報保護事務	個人情報の保護に関する法律等では、市が個人情報を適切に取り扱うためのルールを定めるとともに、自己の個人情報の開示、訂正および利用停止を求めることができる権利を明らかにし、個人の権利利益を保護しています。 行政運営の基盤の確保のため、法の趣旨にのっとり、市が保有する個人情報を適切に管理します。	法令等に基づき個人情報を適切に管理し、保有個人情報の開示請求に対応しました。	令和5年度の「個人情報の保護に関する法律」の改正をうけ、規定の整備を行い、法令等に基づき個人情報の管理等を行ってしています。 毎年度継続して研修を実施することで、職員の意識啓発を図りました。また、保有個人情報の開示請求に応じ情報保有課と請求者の間の調整を行い、期間内の決定を徹底しました。引き続き、法令等に基づき適正な個人情報保護制度の運用を行っていきます。
職員課		職員の健康管理に関する事務	新興感染症の流行に際しても、行政機能を維持し、市民サービスの低下を防ぐため、職場内における新興感染症対策を徹底します。また、社会機能の維持に関わる職員が、家族などの罹患によって出勤が制限される際の早期職場復帰策を講じます。 職員のメンタルヘルス対策として実施しているカウンセリングの回数を増やし、適時に相談できる体制を整備することで、メンタルヘルス不調等の悪化と職場の労働力の低下を防ぎます。	職員のメンタルヘルス不調の発生や悪化を未然防止するため、様々な悩みを相談できるカウンセリングを月7回実施し、適時に相談できる体制を整備しました。同月内に相談予約をできるようになったことで、早期発見・早期対応に繋げることができました。	カウンセリングの実施回数を月7回までに増やし、適時に相談できる体制を整備したことで、産業保健によるケア以外の支援を行うことができ、早期発見・早期対応に繋げることができました。また、ラインケアの面での相談先としての効果もあったと認識しています。今後も、セルフケアやラインケアに必要な資源としてカウンセリングを活用していけるよう、職員全体への周知と体制の維持に取り組んでいきます。
職員課		職員の研修事務（庁内研修、未来創造の人材育成）	人財育成基本方針の方針改訂にあわせ、研修の実施に際し、次の3点を強化します。 ①職員の多様な働き方に見合った研修手法の見直し ②未来創造への挑戦、市民との関係深化を実現するための人財育成 ③組織課題への対応のための研修（定年延長・ハラスメント・女性活躍等）	組織課題への対応のための研修（定年延長・ハラスメント・女性活躍等）及び様々な研修の動画公開を継続して実施したほか、多角的な見方を養い感性と対応力を高める茅ヶ崎愛研修や湘南信金若手交流会などを新たに開催した。今後は新たな行政課題への対応を見据えて、更に働きがいを感じながら成長していく組織風土の確立を目指し、実効性のある取組の実施が必要です。	階層別・特別研修や派遣研修を行ったほか、社会の変化や組織課題への対応策として定年延長・ハラスメント・女性活躍研修を実施し、職員一人ひとりが主体的に学び、挑戦していく研修を実施することができました。 公務執行に必要な能力を有する職員の確保・組織の中核を担う人財育成は重要な組織課題であることから、今後は仕事に対するモチベーションや働きがいの向上、組織に対するエンゲージメント向上の観点から、全職員に向けてキャリア形成支援の取組を実施していきます。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
職員課		職員の服務・勤務時間に関する事務	PCを使用していない職員の労働時間の客観的な記録に必要な機器を導入します。	市役所庁舎のセキュリティシステムを活用した職員の出退勤管理の向上を図るため、セキュリティシステムによる入退室データを、組織別職員別にPCの起動ログや庶務システムにおける出勤簿、時間外申請といった既存の情報と組み合わせ表示することにより、より多角的な勤務時間の把握を容易にしました。	令和5年度に構築した市役所庁舎セキュリティシステムを活用し、主に令和6年度は入退室データの取得方法の整理、トライアルを通じた人事異動等を含めた運用の整理、令和7年度は出勤簿といった既存情報との統合を行い、より客観的な勤務時間の把握が可能な環境を実現しました。しかしながらそもそも出勤簿が電子化されていない職員は効果的に運用できないという課題があることから、今後は出勤簿の電子化と合わせて引き続き取り組んでいきます。
職員課		会計年度任用職員の報酬等支払い事務の一括処理化	引き続き、会計年度任用職員の報酬等の支出処理を職員課で一括して行いました。	報酬支払一括化を実現したことにより、任用各課かい及び会計課での伝票起票・審査に係る作業時間を大幅に削減することができました。	会計年度任用職員の報酬等の支出処理を一括処理することにより、伝票起票及び支払審査に係る作業時間を大幅に削減することができました。一方、各課での会計年度任用職員の出勤管理が紙ベースであることから確認不足による支給誤りに繋がることの防止が今後の課題であると考えています。
職員課		働きやすい職場環境の整備（ジョブサポーターの活用）	労働人口の減少を見据え、職員一人一人が最大限に能力を発揮できる環境を整備するため、ジョブサポーター（会計年度任用職員）2名を職員課に配置し、保健師や人財育成担当と連携しながら、課題のある職員や障がいのある職員及び所属からの相談対応、必要な助言、相互調整、業務遂行サポートを行います。	ジョブサポーターについて、庁内通知や各種研修での周知を行い、保健師や人財育成担当と連携しながら52名と面談し、必要な助言や相互調整等を行いました。相談方法等がわからないといった問合せがあるため、引き続き全庁へ周知する必要があります。	令和7年度よりジョブサポーターを配置したことで、課題のある職員や障がいのある職員などへの業務遂行サポートができたと共に、そのような職員とコミュニケーション等に課題を抱える所属からの相談対応及び助言を行うことができ、各所属・保健師・職員課人財育成担当との必要に応じた連携が実現できています。今後は引き続きジョブサポーターについて周知すると共に、各所属・個人が相談しやすい環境を整えていきます。
職員課		職員の採用事務	近年、少子化及び高齢化により若手の人材が不足しつつあり、地方自治の担い手不足が深刻な課題となっているなか、本市においても10年前と比べ事務職の職員採用試験における応募人数は半減し、若手職員の退職も目立っている状況であり、茅ヶ崎市で働く魅力を発信し、茅ヶ崎市で働きたいと思う職員（採用試験の応募者）を増やすため、民間就職支援サービスを活用し、積極的に職員募集を行うものです。	民間就職支援サービスの活用に加え、新たにInstagramの採用アカウントを開設し、採用広報活動を幅広く行いました。夏に実施したインターンシップでは、昨年度よりも約2倍の学生に参加していただきました。また、オープンカンパニーや採用担当フリートークなどを定期的に開催し、本市へ興味を持ち続けてもらい、受験までつなげられるよう努めました。	採用試験のスケジュールの早期化や選考フローを短縮することで、より受験しやすい採用試験を実施しました。また、採用広報活動にも力を入れ、就職イベントへの出展や説明会の開催などをしてまいりました。その成果もあり、事務A（例年3月に実施）においては、3年間で受験者が少しずつ増加していきました。（R5⇒306名、R6⇒343名、R7⇒496名） 一方で、技術職の母集団形成に苦慮していることであり、大学訪問や転職イベントへの出展等で理系人材にアピールしていきたいと考えています。
職員課		職員の健康管理に関する事務（健康経営優良法人の認定取得）	令和7年度中に健康経営優良法人の認定制度の取得を目指すものです。	健康経営の視点で現状分析を行ったことで、本市の実情と課題を認識でき、これまで取組が十分でなかった職員の健康教育等の改善を図ることができ、令和7年10月に健康経営優良法人の認定申請を行うことができました。結果は令和8年3月に公表される予定です。	令和7年度における認定申請までの取組が課題把握に繋がりと、課題の解消に向けた行動を取ることができました。一例となりますが、女性の健康問題対策やアレルギー対策に関する健康教育を実施しています。このような取組は職員の健康づくりや働きやすい職場環境づくりにも繋がることから、今後も継続していく必要があると考えます。今後も健康経営の取組を推進し、健康経営優良法人の認定を取得できるよう、取り組んでいきます。
職員課		職員の採用事務（一次試験（ES）の動画選考）	一次試験（エントリーシート（ES））において生成AIを活用した文章作成が広がっている状況を踏まえ、人物重視を掲げる本市の採用方針に基づき、よりの確な人物評価を行うため、ESに加えて動画提出による選考（録画面接）を導入します。	7年11月実施試験から録画面接を導入しました。従来のESのみでの選考と比べ、受験者一人ひとりを多面的に評価することが可能となり、一次の段階から、より人物を重視した採点を行うことが可能となりました。また二次の個人面接にあたり、面接官へ事前に動画を共有することで、受験者への理解を深めた上で面接に臨むことができたため、より本質的な対話につなげることができました。さらに、録画面接システムの活用により、採点等の各種作業を効率化しました。	録画面接の導入によって、ESのみでは把握しきれない受験者の人柄や考え方を多面的に確認することが可能となり、一次試験の段階から人物重視の採用をより一層深化させることができました。面接官からも、事前に受験者理解を深めた上で面接に臨める点について高い評価を得ています。一方、申込後に一次試験を受験しない者が一定数見られたことから、受験案内の周知方法や導線の改善、録画面接設問の更なる精査が今後の課題と考えています。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
文書法務課		本庁舎電動式書庫保守・点検事業	茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、市政の適正かつ効率的な運営と市民への説明責任を果たすため、行政文書の適正な管理と特定歴史公文書等の適切な保存が必要であり、行政文書と特定歴史公文書等を保存する本庁舎電動式書庫の定期的な保守点検を行うものです。	本庁舎の電動式書庫について年1回の保守点検を実施し、故障の未然防止と故障が発生した際の速やかな復旧を図り、長期間の使用ができるようにしました。	毎年度、年1回の保守点検を実施しました。
資産経営課	保健所庁舎の整備	保健所庁舎整備事業（総合調整）	保健所庁舎整備に係る総合調整を行います。	新庁舎建設に向け、工事関連契約を締結するとともに、建設地における工事着手に向けた調整を行いました。	令和7年にかけて工事関連計画を締結し、建設地における工事着手に至りました。
資産経営課	公共施設の長寿命化の推進	公共施設等総合管理計画及び個別施設計画推進事業	令和4年3月に策定した「公共施設等総合管理計画（改訂版）」に基づき、施設の維持の保全及び再配置等を推進するため、既に個別施設計画を策定済みまたは策定予定である学校、市営住宅及びインフラ施設を除く建築物系公共施設に係る個別施設計画について、令和6年度までに策定します。	令和5年度に策定した「公共施設等個別施設計画」のアクションプラン対象施設に対し、取組状況、課題及び今後の対応等について確認しました。	令和5年度に「公共施設等個別施設計画」の策定を行いました。 令和6年度及び令和7年度は、「公共施設等個別施設計画」の対象施設に対し、施設の状況調査（経費及び利用率等の状況）を行うとともに、アクションプラン対象施設に対し、取組状況、課題及び今後の対応等について確認しました。
資産経営課	地域活動の拠点づくり	市営高田住宅跡地再整備事業	市営高田住宅跡地において地域集会施設等公共施設を整備するとともに、残る跡地の売却を行います。	道路の整備を行いました。	令和5年度に建物の除却、令和6年度に残った市営住宅2棟、松林コミュニティセンター敷地、道路、残地を分筆しました。令和7年度には道路の整備を行いました。
資産経営課	公用車の電気自動車の導入推進	入替計画に基づくクリーンエネルギー自動車購入事業	環境負荷の低減のため、公用車をクリーンエネルギー自動車へ計画的に順次入れ替えます。 令和5年度から軽貨物を1台ずつ、ワンボックス等の乗用車を1台ずつ、電気自動車等クリーンエネルギー自動車に入れ替えます。	実績なし	令和5～7年度については、合計6台（ハイブリッド車2台・電気軽貨物4台）を購入し、入れ替えを実施いたしました。課題として電気自動車の充電設備の整備において、地下駐車場のプレーカーの容量に限りがあり、将来的に電源の確保をするための電気工事が必要です。
資産経営課		中長期保全計画推進事業	施設の長寿命化および施設改修時の費用を平準化し、財政負担の軽減を図るため、令和5年度に策定しました「公共施設等個別施設計画」アクションプランに基づき、適切な予防保全とコストの適正化を図ります。	計画的に予防保全工事を実施するとともに、公共施設の定期点検を行い、施設の安全性及び機能の維持に努めました。また、実施計画2030に位置付ける予防保全工事の選定を行い、工事の集約化や財政負担の平準化に向けた整理を行いました。	「公共施設等個別施設計画」に基づき、予防保全の取組を着実に推進し、計画的な維持管理の実施につなげました。今後も、点検結果等を踏まえ、効率的かつ持続可能な施設管理を進めます。
資産経営課	公共施設の再生可能エネルギーの導入推進	再生可能エネルギー事業	令和32年までに「二酸化炭素排出実質ゼロ」を達成し、環境に配慮したゼロカーボンシティの実現を図るため、現在、高圧で電力供給を受けている市内公共施設の再生可能エネルギーへの転換を目指します。また、安定的に再生可能エネルギーによる電力の調達ができるよう市場の動向やエネルギー事情の把握に努めます。	令和4年7月に再生可能エネルギー100%電力への転換を行い、現在、市役所ほか54施設において、令和8年6月までの2年間の電力需給契約を締結し、引き続き、温室効果ガスの排出削減を図りました。	再生可能エネルギー100%による電力調達について、茅ヶ崎市役所ほか54施設において、令和6年7月から令和8年6月までの2年間の契約を締結しました。本契約により、対象施設で使用する電力はすべて再生可能エネルギー由来の電力で賄われています。令和8年6月に契約更新時期を迎えるため、引き続き、再生可能エネルギー電力の調達を行い、温室効果ガス排出量の削減及び環境負荷の低減を図るとともに、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。
資産経営課		ネスパ茅ヶ崎ビル及び萩園市民窓口センターほか複合施設利活用事業	市民ギャラリー、駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターの廃止、図書配本所の移転を行い、空きスペースの利活用を行います。	茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び市民ギャラリー（3階・4階）については、民間貸付の場として利活用するため、令和7年7月から11月にかけて建築・電気設備の改修工事を行い、事業者の募集を行いました。また、萩園市民窓口センターも同様に事業者の募集を行いました。	令和5年度策定の方針に基づき、駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターを令和6年3月末に、また、市民ギャラリー（3階・4階）を同年12月末に廃止しました。廃止後に生じた空きスペースについては、貸付に必要な改修工事や調整を行い、令和8年2月に貸付に係る事業者募集を実施しました。なお、駅前市民窓口センター及び市民ギャラリー（3階・4階）については、引き続き貸付に係る事業者の募集を行います。
資産経営課	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進による民間事業の誘致	中海岸普通財産利活用事業	中海岸四丁目用地の利活用に向けた総合調整を行います。	中海岸四丁目用地の利活用に向け、利活用事業者の募集及び選定に係る総合調整業務を実施しました。	中海岸四丁目用地の利活用に向け、利活用事業者の募集及び選定に係る総合調整業務を実施しました。今後は、優先交渉権を有する事業者との調整をや契約などを進めます。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
資産経営課	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進による民間事業の誘致	西浜駐車場跡地利活用事業	西浜駐車場跡地の利活用に向けた総合調整を行います。	西浜駐車場跡地の利活用に向け、利活用事業者の募集に係る総合調整業務を実施しました。	西浜駐車場跡地の利活用に向け、利活用事業者の募集に係る総合調整業務を実施しましたが、応募がなかったため、今後の利活用に向けて、条件等の再検討を進めます。
資産経営課		庁舎維持管理業務（市庁舎における安全・安心な環境整備）（予防保全）	市庁舎における安全・安心な環境整備を図るため、予防保全措置としての適切な修繕等の維持管理を行います。	令和7年度の予防保全措置として、本庁舎における空調設備、非常用発電機の修繕を実施しました。また、分庁舎のエレベーター1基の更新を行い、市庁舎における安全・安心な環境整備を図りました。	令和5年度から7年度において、本庁舎については無停電電源装置、空調設備、非常用発電機等の修繕を実施しました。分庁舎についてはエレベーター3基の更新を行い、安全・安心な環境整備を図りました。今後は、更に設備の老朽化が進むため、点検結果や稼働状況を踏まえつつ予防保全措置を行い、設備の延命化や安全・安心な環境整備を図ります。
資産経営課		自転車駐車場再整備事業	需要調査を実施し、売却等を含めた自転車駐車場の利活用手法を検討し、利活用を行います。	自転車駐車場の利活用に向け、需要調査の結果を踏まえ、売却等を含む活用手法の検討を行うとともに、関係課との協議・調整を実施しました。	需要調査の結果を踏まえ、関係課との協議を通じて、売却等を含めた自転車駐車場の利活用の方向性を整理しました。
資産経営課		ネスパ茅ヶ崎ビル及び萩園市民窓口センターほか複合施設利活用事業（予防保全）	萩園市民窓口センターほか複合施設の給排水設備及び空調設備の予防保全工事を実施します。	令和6年3月に策定した「茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」に基づき、建設から33年が経過するネスパ茅ヶ崎ビルのエレベーター等の更新について、今後の予防保全工事に位置付けが出来るよう調整を図りました。	令和6年3月に策定した「茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」に基づき、建設から33年が経過するネスパ茅ヶ崎ビルのエレベーター等の更新について、今後の予防保全工事に位置付けが出来るよう調整を図りました。令和6年度に旧萩園市民窓口センターの空調入れ替えを行いました。
資産経営課		文化資料館跡地処分事業（総合調整）	文化資料館跡地の売却に向けた調整及び売却処分を行います。	前年度までに事業が完了しました。	令和5年度に売却に係る価格決定（不動産評価委員会）、入札を実施し、契約者を決定しました。また、令和6年度に周辺住民に対する説明会を資産経営課同席のうえ、落札業者にて実施しました。
資産経営課		庁舎維持管理業務（市庁舎における安全・安心な環境整備）	総合管理委託を継続し、市民の憩いの場や災害対策本部機能を整備しつつ、適切な修繕等の維持管理を行います。	令和5年4月から3年間の契約を締結した総合管理業務委託に基づき、市庁舎の適切な維持管理を行うため、適宜、受注事業者との情報共有や打ち合わせを実施しました。また、点検や修繕等を適切に行い、市民及び職員に対する安全・安心な環境整備を図りました。また、令和8年度からの総合管理業務委託については、より安定的かつ効果的な維持管理を行うため、契約期間や仕様の見直しを行い、2月末に契約を締結しました。	令和5年度から7年度の3年間に、同一事業者による総合管理業務委託を継続的に委託することで、安全・安心な市庁舎の運営を行うことができました。令和8年からは、設備の老朽化等を考慮し、契約期間を5年間とした総合管理業務委託を契約し、同一事業者により絶え間なく管理することで、安定的かつ効果的な維持管理業務を行います。
資産経営課		ダイヤルインと電話交換員による電話交換事業	増加傾向にある入電に対し、令和5年度から、これまでの電話交換員による対応に加え、各課へ直接入電できるダイヤルインを導入し、導入効果を検証します。	ダイヤルインの導入効果により、安定した交換業務や丁寧な電話対応を実現しながら、令和7年度は電話交換員の人工を更に1減し、電話交換の体制について財政負担の軽減を図りました。また、ダイヤルインの導入から2年が経過し、令和7年度（1月末まで）の一日あたりの代表番号への平均入電件数は685件となり、前年度と比較して147件の減少となり、より安定的かつ効果的な電話交換業務につながることができました。	令和5年度よりダイヤルインの運用を開始しました。本事業により担当部署に電話が割り振られることにより代表電話への入電集中がなくなり、安定的に運用ができています。また、市からの発信についても、担当部署が明確となり、トラブル防止に繋がったと考えられます。今後も代表番号への入電状況を把握し、安定的に運用できるよう検証を継続します。
資産経営課		電話交換業務委託事業	令和5年度より導入するダイヤルインの稼働状況を踏まえ、電話交換員の人工を検証します。また、8年度以降の電話交換業務については外部委託を検討し、安定した電話交換業務を維持します。	ダイヤルインの導入効果による電話交換室への受電件数減少に伴い、令和7年度は電話交換員の人工を更に1減するなかでも、引き続き安定的かつ効果的な電話交換業務の実施に努めました。また、外部委託化にむけて他自治体の事例や事業者へのヒアリング、費用の確認等を行った結果、直営での電話交換業務を行うこととしました。	電話交換業務について、業務委託をはじめとした多角的な検証を実施するとともに、令和5年度よりダイヤルインによる架電業務運用を開始したことから電話交換員による架電業務の検証も実施しました。ダイヤルインを実施したことにより電話交換員の削減を諮ることができたこと、検証により費用面等も鑑みたことから、電話交換員による運用が適切であると判断しました。引き続き、電話交換業務の在り方について検証を継続します。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
資産経営課	公共施設の長寿命化の推進	公共施設等再編整備基金事業	効率的な予防保全の実施や老朽化が進行する施設の大規模改修や更新に対応するため、公共施設等総合管理計画における公共施設マネジメントを推進するための基本方針による歳出削減額や歳入確保額を本基金に積み立て、公共施設マネジメントにかかる取り組みにおける財源を確保します。	効率的な予防保全の実施や老朽化が進行する施設の大規模改修や更新などへの財源確保として、1年間分の運用利息及び寄付金の積立てを行いました。	各年度予算編成と連動を図り、将来的な公共施設の大規模改修や更新等の財源に充て、財政負担の平準化を図るなど、効果的な運用と活用に取り組みました。
資産経営課		庁用自動車運行管理事業	アフターコロナの公務におけるタクシー券の利用状況を把握し、関係課とともに今後の最適な運行管理を実施します。	令和7年度につきましても、市長・副市長公務におけるタクシー券の利用について、関係課とともに最適な運行管理を行い、マイクロバスを含めた庁用自動車運行に支障をきたすことなく運行管理を適切に実施しました。	庁用自動車運行管理事業のマイクロバス運行につきましては、令和5年度まではスポット対応としていたところを令和6年度以降、通年対応として運用変更を実施しマイクロバスの運行のみならず、軽自動車等の車検回送等も実施しました。また、タクシー使用については、3年間を通じて支障も無く運用することができました。
資産経営課		庁舎維持管理業務（セキュリティ強化）	本庁舎及び分庁舎の各出入口にカードリーダーを設置し、市役所庁舎のセキュリティ強化を図ります。	令和7年度については、既存のセキュリティ機器の修繕を行い、安全・安心な職場環境の維持に努めました。令和6年度から開始したセキュリティ強化及び出退勤管理を引き続き運用することで、職員の安全・安心な職場環境を整備しました。	令和6年4月から、市役所庁舎のセキュリティ強化及び出退勤管理を目的としてICカードリーダーの増設工事等を実施し、各部屋の出入口及び職員用出入口にカードリーダーを増設しました。これにより、セキュリティ管理の一環として職員の在室状況の把握や出退勤情報の管理が可能となり、これまで以上に安全で安心な職場環境の整備につながっています。今後はセキュリティ機器の老朽化が見込まれるため、維持管理など適切に行ってまいります。
資産経営課		公共建築物管理支援システム更新事業	公共建築物の基礎情報や改修工事等の履歴などを一元的に管理できる公共建築物支援システムについて、サーバー機の保守対応が終了したことに伴い、データ消失の回避や予防保全事業などの継続性を確保するため、サーバー機の更新及びそのことに伴うプログラム改修を行うもの	サーバー機更新に係る契約を締結し、新規サーバー機に公共建築物管理支援システムが対応するよう更新事業を実施しました。年度内に、新規サーバーにて公共建築物管理支援システムが稼働できるよう作業を進めております。	サーバー機の更新によりシステムが継続して稼働できることで、今後も予防保全事業計画の策定等をとおして、施設の適切な維持管理に資することができます。
資産経営課		庁舎にぎわい創出事業	本庁舎前庭の活用と合わせて、本庁舎東側壁面を使い映像投影やライトアップ等を行うことで、にぎわい創出の一助につなげるものです。	本庁舎東側壁面を活用した映像投影やライトアップ等の実施に向け、必要な設備の整備を行いました。	本庁舎東側壁面を活用した映像投影やライトアップ等を実施できる環境を整備し、市庁舎周辺のにぎわい創出に向けた基盤を整えました。今後も、本庁舎前庭の活用とあわせ、にぎわい創出に向けた取組を進めます。
資産経営課 環境政策課 建築課 教育施設課		LED照明導入推進事業（導入段階）	2025年末から2027年末までにかけて段階的に直管蛍光灯管製造禁止となることが決定されたことを受け、照明のLED化が進んでいない施設（204施設）を対象に、今後のLED照明化を検討するための修繕計画の基礎資料を作成するため、必要な調査を行うものです。	必要な調査を進めている中、未完了の施設が残っている状況です。また、修繕計画の基礎資料の作成を進めておりますが、調査、基礎資料作成とともに8年度中の完了が見込まれます。	直管蛍光灯管製造完全廃止となる2027年12月を見据え、修繕計画を立てることは急務となります。引き続き調査及び基礎資料作成を進めるとともに、修繕計画策定に向けた準備を早急に進めて行くことが重要です。
契約検査課	デジタル化の推進	契約事務の電子化推進事業	茅ヶ崎市におけるデジタル化を推進し、事業者と本市の双方において、さらなる利便性の向上や事務の効率化を図るため、電子契約サービスを活用して、非対面・非来庁型行政サービスを推進します。	令和7年度は、全庁で約870件が電子契約サービスによる契約締結（令和4年度当初導入からの累計は約3,100件）となり、手続きの電子化により、本市として約200万円のコスト削減効果があったものと試算しています。また、電子契約は、事業者の来庁や印紙代を不要とするため、事業者の負担軽減にも貢献しているものと考えています。	令和4年度に神奈川県内の自治体で初めて、全庁にて電子契約サービスの利用を開始し、実施計画2025計画期間中に、契約相手方となる事業者が希望されない場合を除いて、ほぼすべての契約締結事務の電子化が達成されたものと考えています。引き続き、電子契約サービスの利用等を通じ、契約手続きの電子化を推進し、行政事務の効率化および事業者の負担軽減に貢献します。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
秘書課	姉妹都市ホノルル市・郡との交流促進	ホノルル市・郡との姉妹都市提携交流事業	<p>地域経済の活性化とともに国際感覚を持った次代を担う人材が育つまちを実現するため、教育、経済、文化などさまざまな分野での交流を促進します。</p> <p>青少年国際交流事業や両市の文化に触れるイベントの開催、ホノルルフェスティバルでの交流の機会創出、姉妹都市サミット（令和5年度）への参加など継続的に実施し、姉妹都市締結10周年（令和6年度）、またその先も両市の交流を発展、継続させます。</p>	<p>姉妹都市交流の更なる推進・深化につなげる取り組みが多様な主体により行われました。事業4年目のホノルルミーツでは、そのコンセプトを「スポーツ・文化の市民相互の交流の場」として実施し、約5,000人の方が来場しました。また、3月には青少年国際交流事業として、茅ヶ崎の小学生4人のホノルルへの派遣を行う予定です。現地での経験を効果的・効率的に活用する仕組みとして、渡航引率者に教職員を抜擢し、事業実施の準備を進めました。</p>	<p>締結から10年を経て、姉妹都市交流自体がまちの魅力の一要素となりました。今後も継続性のある姉妹都市交流を実現するにあたり、両市が同じ方向性を持ち交流を育み、多くの方に共感・理解をいただくことが重要です。特に、学校生活を通じた姉妹都市交流は、多様な考えや文化への理解、またコミュニケーション能力を育成する重要な機会となります。ホノルルへの派遣といった直接的な交流は、その人数にも限りがあるため、身近に国際感覚に触れる機会を創出できるよう様々な取り組みを進めていきます。</p>
総合政策課		SDGsの活用等によるパートナーづくり促進事業	<p>多様化・複雑化する地域課題に対応していくために、既存の包括連携協定に加え、SDGsを共通言語として、より一層公民連携を推進し、公・民それぞれの強みを生かし、弱みを補完することで地域課題の解決と地域の魅力向上に、継続的に取り組みます。</p> <p>具体的には、公民連携推進デスクを設置するとともに、内閣府が行っている地方創生SDGs官民連携プラットフォームの活用、市役所内外をターゲットとしたSDGs×公民連携研修の実施、SDGs未来都市・自治体モデル事業応募に向けた調査研究に取り組みます。</p>	<p>湘南ベルマーレとの「持続可能な地域づくりのための連携協定」に基づき、「サステナトレセンProject.」を本格実施しました。市内小学校の「総合的な学習の時間」等で取り組んでいるSDGsに関する学習や地域学習において、湘南ベルマーレ及びそのパートナー企業と協力し、持続可能な地域づくりの実現に向けた探究活動に取り組みました。</p>	<p>令和5年に公民連携推進デスクを設置し、事業者提案型の連携体制を構築しました。企業や職員を対象としたセミナーの実施により、SDGsを共通言語とした公民連携の推進を図りました。</p> <p>また、新たに2社と包括連携協定を締結するとともに、包括連携協定に関する考え方や協定の締結基準、進め方などを整理した「茅ヶ崎市包括連携協定に関するガイドライン」を策定しました。既存の連携事業に留まることなく、社会・地域課題の解決や市民サービスの向上を共通目標として捉え、その目標に向けて、継続的な対話に基づき連携・共創していきます。</p>
総合政策課		企業版ふるさと納税による寄付金の採納及び基金管理事務	<p>企業版ふるさと納税による寄付金のさらなる獲得を目指し、企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託やサポートサイトを活用します。企業版ふるさと納税を茅ヶ崎市実施計画2025に掲げる新規事業や拡充事業の財源として活用し、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標の達成を目指すとともに、将来都市像の実現に向けた行政経営を推進します。</p>	<p>企業の寄附意向の傾向及び地域や事業の独自性を踏まえながら選定した事業について、事業の意義や効果をより分かりやすく整理し、市ホームページで重点的にPRするとともに、マッチング支援業務委託によるプッシュ型アプローチを行い、寄附の拡大を図りました。</p> <p>基準日時点の寄附実績は、25件6,855,000円（令和6年度同時期は、21件13,400,000円）となっています。金額は減額となっていますが、件数は増加し、本市の取り組みが多くの企業に共感が広がっていると認識しています。</p>	<p>寄附金額・件数は、増加し続けています。</p> <p>新規開拓に効果的なマッチング支援業務委託は一定の成果が得られている一方で、1件あたりの寄附額は比較的少額となることや寄附後の関係構築につながりにくいといった課題があります。従前の取り組みに加え、企業に対する市職員の直接的なアプローチによる丁寧な対話を重ね、企業にとっては社会課題への参画による企業の価値向上、本市にとっては地域課題の解決や魅力向上につながる関係づくりを進め、企業版ふるさと納税の活性化を図ります。</p>
総合政策課		市民意識調査等に関する事務	<p>市民の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見などを把握し、総合計画の進行管理や実施計画策定のための基礎資料として取りまとめ、貴重な統計情報として蓄積します。</p> <p>総合計画の中間評価や実施計画の策定における基本的な方向性を検討するため、令和6年度に市民意識調査を実施し、状況に応じた施策・事業展開へとつなげます。</p>	<p>前年度までに事業が完了しました。</p>	<p>令和6年度に実施した市民意識調査の有効回収率は58.7パーセントとなり、市民意識を把握する上で信頼性のある結果となりました。調査結果を総合計画の中間評価や実施計画の策定における基本的な方向性を検討する上での基礎データとして活用し、実施計画2030の策定につなげました。</p>
総合政策課		まち・ひと・しごと総合戦略の改定に関する事務	<p>令和4年12月に国が第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定、また、神奈川県が6年3月末に新たな総合戦略を策定する中で、本市でも国・県の総合戦略との整合を重視し、6年度に「茅ヶ崎市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定します。</p> <p>策定にあたっては、本市にとっての「地方創生」について改めて分析・検討を行うとともに、本市の総合計画・実施計画の事業を地方創生の観点で整理し位置付けを行います。</p>	<p>令和7年度は、地方創生の視点においても効果を意識しながら事業を立案・検討するとともに、総合戦略に紐づく国の新しい地方経済・生活環境創生交付金や企業版ふるさと納税制度による寄附等によって財源を確保しながら事業を推進しました。</p>	<p>総合戦略の策定過程では、コロナ禍を経て本市のまち・ひと・しごとの分野にどのような変化が起きたのか、前総合戦略の振り返りと現状分析を行い、最終的に地方創生の視点で取り組みを整理し位置づけることができました。本戦略は令和10年度までの計画となりますが、まち・ひと・しごとの分野における変化を敏感に捉えながら事業の立案・推進を行い、総合戦略に位置付ける地域ビジョンの達成を目指します。</p>

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
総合政策課		白浜町等地区みどり・防災機能確保事業	白浜町、菱沼海岸及び浜須賀に所在する「旧茅ヶ崎ゴルフ場」（現、GDO茅ヶ崎ゴルフリンクス）が持つ公益的機能（みどり・防災）を確保するため、令和8年4月以降の当該地の次期利活用に関する考え方の策定、都市計画の変更を進めるとともに、土地所有者と調整を行いながら必要な支援を行うものです。	市が策定等した「茅ヶ崎ゴルフ場区域の利活用に関する考え方」及び「菱沼海岸地区地区計画」に基づき、土地所有者がゴルフ場運営事業者の募集を行い、優先交渉権者を選定しました。市は同考え方に基づく利活用が実現し、持続的な事業運営が可能なゴルフ場として公益的機能が確保されるよう、土地所有者に対する財政的支援を行うこととしました。	土地所有者の理解のもと、市が要望してきた公益的機能を持つゴルフ場が継続されることとなりました。 今後もゴルフ場が持つ公益的機能が確保されるよう、土地所有者、運営事業者と連携して取組を進めてまいります。
行政改革推進課		会計年度任用職員等の権限拡大	会計年度任用職員等の各種システムの利用権限を拡大することで、定例的事務の範囲を広げ、正規職員が思考的業務に注力する環境を作り、正規職員の負担軽減及び総人件費の削減を図ります。	既に会計年度任用職員等の事務権限拡大による定例的事務の効率化に取り組んでいた課を先例とし、グループウェアの利用状況等を共有を行った結果、令和7年度実績は、事務処理件数は約10,300件（+28%増）で、効果額は約122万円となりました。	会計年度任用職員へのグループウェアの利用権限付与については、追加経費を要することなく対応できました。また、その活用により実施計画期間内での会計年度任用職員による事務処理件数は合計約20,600件となりました。これにより正規職員は、延べ1,180時間を他の業務に充てることが可能となり、効果額として約236万円相当額の生産性向上を行う事ができました。今後も取り組み状共有図り、効果を全庁的に波及させます。
行政改革推進課		持続可能な自治体運営に向けた組織体制の強化	市としての新型コロナウイルス感染症への対応を検証することで望ましい人員体制、組織体制を構築し、持続可能な自治体運営を行います。	令和7年4月に茅ヶ崎市業務継続計画として災害級の感染症が発生した場合に備えた各部局等の業務優先区分一覧の策定を関係課と調整を図り実施しました。また、発生時に即時に職員体制を構築するための必要人員数の精査と対応職員登録を実施しました。	新型コロナウイルス感染症への対応の検証を基にした全庁における業務優先区分の策定、対応体制の構築に至ったことから、計画所期目標は達成した状態となっています。今後は、人事異動に伴っての対応体制の更新と継続的な研修の実施による実効性を担保し続けることが求められます。
行政改革推進課		インボイス制度への対応	適格請求書等保存方式（インボイス制度）に適切に対応し、事業者の仕入れ税額控除の機会の確保及び消費税の適正課税に寄与します。	令和5年10月の導入から2年を経過し、適格請求書への対応のみならず、利用料金制を導入している施設からの適格簡易請求書に関する連絡調整を行い、引き続き制度の適切な対応に向けて連絡調整を行いました。	インボイス制度を取り巻く環境として、免税事業者からの仕入税額控除として税額相当額の80%を控除可能とする経過措置期間が2026年9月末までであることから、引き続き全庁へ制度の適切な運用に必要な情報提供を行う必要があります。
行政改革推進課		WEB会議用ワークブース運営事業	WEB会議専用のワークブースを設置することで、庁内の会議室の効率的な運用及びWEB会議に柔軟に対応できる体制の構築を図ります。	WEB会議専用ワークブースの令和7年度利用実績（12月末日時点）は、昨年と同様1か月あたり約120件の利用があり、業務効率化の効果額は約46万円となりました。また、利用している課も特定の部局に偏ることなく、全庁的に活用できている結果となりました。	WEB会議専用ワークブースは、庁内への設置と運用開始、特定の部局に偏ることなく全庁的に日常的な活用に至ったことから、所期の目的を達成した状態となっています。今後は、その利用目的をWEB会議のみならず職員が集中して政策検討等を深化させるコアブースとしての活用に広げての生産性向上が求められます。
行政改革推進課		通信手段のSMSへの置換事業	郵送や電話等により行っていた市民や事業者との通信を、より安価な手段であるSMS（携帯電話のショートメッセージサービス）へと置き換えて実施するもの。	令和7年4月から実運用を実施しました。基準日までに8課12業務において、3,350件ほどの送付実績があり、従来の通知方法（電話・郵送）だと300,000円ほどの通信運搬費がかかる場所、90,000円程の支出で済んでおり、その効果額は、210,000円程となっています。	通信運搬費だけでなく、職員の電話、郵便に係る人件費、また、特に電話に係る精神的な業務負担の軽減に寄与しています。今後は、費用対効果について短期的な視野に捉われすぎない丁寧な精査を行い、職員数の減少局面でも適切に行政サービスが維持できるよう、効果的な活用を推進していきたいと考えています。
広報シティプロモーション課	シティプロモーションの推進	シティプロモーション推進事業	人口減少期においても本市が活力あるまちであり続けるためには、子育て世代を中心とした新たな転入を継続的に促進していく必要があります。このため、Webマガジン「#ちがすき」やインスタグラムなどのSNSを活用し、茅ヶ崎での暮らしや子育ての魅力に焦点を当てた情報発信を行います。あわせて移住相談等の取組を実施し、茅ヶ崎への関心喚起と転入促進を図ります。	庁内外の関係団体と連携し、Webマガジン「#ちがすき」による移住者インタビューやイベント記事の掲載、インスタグラムでの情報発信など、茅ヶ崎の暮らしの魅力を伝える取組を実施しました。市外の方には茅ヶ崎暮らしへの共感を促し、市民にはまちへの愛着を高めることを目的に幅広い分野の情報を発信しました。また、インスタグラムを活用した「#ちがすき写真展」を開催し、市民による発信力の向上にも取り組みました。	Webマガジン「#ちがすき」やSNSを活用し、移住者インタビューやイベント記事の発信、市民参加型の「#ちがすき写真展」などを実施し、茅ヶ崎での暮らしの魅力を継続的に発信してきました。市外への共感獲得と市民の愛着醸成の両面で一定の効果が見られました。今後は、インナープロモーションによるシビックプライドの醸成をさらに進めるとともに、まちの活性化につなげるため、ターゲットを意識した情報発信の強化が課題です。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
広報シティプロモーション課	ふるさと納税のさらなる推進	ふるさと納税活性化事業	ふるさと納税による寄附額の向上を図るため、新たなポータルサイトや寄附手法の導入検討、返礼品の拡充などに取り組み、本市の魅力向上と寄附獲得の好循環を創出します。寄附機会の拡大に向けて、体験型返礼品など来訪を促す返礼品の発掘を進めるとともに、さまざまな媒体を活用した情報発信を行い、本市の魅力を広く発信します。	寄附の柱となる返礼品を中心としたリーフレットを作成し、リピーター向けに配布するとともに、検索連動型広告を実施するなど積極的なPRを行いました。また、返礼品ページのサムネイル更新による訴求力向上、新規事業者へのアプローチや新たな返礼品の追加など、返礼品の拡充を図りました。さらに、10月の制度改正を踏まえ、ポータルサイトの追加や、道の駅や宿泊に特化したサイトへの掲載など、寄附機会の創出にも取り組みました。	返礼品リーフレットの作成や検索連動型広告の実施、返礼品ページの改善などにより寄附獲得に向けたPRを強化しました。また、新規事業者の開拓や返礼品の追加、制度改正を踏まえたポータルサイトの拡充、道の駅や宿泊特化サイトへの掲載などにより寄附機会の拡大を図りました。今後は、寄附額の安定的な増加に向けて、魅力的な返礼品の発掘と効果的なプロモーションの強化が課題です。
広報シティプロモーション課		ホームページ・SNSの情報発信機能強化	情報共有体制を強化することで、市民の自立的な活動の推進やパートナーシップを確立し、笑顔があふれる活気あるまちづくりを実現するため、茅ヶ崎市ホームページの整理・再構築およびSNSによる情報発信を拡充します。	各課かいと連携しながらホームページの「見やすさ」や「たどり着きやすさ」を意識したホームページの構築に取り組みました。SNSについては、重要な社会インフラと捉え、より多くの市民に利用登録してもらうことができるよう広報紙など様々な媒体を利用し周知しました。また、災害時広報がより効果的・重層的となるよう体制整備や情報発信に取り組みました。	ホームページの改善や、SNSを活用した情報発信の強化に取り組みました。各種媒体を通じた利用登録の周知や、利用者ニーズに応じた情報配信を行うことで、市政情報に触れる機会の拡大を図りました。 一方で、情報の見やすさや探しやすさのさらなる向上、SNS登録者数の拡大、媒体の特性を踏まえた効果的な情報発信の充実が引き続き課題となっています。
広報シティプロモーション課		茅ヶ崎工フエム番組制作事業	茅ヶ崎工フエムと連携し、ラジオの発信力を活用して茅ヶ崎で暮らす魅力を市内外へ発信します。移住者に茅ヶ崎での暮らしや子育ての魅力を語ってもらうことで移住への関心を喚起するとともに、スポーツ・文化など様々な分野で活躍する市民をゲストに迎え、その声を通じて地域の魅力を紹介します。共感を生む情報発信により、市外には移住・定住の促進、市内にはまちへの愛着醸成を図ります。	茅ヶ崎FMにおいて、市民をゲストに迎える番組を制作・放送し、茅ヶ崎の魅力を広く発信しました。出演者は移住者や子ども、スポーツ・文化分野で活動する市民など多様な人材とし、茅ヶ崎での暮らしや地域での活動、まちの魅力を多角的に紹介しました。さらに、SNSを活用した番組周知を行うことで、ラジオとデジタルを組み合わせ合わせた重層的なシティプロモーションを展開しました。	茅ヶ崎FMと連携し、市民をゲストに迎える番組を制作・放送することで、移住者や子ども、スポーツ・文化分野の市民など多様な視点から茅ヶ崎の魅力を発信しました。SNSによる番組周知も行い、ラジオとデジタルを組み合わせ合わせた情報発信を展開しました。今後は、番組内容を他媒体と連動させるなど、シティプロモーション全体との相乗効果を高めていくことが課題です。
デジタル推進課		DX推進事業（PMH連携事業）	現在、健康保険証と紙の医療証で行っている医療費助成を、デジタル庁が構築したPMH（医療費助成の受給者証の情報自治体から医療機関に渡すためのシステム）を紹介して行うことが想定されています。 それに先立ち、令和6年度に先行実施する自治体をデジタル庁が募集しており、先行実施自治体はPMHに接続するためのイニシャルコストを国が負担することとなっていることから、先行実施自治体として本市が応募します。	令和7年3月に、小児医療及び障がい児医療のシステムとPMHでデータをやり取りできるようシステム改修を実施し、対応する医療機関ではマイナンバーカードを受給者証として利用し受診できることとし、継続して運用を行いました。	小児医療費・ひとり親家庭等医療費・重度障がい者医療費助成制度について、PMHの利用ができるよう対応しました。未対応の制度もあることから、国の動向等を見据え、適切に対応する必要があります。 また、国が提唱する医療DX推進の取り組みとして、医療分野でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進が図られるよう、マイナ保険証の紐づけ支援等を引き続き実施します。
デジタル推進課		自治体情報システム標準化・共通化事業	利便性の高いサービスの提供や業務の効率化、人的・財政的な負担の軽減を図るため、令和7年度までに、ガバメントクラウド等を活用した標準準拠システムへと移行し、情報技術を活用した持続可能な行政運営の確立を目指します。	標準化対象である20の事務のうち、12の事務について標準準拠システムへ移行し、3月末までにさらに2つの事務が移行できる見込みです。あわせて標準化対象事務とデータ連携を行うシステムについても、必要な改修を行い、引き続きデータ連携ができるよう整えました。 大量帳票印刷等の事務改善も行いましたが、引き続きさらなる業務効率化を目指し、改善に取り組みます。	令和7年度末までと定められた期限内に全事務の移行はできなかったものの、国の方針が改められ、今後5年以内の移行を目指すこととなり、移行の補助金の原資となるデジタル基盤改革支援基金の設置年限も5年延長されることとなりました。残る6業務については、確実な移行ができるよう引き続き取り組みます。 移行が完了した事務については、さらなる事務効率化に向けた改善を継続するとともに、ガバメントクラウドの最
デジタル推進課		デジタル化推進事業（DX人材育成）	茅ヶ崎市におけるデジタル化を推進し、さらなる利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、職員に対してDXに関する研修を実施し、DXに関する理念の理解ならびに職員の意識改革を行います。	認識共有・機運醸成のための研修を5回開催するとともに、DXの推進に係る個別相談会も併せて実施しました。	認識共有・機運醸成のための研修を3年間継続して実施するとともに、新たに「DX人材育成方針」を策定しました。 今後は、2040年問題等の社会的課題に適切に対応するため、本方針に基づき、DX人材の育成等に重点的に取り組む必要があります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
デジタル推進課		デジタル化推進事業（デジタルデバイス対策）	茅ヶ崎市におけるデジタル化を推進し、さらなる利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、より多くの市民がデジタル化の恩恵を受けることができるよう、デジタルデバイス対策等を実施します。	国のデジタル活用支援推進事業を活用し、市役所や公民館にて15回のスマホ教室を開催し、149人に参加いただきました。 また、マイナンバーカードと健康保険証の紐づけ等の支援を実施するとともに、10月よりオンライン支援を開始し、委託事業者が遠隔で支援を行いました。	継続してスマホ教室を開催するとともに、マイナンバーカードと健康保険証の紐づけ等の支援を行い、市民が安全に、そして安心してデジタル化の恩恵を受けることができるよう取り組みました。 しかしながら、今後も予想される需要の高まりや「困った時にすぐ相談したい」といったニーズに対し、十分に対応出来ていない現状であることから、多様な主体との連携等も視野に入れ、今後の取り組みを検討していきます。
デジタル推進課		デジタル化推進事業（最新技術の調査研究等）	デジタル化における様々な最新技術を、無償トライアルの活用を通じて調査研究し、行政事務の効率化を図ります。	QRコードツールについては、生庁照会や議事事務等で活用するなど引き続き対象業務を拡大しました。 タブレット端末・クラウド型文書共有システムについては、各種会議や市議会で活用し、引き続きペーパーレス化の推進を図りました。 生成AIについては、有償版導入を目指し、生成AI導入支援アドバイザーの協力のもと、情報収集・無償トライアル	QRコードツールについては、庁内での活用だけでなく、指定管理者等の外部とのやり取りや簡易な予約システムを構築するなど、様々な用途で活用し、行政事務のデジタル化に努めました。 タブレット端末・クラウド型文書共有システムについては、各種会議だけでなく、現場調査や窓口対応でも使用し、ペーパーレス化の推進に寄りました。
デジタル推進課		庁内システム管理事業	LGWAN回線を増強するとともにグループウェア等を更新することで、DX推進に係る庁内インフラを整備します。	令和6年度に更新したグループウェアシステムの活用を推進するとともに予定されている基幹系システム用の端末更新等を適切に行いました。	予定していた機器更新、インフラ整備については、一部リース期間を延長したものを除き、適切に実施することが出来ました。 引き続き、適切なタイミングで機器更新、インフラ整備が出来るよう取り組みます。
デジタル推進課		デジタル化推進事業（RPA利用の推進）	RPAのライセンス及び専用端末を追加購入し、行政事務の効率化を図ります。	引き続き、希望者向けの研修会・相談会を開催し、より多くの業務での使用を推進しました。	RPAについては、希望者向けの研修会・相談会や活用に関するサポートを実施したことにより、令和5年度は約6,100時間、令和6年度及び7年度は20,000時間以上稼働しており、業務効率化に寄与しています。 引き続き、庁内に対するサポートを実施するとともに、優良事例の横展開等を通じ、更なる活用に努めます。
デジタル推進課		デジタル化推進事業（AI-OCRの導入）	AI-OCRを導入し、紙媒体の手入力を削減し、行政事務の効率化を図ります。	引き続き、複数課かいてAI-OCRを活用し、手入力を無くしたミスの削減・業務効率化を目指すとともに、効果を踏まえつつ横展開可能な業務について検討を行いました。	AI-OCRについては、他機関から提出される様式が変更できないものを中心に複数の課で活用し、手入力の転記ミス等の防止となるなど、業務効率化に寄与しています。 引き続き、庁内に対するサポートを実施するとともに、優良事例の横展開等を通じ、更なる活用に努めます。
デジタル推進課		デジタル化推進事業（DX研修）	茅ヶ崎市におけるデジタル化を推進し、さらなる利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、職員に対してDXに関する研修を実施し、DXに関する理念の理解ならびに職員の意識改革を行います。	認識共有・機運醸成のための研修を5回開催するとともに、DXの推進に係る個別相談会も併せて実施しました。	認識共有・機運醸成のための研修を3年間継続して実施するとともに、新たに「DX人材育成方針」を策定しました。 今後は、2040年問題等の社会的課題に適切に対応するため、本方針に基づき、DX人材の育成等に重点的に取り組む必要があります。
デジタル推進課		施設予約システム更新事業	施設利用料の支払い時の利便性を向上するため、公共施設予約サービスにオンライン決済を導入するものです。このことに加えて、施設ごとの運用や帳票を可能な限り統一し、利用者の利便性向上と事務効率化、システムの維持管理コストの抑制を図ります。	令和8年10月に予定している公共施設予約サービスのシステム更新に向けて、公募型プロポーザルにより事業者を選定しました。今後は、事務の効率化と利用者の利便性の向上、システムの維持管理コストの抑制が図れるよう、選定した事業者と調整を進めます。	令和8年10月に予定している公共施設予約サービスのシステム更新に向けて、施設の管理者、令和7年度に選定した事業者と調整を進めます。 更新後のシステムでは、24時間利用可能となることに加え、オンライン決済の導入等を行い、利用者の利便性の向上と事務の効率化を図ります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
デジタル推進課		庁内ネットワーク無線LAN整備事業	タブレット端末の機能を業務用の一人一台パソコンの機能に統合し、運用経費の圧縮と職員の利便性向上を同時に実現するため、庁内ネットワークにおける無線LAN環境を整備します。令和8年度末に保守対応期限が切れた後にタブレット端末を更新する台数を最小限に抑えるとともに、ペーパーレス会議をより一層推進し、庁内ネットワークを利用した円滑な会議運営を実現するものです。	令和6年度から構築している無線LAN環境により、タブレット端末で行っている業務を一人一台パソコンの機能に統合しました。令和7年度は、これまでタブレット端末で行っていた議会対応を一人一台パソコンで行いました。	実施計画2025の計画期間中においては、タブレット端末で行っている業務を業務用の一人一台パソコンの機能に統合し、運用経費の圧縮を図りました。令和8年度以降は、無線LAN環境を拡大し、部署の垣根を越えた職員同士がより活発かつ効率的に議論できる環境を構築していきます。
デジタル推進課		登記情報連携システム利用事務	従前、法務局に出向いて取得していた登記情報を、法務省が推進する登記情報連携システムの利用環境を整えるもの。これにより、本市が登記情報を取得する際にはオンラインで取得するとともに、市民や事業者が本市への各種申請にあたって添付を義務付けていた登記情報についても添付を要しないこととし、本市が直接登記情報を取得できるようにするもの。	令和7年度は、国に対し公用請求代替のための登記情報連携の利用申請を行い、市の端末上から申請した業務に係る登記情報を閲覧可能とし、法務局への公用請求を不要としました。また、市民や事業者が本市への申請時に添付を義務付けていた登記証明書について、不要となるよう条例改正の準備を進めました。	公用請求代替及び添付省略ともに、対象となる事務がある場合には、遅滞なく国に申請を行い、市民等の利便性の向上及び行政事務の効率化に努めます。
デジタル推進課 市民課 市民税課 収納課 資産税課 資産経営課	デジタル化の推進	デジタル化推進事業（電子申請の推進）	茅ヶ崎市におけるデジタル化を推進し、さらなる利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、既存の電子申請システムに決済機能を追加するとともに、国のシステムであるマイナポータルからも電子申請可能（子育て・介護等）とする仕組みを構築することで、非対面・非来庁型行政サービスを推進します。	引き続き、現在電子申請対象となっていない業務について、順次オンライン化を推進めるとともにし、手数料等の電子納付を実施し、更なる非対面・非来庁型サービスの推進を図りました。	令和5年3月に策定した「茅ヶ崎市デジタル化推進方針」では、方向性の1つとして地域社会のデジタル化を位置づけ、デジタルファーストによるサービスの提供に取り組むこととしています。そのため、行政手続のオンライン化に積極的に取り組み、オンライン申請可能な手続き数を増やすとともに、来庁不要で手続きが完了となる郵送交付申請も推進してきました。今後は「行かない窓口」の実現に向け、オンライン申請未対応の手続きに対する対応やコンビニ交付サービスの拡充等に取り組む必要があることから、全庁的な認識共有を図る必要があります。
デジタル推進課 市民課		デジタル化推進事業（最新技術の調査研究等） （書かない窓口RPAシナリオ改修）	基幹系システムの標準化により業務システムの画面構成等が変更となったことに伴い、書かない窓口システムに入力されたデータを基にRPAにより自動処理している業務を継続するため、RPAのシナリオ改修を行うものです。	標準化対応に伴う検証作業等により業務が増加する中、RPAシナリオ改修に伴う検証作業も並行して行いました。その結果、引き続きRPAによる自動処理により業務を継続することができ、窓口業務の効率化及び市民サービスの維持が図られています。	【達成事項】 ・RPAシナリオ作成、改修を委託により実施しました。（マニュアル等の整備はされています。） 【課題】 ・改修による影響が全くないわけではなく、RPAの稼働状況に改修前より気を配る必要が出ています。
市民自治推進課	地域活動の拠点づくり	（仮称）松林地区地域集会施設等複合施設整備事業	市民主体のまちづくりを推進し、継続的に地域活動を支援していくため、市営高田住宅跡地に、（仮称）松林地区地域集会施設等複合施設を整備します。令和7年度は、建設工事等を行い、8年10月の開館を目指します。	令和8年10月の開館に向けて建設工事を令和7年度から8年度にかけて実施しております。また、地域集会施設条例を改正し松林コミュニティセンターを位置づけ、指定管理者の選定のための手続きを進めました。	令和5年度に建物設計に着手し、松林地区の皆様のご意見を伺いながら設計を進め、令和6年度に設計が完了しました。令和7年度からは建築工事に着手し、令和8年10月の開館に向けて整備を行ってまいります。また、松林地区まちぢから協議会が円滑な管理運営を行えるようサポートし地域交流の拠点としての役割が果たせるよう進めてまいります。
市民自治推進課		地域集会施設管理運営業務（予防保全）	令和5年度に茅ヶ崎地区コミュニティセンターの空調を更新します。	前年度までに事業が完了しました。	令和5年度に茅ヶ崎地区コミュニティセンターの空調をしました。引き続き、11館ある地域集会施設の予防保全を計画的に実施し適切な管理に努めてまいります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
市民自治推進課		市民活動サポートセンター管理運営業務（予防保全）	令和5年度に市民活動サポートセンターの空調を更新します。	前年度までに事業が完了しました。	令和5年度に空調工事を実施したことで、市民活動サポートセンターの空調施設の更新はすべて完了しました。引き続き、計画的な予防保全事業を実施し適切な管理に努めてまいります。
市民自治推進課	市民活動団体や企業などと連携コーディネート	多様な主体との協働の推進事業	人口減少や少子高齢化の進展など社会構造が大きく変化し、市民ニーズが多様化・複雑化する中で、協働は本市のまちづくりに欠かせないものです。こういった状況を踏まえ、市民活動団体などの多様な主体ならではの当事者性や専門性、ネットワークなど、行政とは異なる特性を生かした協働が進むよう、情報の受発信や相談受付、研修の実施、市民活動サポートセンターと連携した事業などを期間中随時実施します。	令和7年度は、協働に関する基礎知識の習得と市民活動を行っている市民と職員とが顔と顔の見える関係構築を目指した研修「対話で始まるきっかけづくり」を開催し、多様な主体との連携に向けたきっかけづくりを実施した。また、市民活動サポートセンター主催の第3回ミライトークに協力し、将来のまちづくりについて語りあい、意見交換を行いました。	実施計画2025計画期間中に、協働の研修を継続的に実施し、多様な主体との連携の職員意識の醸成を行いました。また、令和5年度からスタートして市民活動サポートセンター主催のミライトークに協力することで、市民活動団体と市との交流が促進し、相互理解が進みました。引き続き、多様な主体との連携を促進し、協働に発展するような基盤整備を進めてまいります。
市民自治推進課		市民参加推進・啓発事業	市民参加に関して必要な事項を定めた茅ヶ崎市市民参加条例では、4年を超えない期間ごとに、条例の施行状況を検証し、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない、とされています。5年度に検証方針の検討、職員アンケートの実施。6年度に市民アンケート・ヒアリング、学識経験者からの意見聴取、市民説明会、パブリックコメントなどを行い検証を行い、必要な措置を講じてまいります。	令和6年度に実施した条例検証の結果を踏まえ、職員向けマニュアル「市民参加手続きガイド」を改定しました。また、旧藤間家住宅をテーマとした市民協議会を開催し、活用方法について討論し意見を頂戴しました。なお、政策提案制度について1件の提案があり、提案内容について検討を進めた結果、次年度以降の施策実施の際には、提案内容を踏まえた内容とすることとしました。	令和6年度の条例検証においては、多様な手法で検証を行った結果、現在の施策継続に加え、より効果的な周知啓発を実施することとしております。今後につきましては、引き続き市民参加手続きの普及・啓発を行い市民主体のまちづくりを推進してまいります。
防災対策課	災害時要配慮者の支援体制強化	要配慮者対策事業	令和5年度に避難行動要支援者名簿の登載者についてチェックリストを作成し、避難支援の優先度の高い方を把握します。また、地域をはじめとした避難支援等関係者等と連携・協力のための調整を進め、6年度から、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者のうち、真に支援が必要な要支援者に対し、個別避難計画を作成します。	高齢者や障がい者など避難行動要支援者の避難困難性を勘案し、市では令和6年度に引き続き、優先度の高い方から段階的に個別避難計画の作成を進めています。一方、避難行動要支援者は約1万4千人の登録があり、市の取組だけでなく、平行して本人による個別避難計画の作成及び地域の方による支援の取組を進め、避難の実効性を高めていくことが必要であると考えています。	避難行動要支援者の避難の実効性を高めるためには、避難行動要支援者を支えるための共助の取組を推進していくことが重要であると認識しています。今後、地域で支え合うための方法や避難支援等に関する取組のポイントなどをまとめた「支援の手引き」を作成・公表していく予定です。
防災対策課		地域自主防災活動促進事業	地域において、住民の防災意識が高まり、平時から災害による被害を最小限に抑える減災活動が行われるよう、地域防災力の向上を目指します。災害時に自主防災組織が効果的な応急対策活動を実施できるよう、自主防災組織活動の手引きを活用した支援や防災リーダーの育成や新規養成に努めます。また、地域の取組事例紹介や情報交換などにより地域課題の解決を図れるよう、防災展を開催する。	「自分たちの地域は自分たちで守る」共助の精神に基づく自主防災活動がより一層進むよう、防災訓練や防災リーダー研修等を通じ、地域活動の支援に取り組んでいます。自主防災組織活動の中心的存在となる防災リーダーに対しては、フォローアップ研修により知識と技術の向上を図るとともに新規防災リーダーの育成に努めました。また地域課題の解決につながるよう、防災リーダー研修や養成研修、防災展などでは、他地域の自主防災組織との情報交換が行えるよう環境の整備に努めました。	防災リーダーの知識と技術の更新を図るとともに、新規防災リーダー養成により、地域防災活動の担い手の確保と質の向上につなげることができました。研修会での情報交換や防災展の取組事例紹介などを通じ、自主防災組織同士による情報交換が行われ、他地域との協力関係の構築や課題解や活動のヒントを得ていただくことができたものと捉えています。一方で、地域防災活動の担い手の確保は多くの地域で共通の課題となっていることから、市民の防災意識の向上や地域活動への参画について、より一層高めていく必要があります。
防災対策課		危機管理体制強化推進事業	防災リーダーの知識と技術の更新を図るとともに、新規防災リーダー養成により、地域防災活動の担い手の確保と質の向上につなげることができました。研修会での情報交換や防災展の取組事例紹介などを通じ、自主防災組織同士による情報交換が行われ、他地域との協力関係の構築や課題解や活動のヒントを得ていただくことができたものと捉えています。一方で、地域防災活動の担い手の確保は多くの地域で共通の課題となっていることから、市民の防災意識の向上や地域活動への参画について、より一層高めていく必要があります。	市の危機管理体制を強化するため、部局長や課長、各課に設置した危機管理主任、それぞれに対して、危機事態発生時の初動対応や状況報告手順などの理解向上に向けた研修を実施しました。なお、研修にあたっては外部から委嘱している防災危機管理アドバイザーの助言を得ながら実施しました。また、一般職員向けの動画研修や四半期毎の危機事態の共有等により、職員への注意喚起に努めました。	令和5年度より所属毎に危機管理主任を設置し、職員の役職等に応じた研修や実際に生じた危機事態の定期的な共有の実施を継続したことにより、職員の危機事態への認識の醸成や対応力向上に務めました。今後についても、令和7年度に実施した職員の意識調査の結果や危機事態の動向等を踏まえ、市としての対応や判断を円滑に行うための取組を継続していく必要があります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
防災対策課		防災倉庫・資機材等整備管理事業	災害による被害の軽減及び市民の安全・安心を確保し、災害時の混乱予防につなげていくために、防災資機材等の維持管理、応急対策用資機材・防災倉庫等の整備及び維持管理方針の検討、災害時のトイレ対策の検討を行います。	災害時活用のための防災資機材の維持管理や、防災倉庫の修繕等を実施しました。防災資機材の整備については、能登半島地震で生じた教訓や他自治体の取組などを踏まえ整備を進めました。トイレ対策におけるマンホールトイレ設置に関する検討については、引き続き下水道河川部と連携して進めていく必要があります。	防災倉庫について、雨漏り等が生じた箇所について適宜修繕を行ってきましたが、各倉庫は設置してからかなりの年月が経過していることから、今後は修繕対応の増加が見込まれることが課題として挙げられます。資機材整備については、今後も災害事例による教訓や他自治体の取組などを参考に整備を進めてまいります。
防災対策課		防災啓発事業（備えるフェア・消防防災フェス、ハザードマップ）	激甚化・頻発化する災害に対応するためには、行政主導の防災対策に加え、市民一人一人が「自助」の認識を持つことが重要となります。日頃から災害への備えを行い、地域住民の助け合いによる主体的な防災活動が実践できるよう取り組みます。 小・中学校における防災教育、市内店舗と連携した防災用品普及促進の取り組み、消防防災フェスティバル、各種ハザードマップの作成・周知を実施し、自助の促進、防災意識の向上と、火災や災害などから身を守る行動力の向上	近年大きな災害が発生する中で、市民の災害や防災への関心が高まっており、市民の防災への関心が高まっていることから、学校防災教育、備えるフェア、消防防災フェスティバルについては継続して実施してきた。どの事業もターゲット層が異なり、幅広い年代に防災啓発を実施することで、本市の防災力向上を図ることができました。 また、新たな津波ハザードマップを作成し、それに伴って、説明会、津波避難訓練を実施したことにより、自助、	能登半島地震、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）、津波警報の発表等により、市民の災害や防災への関心が高まっており、学校防災教育、備えるフェア、消防防災フェスティバルについては継続して実施した。各事業を通じて幅広い年代に防災啓発を実施することで、本市の防災力向上を図ることができた。また、新たな津波ハザードマップを作成し、説明会、津波避難訓練を実施したことで、自助、共助の認識・取組が進みました。
防災対策課		避難対策事業	想定される災害リスクを回避し、さまざまな事情を抱えるすべての避難者の命と安全を守ることができる避難環境の確保を図ります。 指定避難所の避難生活環境の向上に努めるとともに、地域の身近な施設を避難所とする「届出避難所」について導入に向けた調査を行います。 障がい者や高齢者等の要配慮者の避難先として総合体育館を指定福祉避難所として活用できるよう取り組みを推進します。	小中学校においては、避難スペースとなる体育館に空調設備と停電時も稼働できる用非常用発電機の整備を進め、あわせて、能登半島地震の課題や国のガイドライン等を参考に、避難所運営マニュアルの見直しを進めました。 届出避難所については、他自治体の取組状況や運用上の課題などについて情報収集を進めました。 福祉避難所の活用については、福祉部と協力するとともに、福祉避難所の運営において、専門的な知見を有する民間事業者との協定を締結し、協力関係の確保に努めました。	小中学校の避難生活環境について、新たに空調設備の整備が進められ環境の改善が図られました。今後は、新たな視点を踏まえ更新した避難所運営マニュアルに基づき、避難所開設訓練を実施するなど、ソフト面での充実を図る必要があります。 地域の身近な避難場所となる届出避難所については、引き続き他自治体の取組事例などを収集し、本市の災害リスクや地域特性を踏まえ、引き続き検討を進めていく必要があります。 福祉避難所について、職員の理解向上と、協定先や関係
防災対策課		防災情報市民伝達事業	災害時に市民が適切な行動をとり、自身の生命、身体及び財産を守ることができるよう、防災情報や緊急性の高い情報を確実に受け取れるようにすることが重要です。 市ホームページやメール配信サービス、防災ラジオ、t v kのデータ文字放送等、防災情報の発信手段が複数あることから、令和5年度にアンケートを実施し、市民の防災情報取得方法などの傾向を把握します。アンケートの結果を踏まえ、最適な情報発信のあり方を検討します。	防災行政用無線や防災ラジオ、メール配信サービスやt v kのデータ文字放送等とあわせて、デジタルデバイスの普及を踏まえたLINE等の各種SNS媒体も活用し、複数の手段で情報発信を行いました。台風等により災害の発生が予見される際は、早い段階で、ホームページやLINE、公式エックス等により、注意喚起を行いました。また、避難情報等を発信する際には、緊急速報メール等も活用し、緊急情報の発信を実施しました。	市が整備する情報発信の手段の特徴を考慮しながら、複数の手段を組み合わせ、情報発信を行ってきました。今後についても、令和5年度に実施したアンケートや全国の災害事例、社会情勢の変化を的確にとらえながら、取りこぼしのない情報発信のための取組を継続することが必要となります。
防災対策課		避難所の生活環境向上事業	避難所生活が中長期的に及ぶような大規模災害が発生した際にも、避難所の衛生環境と避難者の心身の健康を確保するため、これまで整備してきたものに加え、新たに循環式お風呂システム及び水循環型手洗い器、災害用給水タンク等を整備するものです。	能登半島地震等の災害事例の教訓や他自治体の取組などを踏まえ、避難所の衛生環境の向上を図るため、循環式お風呂システム、水循環型手洗い器、災害用給水タンク及びマンホールに直結可能な簡易トイレ等の新たに整備し、避難所となる公立小中学校等に配備を行いました。	避難所の衛生環境の向上及び避難者の心身の健康を確保するための対策は、避難所生活が中長期化するような場合において特に重要となってきます。今後も災害事例による教訓や他自治体の取組などを参考に必要となる対策を検討し、避難所の生活環境向上の実現に向け、継続して取組を推進する必要があります。
防災対策課		地域自主防災活動促進事業	災害時にまちづくり協議会が活動するために必要となる防災資機材を整備するため、（一財）自治総合センターが所管するコミュニティ助成事業の補助金を活用するものです。	松浪地区まちづくり協議会において、地区内自主防災組織等の体制強化を図ることを目的として、災害時の対応力向上及び活動を迅速かつ円滑に行うために、本補助金を活用して発電機、テント、投光器、担架、車いす、台車、ポータブル電源及びソーラーパネル等の資機材を整備しました。	令和5年度に小和田地区まちづくり協議会、令和7年度に松浪地区まちづくり協議会が本コミュニティ助成事業の補助金を活用し、災害時の活動において必要となる資機材の整備を進めることができました。本コミュニティ助成事業の交付を受けるためには選考等があるため、申請すれば必ず交付を受けられという性質のものではありませんが、各地区の防災力の向上を実現できるよう、今後も努めてまいります。
防災対策課		Jアラート受信機器の更新	市が整備する情報発信の手段の特徴を考慮しながら、複数の手段を組み合わせ、情報発信を行ってきました。今後についても、令和5年度に実施したアンケートや全国の災害事例、社会情勢の変化を的確にとらえながら、取りこぼしのない情報発信のための取組を継続することが必要となります。	令和7年度内に機器の更新を完了しました。	対処に時間的余裕のない事態に関する国からの情報発信を確実に実施するために、引き続き機器の維持管理を行います。
安全対策課		自転車駐車場管理運営及び施設整備事業	駅周辺の放直目自転車の防止および自転車利用の促進を図り、市民の安全で快適な生活を確保するため、駅周辺の9か所に市営自転車駐車場を設置しています。令和4年度に実施した「茅ヶ崎市4駅（茅ヶ崎駅、辻堂駅、香川駅、北茅ヶ崎駅）周辺自転車等駐車場需要調査」の調査結果を踏まえ、自転車駐車場の統廃合・複合化・集約化を視野に入れながら、市民ニーズにあった自転車駐車場の運営方法等を検討	令和7年度では、市営目転車駐車場の再整備について、関連する公共施設等個別施設計画に基づき整理し、整備手法については内閣府のPPP/PFI専門家派遣制度を活用し、最適な事業手法の比較検討を行いました。 なお、令和8年度末に耐用年数を迎える新栄町第1自転車駐車場については、既存施設を適正・適切に解体作業を実施するため、アスベスト含有事前調査を発注しました。	市営自転車駐車場の再整備にあたり、民間活力の導入可能性及び最適な事業手法を内閣府PPP/PFI専門家派遣制度を活用し、整理することができました。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
安全対策課		交通安全教育及び啓発等事業	本市における交通事故の現状を分析し、交通安全教育を拡充し、交通事故の減少を図ります。 受講対象者ごとに内容を戦略的に作り替え、それぞれのニーズに合わせた交通安全教室を実施します。 民間団体や企業などとのコラボレーションにより新たな力を活用し、今までに交通安全教室を実施していない階層にアプローチし、受講者の拡大を図ります。	一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会や茅ヶ崎警察署と連携をしながら交通安全教育に取り組みました。 幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、社会人、保護者、高齢者の各年齢層別の交通安全教育に取り組んでいきます。特に、自転車事故の割合が高い保護者や高齢者向けの教育については、民間事業者とも連携し、交通安全教育の充実を図り、家庭内教育の実現に向けて取り組みました。 自転車事故の割合が高くなる小学校5年生を対象に、自	本市は、全人身事故のうち、自転車事故の占める割合が高く、神奈川県より「自転車交通事故多発地域」に指定されている状況です。 今後は、道路交通法改正によるいわゆる「青切符制度」の適用等も踏まえ、自転車を利用する一人一人が、交通ルールを、改めて、理解していただくため、より一層、関係機関等と連携し、ライフステージに合わせた交通安全教育を実施していきます。 特に、事故件数の多い、保護者、高齢者への交通安全教育
安全対策課		交通安全計画等策定・進行管理事務	本市における交通事故の実態の分析とこれまでの交通安全施策の振り返りを行い、関係機関と連携し、交通安全計画の策定とその進行管理を実施します。 令和5年度と6年度は、第11次茅ヶ崎市交通安全計画に掲げる個別施策の進行管理を行います。7年度は、交通安全対策基本法の改正等の趣旨等を踏まえ、次期計画策定の方向性について検討します。	第11次茅ヶ崎市交通安全計画に位置付けられた目標を達成するため、引き続き4つの施策に取り組みました。 次期茅ヶ崎市交通安全計画策定の方向性の検討結果を踏まえた対応を行いました。	茅ヶ崎市交通安全計画（令和5～7年度）に位置付けられた5つの目標※について、いずれも達成することは出来ませんでした。 今後は、より一層、関係機関等と連携し、ライフステージに合わせた交通安全教育に取り組むとともに、事故発生個所など危険箇所における事故防止対策に取り組んでまいります。
安全対策課		自動車駐車場管理運営事業	茅ヶ崎第1、2、3、4駐車場土地活用事業によって整備される駐車場は行政拠点地区内に位置する駐車場であることから、茅ヶ崎第2、3、4駐車場と同様の相互利用できる駐車場にするため、市役所、総合体育館、市民文化会館の利用者	事業目的の達成と併せて「茅ヶ崎第1駐車場土地活用事業」における駐車場運営に関する合意確認書」に基づき、茅ヶ崎中央パーキングに駐車し、市役所等を利用した実績について、上期からは、実績報告書として報告を行いました。	茅ヶ崎中央パーキングに駐車し、市役所等を利用する実績および減免負担額について、事業者と市が内容等を精査するため、「茅ヶ崎第1駐車場土地活用事業における駐車場運営に関する合意確認書」を締結しました。
市民相談課		消費生活相談事業	全国的なスケジュールに合わせて、全国消費生活情報ネットワークシステムの入れ替えとオンライン相談導入の可能性について検証を行います。令和5年度・6年度には、全国消費生活情報ネットワークシステムの導入調整を行います。7年度には、相談員に対するWEB環境の操作研修等を行うとともに、新システムの入れ替え整備を開始します。	国が定める新システム入れ替え導入スケジュールに合わせて、引き続き、システムの回線・端末等の推奨環境が、本市にて対応可能かについて、関係課や県との協議をし、端末にて検証作業を行いました。また、相談員に対するWEB環境での操作研修を行いました。オンライン相談導入の可能性については、検証を行い課題を整理しました。	消費生活相談事業を継続的かつ効率的に実施するため、システムの入替準備をすることが出来ました。今後、新システムへ円滑・確実な移行を図り、これまで以上に安定した相談体制を構築します。オンライン相談導入については、県や近隣市の動向を注視しつつ、今後の導入のあり方を整理していきます。
市民相談課		犯罪被害者等支援事業	神奈川県長官官房長が、地方における速効性のない支援の提供体制の強化について、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言としての通知（令和6年7月18日付）があったことから、被害者等のニーズに応じた支援を提供するとともに、関係機関・団体と連携し、域内の犯罪被害者等施策を推進するものです。具体的には、配食サービス利用支援、法律相談利用支援、県が実施している	神奈川県弁護士会と連携し、令和7年4月より法律相談を開始するとともに、同年10月より配食サービス等利用者支援を開始しました。 また、犯罪被害者支援ボランティア養成講座（初中級編及び上級編 計20回）に1名の職員が受講し、被害者等の支援の実態や接し方、支援に係る関係機関の施策等について学びました。	法律相談や配食サービス等利用者支援等、犯罪被害者等に求められている支援制度を構築することで、被害発生後の被害者等の日常生活の立て直しにつながる支援が可能となりました。 今後は、他自治体の事例も研究しながら、現在の支援制度の見直しを図るとともに、研修を受講した職員を中心とした担当職員の対応能力の向上を図ります。
市民課		市民窓口センター廃止業務	令和6年3月末日を目途に、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターを廃止します。	前年度までに事業が完了しました。	令和6年度に駅前市民窓口センター、萩園市民窓口センターを廃止しました。
市民課		萩園市民窓口センター空きスペース管理事業	萩園ケアセンター（萩園いこいの里、萩園市民窓口センター廃止後スペースを含む）の空調設備を更新します。	前年度までに事業が完了しました。	令和6年度に空調工事を実施しました。引き続き、計画的な予防保全事業を実施し適切な管理に努めてまいります。
市民課		システム標準化・共通化 住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・戸籍の附票・コンビニ交付システムの再構築事業	住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・戸籍の附票の事務について、国が作成する標準仕様に基づく標準準拠システムを導入します。	戸籍システムについては令和7年10月、住民基本台帳・印鑑登録システムについては令和8年1月に標準準拠システムに移行しました。また、運用構築、運用回避できなかった機能への対応、各システムへのデータ連携の調整を行い、新システムへの理解を深めました。	住民基本台帳、印鑑登録、戸籍の事務については、標準準拠システムに移行しました。戸籍の附票の事務については、一部機能が経過措置となったため、令和8年度末までに標準化対応を完了させます。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
市民課		戸籍事務へのマイナンバー制度導入関連事務	戸籍法等の改正に基づき、市民の戸籍の届出や証明書等発行に関する手続きの効率化・利便性の向上を図ります。また、国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図ること及びマイナンバーカードの海外利用を実現するため、マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」が追加されます。氏名の振り仮名を公証するために戸籍の記載事項に読み仮名を追加します。	マイナンバーカードを国外でも利用可能とするため、カードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加することになりました。現在振り仮名を公証するものがないため、戸籍に「氏名の振り仮名」を追加します。令和7年5月26日以降に茅ヶ崎市の本籍人宛に戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名を7月に通知書を送付しました。通知書に記載された振り仮名が異なっている場合は届出に基づき振り仮名を確定させました。	通知書の送付業務については、確実に業務を行いました。また、振り仮名の確定業務については届出のあった氏名について戸籍及び住民票に記載しました。令和8年度以降、戸籍及び住民票に職権で振り仮名を記載し、旧氏及び旧氏の振り仮名についても住民票・戸籍の附票に記載を行います。
市民課		デジタル手続法施行に伴う事務	住民基本台帳法等の改正に基づき、令和6年度までに段階的に関連システムの改修を実施し、公証範囲の拡大など課題に対応します。具体的には、住民票除票・戸籍の除附票の保存期間が150年に拡大されるほか、マイナンバーカード・電子証明書を国外でも利用できるようにすることなどによって、国外転出者の本人確認情報の公証の範囲が拡大します。	前年度までに事業が完了しました。	令和6年度までに関連システムの改修を実施し、戸籍の附票の記載事項として住民票コードを追加できるようにしました。また、マイナンバーカードの国外継続利用事務の開始に向けて運用検討や市民周知等を行い、令和6年5月27日より開始しました。このことにより、マイナンバーカード・電子証明書を国外でも利用できるようになりました。
市民課		マイナンバーカードの取得支援業務	マイナンバーカードの交付拡大に向け、令和5年度から7年度にかけて商業施設等にブースを設け、カードの交付申請に必要な手続きのサポートを行います。マイナンバーカード関連の問い合わせ専用のコールセンターを設置することにより、問い合わせをつながりやすくし、市民の利便性向上を図ります。	令和7年度は平成28年度の制度開始初期にカードを所有された方のカード自体の更新による再交付申請、マイナ保険証への切替、免許証との一体化の影響等による市民からの強い需要があることを考慮し、申請サポートブースを集客力の高い商業施設で開催し、市民が手軽にマイナンバーカードを申請しやすい環境を提供しました。また、つながりやすい市民の問い合わせ先としてマイナンバーカード関連の問い合わせ専用のコールセンターを継続して運営することにより、問い合わせや情報を入手しやすくし、さらなる市民の利便性の向上を図りました。	出張申請サポートブースの設置により交付率80%以上を維持できており、専用コールセンターの運営により窓口及び市役所回線の混雑が緩和されています。サポートブースでの申請件数は、令和5年度：2,516件、令和6年度：5,956件、令和7年度（見込）：5,424件、コールセンターへの荷電数は、令和5年度：6,283件、令和6年度：6,379件、令和7年度（見込）：7,548件とコンスタントに利用されており、市民サービス向上に寄与していることがうかがえます。今後は、今まで開催したことのない商業施設等でもサポートブースを設置する等、申請しやすい環境の拡大を狙います。
市民課		マイナンバーカード交付管理システム導入	マイナンバーカード発行事務の管理について、令和6年12月2日開始のマイナンバーカード特急発行、認証アルゴリズム規格変更に伴う電子証明書更新時の次期カード取得への対応、10年更新件数増大を見据え、帳簿乱立の改善や住基システムとの連携を考慮し、交付管理システム導入を行います。	令和7年1月に導入を完了した交付管理システムを安定して稼働しました。マイナンバーカードの特急発行や、制度開始初期にカードを所有された方の更新による再交付申請、マイナポイント事業にて普及したカード所有者の電子証明書の更新、マイナ保険証への切替、運転免許証との一体化等で増加した事務手続き処理に対して、人的資源を効率的に配分できました。	事業開始当初より行っていたマイナンバー事務に係る肥大化したデータを複数のExcelファイルによる管理方法から、「マイナンバーカード交付管理システム」を利用した一元管理とすることができました。また、属人的になっていたExcelファイルのバッチやマクロの保守対応も不要となりました。システムの導入により市民サービス向上のために注力していた窓口業務等に人的資源をより効率的に配分することができるようになりました。
小出支所		茅ヶ崎市斎場の施設再整備等事業（予防保全）	茅ヶ崎市斎場の予防保全工事として、令和7年度に外壁及び電灯設備一部改修並びに屋上防水工事を行います。	斎場の予防保全事業において、外壁及び電灯設備一部改修並びに屋上防水工事を行いました。	斎場施設の予防保全対象部位のうち、外壁及び電灯設備一部改修並びに屋上防水工事が適切に実施され、目標耐用年数に向けた長寿命化を進めることができました。今後の課題として、施設の持続可能な運営を目指すため、耐用年数を迎える各主要部位において、計画的な改修工事に取り組みます。
小出支所		茅ヶ崎市斎場の施設再整備等事業	茅ヶ崎市斎場は、供用開始から32年が経過し、施設自体の老朽化が進んでおり、施設設備の更新が必要となっています。「多死社会」を迎え、今後の火葬件数の増加が予想されているため、将来を見据えて施設の再整備計画を策定し、計画的な再整備を推進します。	火葬炉台車ブロック交換及び火葬炉設備修繕等を実施するとともに、火葬後のご遺体を運搬する収骨台車を更新し、火葬の継続性を担保できるよう整備を図りました。また、施設の予防保全工事として外壁改修工事を行い、併せてエントランス照明の交換、さらにはトイレ改修によるバリアフリー化を実施し、今後、使用者の利便性向上に向けて検討を行います。	県内市町村の斎場施設改修状況の調査を行い、また将来の火葬需要件数の推計に伴い、課題としていた火葬業務を継続しながらの改修工事に向けた方向性を見出すことができました。今後の課題として、施設のご利用者に支障をきたさないよう施設の大規模改修を実施し、持続可能な施設運営に取り組めます。
小出支所		茅ヶ崎市斎場火葬炉設備等修繕事業	支障なく火葬業務を行うため、火葬炉等施設を計画的に修繕を行います。火葬炉保守点検結果による指摘箇所について、優先的に必要な修繕を実施します。	火葬炉内の耐火物や台車ブロックの修繕を行い、設備等の電気集塵機に係る盤内機器及びシーケンサーの更新、炉圧に係るコントロールモーター及び発信器並びにダンパーの交換、火葬炉設備に関する駆動装置モーター及び電動チェーンブロック、断熱扉や化粧扉駆動装置等の交換を行いました。また収骨台車1台の更新を行いました。	開場設立から32年経過した火葬炉5基において、今後の火葬件数増加を見据えたメンテナンスを実施していく必要があります。今後は、火葬炉メーカーが実施する火葬炉保守点検結果に基づき、適正な修繕を実施し、新型火葬炉の入替工事までの期間に故障等なく安定した稼働を目指します。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
小出支所		小出支所の設備等更新事業	経年劣化した設備等の更新を行い、突発的な故障等を予防し、安全で利用しやすい施設を維持します。（高圧受電設備交換修繕及び自動ドア装置交換修繕）	小出支所の高圧受電設備の高圧負荷開閉器及び高圧ケーブルは、設置してから31年以上経過しており、このまま使用していると停電、事故（感電、火災）または波及事故の危険もあるので、早急に交換修繕を実施しました。	令和7年度に予定通り高圧受電設備交換修繕を実施しました。今後も施設の老朽化に伴い、設備の更新及び維持管理は必須課題ですので、事故やトラブルが起こる前に修繕等を実施し、利用者の安全を確保します。
小出支所		斎場の友引開場実施事業	火葬需要に対応するため、1月から3月までの休場日となる友引の日に臨時開場を行います。	1月から3月までに10日間の友引日開場の実施予定のうち、2月末時点では友引日開場を7日間行い、68件の火葬を執り行うことができました。	超高齢社会に続く「多死社会」を迎え、年々増加する火葬件数に対して、令和7年度に初めて友引日開場の実施に踏み切りました。今後、2065年頃の火葬件数のピークに向かって増え続け、特に冬季の火葬件数が最も増加することによる、火葬までの所要日数長期化の緩和に向けた取り組みのため、友引日開場の継続を検討します。
小出支所		斎場火葬業務に伴う有価物の抽出・換金事業	ご遺体の火葬後の残骨灰について、適正な有害物質の除去を行った上で含有有価物の抽出・換金を実施します。	委託事業者の令和7年度4月から1月までの10ヶ月間の残骨灰から含有有価物の抽出・換金の作業を実施しています。	年々増加する火葬件数に対して、火葬後の遺灰に含まれている歯科用貴金属等の有価物を抽出し換金する業務を令和7年度分の残骨灰処理から委託し実施しています。今後においては、歯科治療の進化により金歯や銀歯等の使用量が減少し、有価物の回収量は減少していくことを想定していますが、抽出換金を見込むことが可能な限り、継続する予定になります。
収納課	デジタル化の推進	収納環境の集約に向けた整備	公金収納事務の効率化や合理化、また利便性の向上の観点から、公金全体の収納チャネルの見直しや、収納環境電子化に向けた整備を進めます。公金収納事務のデジタル化の観点から、コンビニ納付やスマホアプリ納付を積極的に活用します。現在、紙文書で申し込みを受け付けている口座振替について、WEBによる口座振替受付サービスに切り替えます。これにより、時間を選ばず、非対面でスピーディーな処理を可能とするとともに、利用者の利便性向上を図ります。	市税だけではなく公金全体に係る収納環境の電子化に向けた検討を進めました。地方税統一QRコードを活用した納付について、その納付率等の効果を検証するとともにeLTAXを通じた電子納付を推進するべく周知及び啓発を進めるとともに、地方税以外への活用拡大に係る検討や調整を行いました。また、WEB口座振替受付サービスについてさらなる周知を図るとともに、対象となる金融機関や利用者の拡大に向けて普及及び啓発を進めました。	令和5年4月からは、地方税統一QRコードを活用した電子納税の運用を開始しており、さらに、令和6年1月からWEBによる口座振替受付サービスを新たに開始しています。
収納課		システム標準化・共通化 基幹税務システムの再構築事業	庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	収納管理、滞納管理及び軽自動車税に係る税業務について、令和7年度の導入へ向けてベンダーから提供される標準準拠機能を実装したシステムの稼働確認及び現行システムから移行されたデータの精査を行い運用構築へ向けた調整を進めました。	ベンダーから提供される標準準拠機能を実装したシステムの稼働確認及び現行システムから移行されたデータの精査を行い運用構築へ向けた調整を進め、システム標準化については、収納管理、滞納管理及び軽自動車税に係る税業務について、令和8年1月から稼働しました。
収納課		預金等調査におけるデジタル化の推進	市税滞納者の納付資力の把握と迅速な滞納処分を実現するため、令和5年2月より預金調査の電子化を導入しました。オンラインによる調査が可能となったことで、回答までに要する期間が大幅に短縮しました。また、RPAの活用による調査事務の効率化を推進しています。電子照会に対応する金融機関、生命保険会社は日々拡大を続けており、現在はオンラインによる預貯金調査が必要不可欠となっています。引き続き市税収入の安定確保のため積極的に活用していきます。	預金調査の電子化導入前の調査件数（17,600件）と比較すると、令和5年度は65,382件（約3.7倍）、令和6年度は81,216件（約4.6倍）、令和7年度は102,567件（約5.8倍）と大幅に増加し、オンライン調査による未納市税充当額は2千万円を超えました。これは電子化導入以来過去最高額となっています。※1月末時点の調査件数および未納市税充当額	市税滞納者の納付資力を速やかに把握する事が出来るようになったことで、滞納処分（差押、滞納処分の執行停止等）に移行する際の判断が的確に出来るようになりました。調査件数の増加に比例し、未納市税への充当額は年々増加しています。市税収入の安定確保のため、今後は差押事務の電子化の導入についても調査、検討を進めます。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
市民税課		システム標準化・共通化 システムの再構築事業 基幹税務	利便性の高いサービスの提供や業務の効率化、人的・財政的な負担の軽減を図るため、令和7年度までに、ガバメントクラウド等を活用した標準準拠システムへと移行し、情報技術を活用した持続可能な行政運営の確立を目指します。	個人・法人住民税に係る税業務について、導入へ向けてベンダーから提供される標準準拠機能を実装したシステムパッケージの稼働確認、各種帳票のレイアウト検討及び現行システムから移行されたデータの精査を行い、予定どおり令和8年1月に移行が完了しました。 直近においては、個人住民税について令和8年度当初課税処理が円滑に行えるよう、引き続き検証等を実施しま	約1年半という短い準備期間の中で、システム理解・帳票レイアウト検討・各種テスト等をシステムベンダーと協議を重ねながら円滑に進め、定められた期限内での移行に至りました。 システム移行にあたっては、新規機能を活用し、紙で送付していた通知を一部eLTAXを用いた電子送付に切り替える等、事務改善や歳出削減を意識した運用変更も併せて実施
資産税課		システム標準化・共通化 システムの再構築事業 基幹税務	庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図る。	固定資産税評価に係る業務について、仕様確認、課題整理、検証作業、スケジュール調整など多岐にわたる対応が必要であったが、職員間の協力体制により、遅延や問題もなく令和8年1月に国が定める標準仕様書が規定する実装機能を搭載したシステムのデータ移行及び運用構築へ向けた業務を完成させることが出来た。	3年間に及ぶ国の方針に基づいた標準化準拠システムへの移行を、専属SE不在の歪な体制下で完遂した。技術的難易度が高い中、業務分析から仕様調整、ベンダーとの調整までを職員自ら一貫して担わざるを得なかった中であつたが、開発遅延や重大な不具合を出すことなく稼働開始を実現した。SE不足というリソース制約を、徹底した工程管理と領域横断的な知識習得で克服し、無事にプロジェクトを令和8年1月に稼働することが出来た。 しかしながら、一部外部システムとの連携について軽微な懸念事項があるため、その部分につきましては引き続き運用構築に取り組んでいく。
資産税課		大規模災害時における罹災証明書業務の体制整備の検討	大規模災害時の罹災証明書発行手続きを迅速に発行できる仕組みづくりを進めます。	住家被害認定調査の円滑な実施体制を構築するため、外部講師を招聘し、住家被害認定調査研修を実施した。本研修では、罹災証明書発行支援システムを活用した実務演習を行い、実機操作を通じた職員の調査スキル向上と事務処理能力の習熟を図った。本取り組みにより、災害発生時の迅速かつ正確な被害認定調査および罹災証明書発行に向けた専門性の強化を推進した。	罹災証明書交付や住家被害認定調査の円滑な実施に向け、既存の事務手順の精査および連携体制の構築期間と位置づけた。その上で令和7年度には、外部講師による実務研修を実施し、罹災証明書発行支援システムを用いた調査スキル向上を図った。今後は、本研修の成果を活かし、災害時を想定した対応体制の更なる強化が課題である。
資産税課		職員研修事業	固定資産の評価については一定以上のスキルが必要であり、評価スキル向上について持続的かつ計画的に進めて行くことを目指す。	固定資産評価については一定のスキルが必要であることから、評価基準の考え方や実務における留意点について具体的に学ぶことができ、固定資産の評価業務を遂行するための実践的なスキルを身に付けることができた。	令和6年度より専門性の高い外部研修の受講を通じて、固定資産の評価方法や算定プロセス、関連法令の基礎知識について体系的に理解を深めることができた。今後は、本研修で得た知識・スキルを業務に活かし、より正確かつ効率的な業務を継続していく。
産業観光課	道の駅によるにぎわいの創出	道の駅整備・管理運営事業	地域経済の活性化、まちの魅力の情報発信を通じた定住促進やブランド力の向上、交流機会の創出などに向け、柳島地区の国道134号沿いに「道の駅」を開設します。 事業はDBO (Design Build Operate) 方式*により実施することとし、令和5年度に設計、6年度に建設に着手し、7年7月のオープンを目指します。 *…市が施設整備に係る資金調達を行い、選定事業者が設計・建設・維持管理・運営業務等を行う方式	多くの関係機関との協議や地元の協力のもと、7月7日にオープンを迎えることができました。メディア出演等も寄与し、来場者は100万人を突破、売上も当初予定を上回る等、オープン初年度としては順調に推移している一方、周辺混雑や目的外利用といった課題についても確認しています。	設計、建設そして維持管理運営と、それぞれの段階において幾多の協議を重ねた結果、DBO方式として予定通りに事業を進めることができました。今後は地域経済活性化等の道の駅の効果が十分発揮されているかといった点をモニタリングにより把握するとともに、周辺混雑や目的外利用等の課題解消に向けて、道路管理者である神奈川県、交通管理者である茅ヶ崎警察署をはじめとする関係機関とともに、引き続き取り組んでまいります。
産業観光課	道の駅によるにぎわいの創出	道の駅整備事業用地周辺道路改良事業	令和7年7月の道の駅の開設に向けて、市道0121号線（鉄砲道）の舗装の打換えや、道の駅に必要となる水道管の敷設等を行う道路改良工事を実施します。 また、道の駅へと効果的に誘導し、事故や渋滞を誘発しないようにするために必要な案内標識や路面標示等の交通安全施設の設計や工事を行います。	予定通り道の駅に係るインフラ工事及び案内標識や路面標示等の交通安全施設工事を実施し、オープンを迎えることができました。	道の駅のインフラ工事に加え、利用者に対する利便性や安全性といった点に配慮した効果的な誘導とするための交通安全施設の設計、工事を実施することができました。今後については、道の駅オープン後の利用動向を注視しながら、必要に応じて対策を講じてまいります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
産業観光課	市役所前広場等を活用したにぎわい創出	にぎわい創出支援事業	市役所前広場や第一カッターきいろ公園（中央公園）、サザンビーチ周辺などの市有地を有効活用して、キッチンカーやお弁当・パンなどの出店販売によるマルシェ等のイベントを実施するとともに民間主体のイベントを支援し、にぎわいを創出します。 このような取り組みにより、地域経済の活性化や市内のヒト・モノ・カネの好循環を実現していきます。	市役所前広場でちがさきパン祭りの開催するとともに、市役所前広場や第一カッターきいろ公園（中央公園）、サザンビーチ周辺などで民間主体のイベント開催を支援しました。	ちがさきパン祭り等のイベントを実施するとともに民間主体のイベントを支援することで、にぎわいを創出しました。 このような取り組みにより、地域経済の活性化や市内のヒト・モノ・カネの好循環を実現していききました。 引き続き、イベントの安全性等に配慮しながら、にぎわいを創出します。
産業観光課	バリアフリー化の推進	バリアフリービーチ事業	茅ヶ崎市を代表する観光スポットであるサザンビーチちがさき海水浴場を、障がい者や高齢者など、誰もが自由に安全に楽しめる海水浴場にするため、開設期間中に関係団体等の協力のもとで、砂浜の移動が可能な水陸両用車いすの貸し出しや、車いす・ベビーカー・歩行補助くるま等が	サザンビーチちがさき海水浴場において、開設期間（7/5～8/31）にバリアフリーマットの設置、水陸両用車いすの貸し出しを行うとともに、関係団体と協力して周知活動を行いました。また、海水浴場開設期間外でのバリアフリーマットを貸し出しました。	バリアフリービーチ事業として、令和5年度から水陸両用車いすの貸し出しやバリアフリーマットの設置を実施することで、誰もが海水浴場を楽しめる環境を提供し、海水浴場における賑わいを創出するとともに利便性の向上を図りました。
産業観光課	企業移転・サテライトオフィス設置促進	企業移転・サテライトオフィス設置支援事業	多様化したワークスタイルに対応する地盤を整え、経済規模の拡大と地域経済の活性化を図るため、本市への本社移転や支社・サテライトオフィス設置を行う事業者に対して補助等の支援を行います。さらに、その事業者が市民を新たに雇用し、あるいは従業員が茅ヶ崎市に転入した場合に補助等の支援を行います。	本事業はコロナ禍における近郊分散型ワークスタイルへのニーズの高まりを受け開始しましたが、そうしたニーズの落ち着きとともに、申請、相談件数ともに年々減少しています。 コロナ禍によりテレワークが一般的となり、オフィス自体の必要性が低くなったとの事業者の声やアフターコロナの会社回帰などの社会的状況を鑑み、本事業は一定の目的を達成したこと、令和8年度より廃止します。	令和5年度から7年度の3年間で立地奨励補助1件、雇用奨励補助2件の計3件を補助しました。企業が本市に移転することで税収の増加や新たな雇用の創出などの経済効果があったと考えています。 本事業は8年度より廃止となりますが、本市の魅力である都心への交通アクセスの良さや風土、文化などを発信するとともに、工場などの立地に係る税制優遇制度などを周知することで、引き続き、市外企業の誘致に努めてまいります。
産業観光課	道の駅によるにぎわいの創出	道の駅から発信するオリジナルブランド「Choice!CHIGASAKI」推進事業	令和7年7月の「道の駅」開設を見据えて、「再発見、茅ヶ崎」のコンセプトのもと、茅ヶ崎市の魅力を広く発信するとともに、第2回認定を行います。	オープン前には市内外の様々な催事に出展しPRを行いました。オープン後は、本市固有の魅力を市内外問わず多くの方々に体感いただけるようChoice!CHIGASAKI特設コーナーでブランド展開するほか、TV出演やSNSによる発信によりPRしてまいりました。	催事出展やSNSによる発信等、あらゆる機会を捉えてPRに努めてまいりました。令和6年度に実施した第2回認定では、多くの事業者や投票者に参加いただく等、オープンに向けた機運醸成を図ることができたものと認識しています。今後については道の駅から発信するオリジナルブランドとして、道の駅を中心としたブランディング展開を図ります。
産業観光課		勤労市民会館予防保全工事	勤労市民会館の火災報知設備と避難誘導灯設備の予防保全工事を実施します。	前年度までに事業が完了しました。	計画通り、令和6年度に勤労市民会館の火災報知設備と避難誘導灯設備の予防保全（更新）工事を行いました。引き続き計画的な予防保全を行ってまいります。
産業観光課	社会の潮流を踏まえた新たな事業者支援	クラウドファンディング活用支援事業	市内事業者の活発な事業活動を支援することで、経済規模の拡大と地域経済の活性化を図るため、市内に事業所を持つ中小事業者および個人事業主が、本市での創業や新商品・新サービスの開発、新たな事業分野への展開を目的として、クラウドファンディング*を活用するに当たって補助等の支援を行います。 *…インターネットを通じて、不特定多数の者から資金を調達する仕組み	クラウドファンディングによる資金調達は一般化してきているものの、申請件数は減少傾向にあったため令和7年度より本事業は廃止しております。 クラウドファンディングに係る支援について問い合わせがあった場合は、適宜神奈川県が実施するクラウドファンディング支援事業「かなエール」などを案内しました。	令和5年度から7年度の3年間でクラウドファンディングで資金調達を実施した事業者4件に補助し、市内事業者の新商品開発や販路開拓、新事業展開などを支援することができました。 本事業は7年度より廃止としましたが、市内事業者の資金調達需要がなくなることはないため、市制度融資や県制度の周知などをとおして、引き続き、市内事業者が新たな事業活動を行うための資金調達を支援してまいります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
産業観光課		ゆかりのまち岡崎市交流事業	本市はゆかりのまちである愛知県岡崎市、災害時相互応援協定を締結している長野県佐久市、特産品相互取扱協定を締結している大阪府泉佐野市と双方のイベントへの参加等を通して、文化、産業、観光等のあらゆる分野における交流を促進し、観光振興や特産品等を相互に発信していくことにより、市内外から多くの人々が訪れてもらえる「にぎわい」を創出します。	令和7年度も本市のちがさき産業フェアに各市が出展し、本市からも岡崎市、佐久市、泉佐野市の各イベントに出展しました。 なお、泉佐野市においては「大阪・関西万博」開催時期に同市に開設する物産館において出展しました。出展料等を考慮すると本市が単独で出店することは困難でしたが、特産品相互取扱協定締結自治体は無料で出展できたことから、本市と泉佐野市の平時からのつながりが活かされた事業となりました。	コロナ禍で中止していた「ちがさき産業フェア」が令和6年度に再開し、以降、岡崎市、佐久市、泉佐野市の3市が継続出展しています。また、本市かも各市のイベントへ出展し相互交流を深化させました。 この事業は単なる地域親睦に留まらず、観光・産業の振興や教育・文化の活性化に大きく寄与しています。今後は相互の道の駅で特産品販売を検討するなど、民間事業者と連携した持続的な交流の発展を目指します。
産業観光課		広域連携による観光誘客促進事業	県観光協会、湘南地区観光振興協議会などと連携した観光冊子の作成・県観光情報サイトへの掲載により、県内の来訪者が本市へ来訪する機会創出を図ります。	県観光協会へは、HP（かながわNow）への掲載とPRを依頼し、本市の資源を活用した観光振興を行いました。 また、湘南地区観光振興協議会では、旅行情報サイトと連動した誘客キャンペーンを実施するとともに、湘南地区内での周遊観光を促すデジタルスタンプラリーを実施しました。	県観光協会では、本市を含めた県内観光情報を広域へ周知しており、本市を知るきっかけづくりを行うことができました。 また、湘南地区観光振興協議会で様々な取り組みを実施することにより、湘南エリアへの誘客とエリア内の周遊観光を促進しました。
産業観光課		商業振興支援事業	市内23の商店会や個店について、関係組織や事業者との調整を重ね事業活動の現状と課題の分析を行います。その上で、市内商業環境の特性を踏まえて地域のにぎわいを創出するため、商店会の環境整備や空き店舗対策、既存店舗の魅力向上など、商業振興における効果的な支援策を検討し、実施します。	令和6年度に引き続き、商店会アンケート調査の結果や意見交換会、商店会長へのヒアリングなどを基に新たな商店会振興施策を検討しました。 令和7年度は商店会同士の交流が発展し、各商店会のイベントに相互に出展しました。	商店会の課題やニーズを把握するため、継続的な意見交換会を実施してきました。また、アンケートで課題となった「商店会同士の連携」については、意見交換会での検討を経て、他商店会のイベントへ相互参加するなどの協力体制が実現しました。 今後は、国や県が実施する商店会振興事業の活用を伴走
産業観光課		商工振興イベント支援事業	産業フェア開催にあたり、人件費や物価高騰に伴い運営費用が増大していることから、本市からの補助金を増額するとともに出店料の支払い、産業振興と活性化を図ります。	令和7年度の産業フェアは4月19日、20日に開催され、47の企業、団体が出店。2日間で延べ18,000人の来場者がありました。主催者に対して、産業フェアの運営費用の一部を補助することで、本市の産業の振興の活性化を図ることができました。	産業フェアは大岡祭の協賛行事として長い歴史があり、本市の魅力発信する重要な場となっています。コロナ禍で中止していましたが、令和6年度より、会場を変更し5年ぶりに開催されました。 また、産業フェアには本市の「ゆかりのまち」なども出展しており、各市との相互出展が継続的に維持されています。今後はこうした連携をさらに促進するとともに、産業フェアの在り方や誘客を図るための実施手法などについて、主催者と継続して協議してまいります。
産業観光課		サザンビーチちがさき花火大会実施事業	令和7年度のサザンビーチちがさき花火大会開催に向けて実施方式を見直し、安定的に実施するものです。	花火大会の開催にあたっては、警備費や花火代が高騰するとともに、関係機関との調整などの業務量が増加するなどの課題を踏まえて、市と観光協会が共催して開催することとしました。 台風接近等の影響により令和7年度の花火大会は中止となりましたが、市と観光協会が連携して開催準備を行いました。	茅ヶ崎4大まつりのひとつである花火大会は、市内外から約5万人もの多くの来場者訪れ、にぎわい創出と地域経済の活性化に寄与します。 引き続き、安全・安心かつ安定的に開催するため、運営方式等を継続的に検討します。
産業観光課		第70回大岡越前祭記念事業	第70回を記念事業として盛り上げるイベントを支援し、にぎわいを創出するものです。（第60回記念事業では浄見寺にて墓前越前行列を開催）	第70回記念事業として、令和7年4月19日に浄見寺周辺で開催された、墓前越前行列への支援を行いました。墓前越前行列の中の子ども大名行列については、参加者が公募されました。	第70回記念事業としての墓前越前行列実施を支援することで、大岡越前祭を盛り上げる機運を高めることができました。令和8年度以降も、茅ヶ崎4大まつりのひとつである大岡越前祭の開催を支援します。
産業観光課		道の駅整備・管理運営事業（臨時駐車場整備）	近年における都市部の道の駅については、当初の想定数を大幅に上回る利用者となり慢性的な駐車場不足となっている状況のほか、交通管理者や地元からも道の駅開業に伴う周辺道路環境や住環境への影響を懸念されており、この影響を最小限に務めるため、柳島ポンプ場の資材置き場の一部を臨時駐車場として整備するものです。	オープンにあわせて52台の臨時駐車場を整備することができました。オープン直後の関心度の高さも相まって、現在も周辺混雑を引き起こしている状況ではありますが、この52台の臨時駐車場は混雑緩和に大きく寄与しているものと捉えています。	借地や県有地の活用等、現在も臨時駐車場整備による周辺混雑緩和に向けた取り組みを実施しております。近隣住民及び利用者が安全、安心に道の駅をご利用いただけるよう、引き続き、道の駅の利用動向や周辺の交通状況を注視してまいります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
産業観光課		道の駅整備・管理運営事業（臨時駐車場の確保）	7月7日の施設開業後、国道134号及び市道0121号線（鉄砲道）などの道の駅周辺道路の渋滞が断続的に発生していることから、臨時駐車場を整備しその解消を図るとともに、交通管理者からの要請により、道路管理者間の協議により交通量調査を実施し、その対応策等につなげるものです。	道の駅開業前後の交通量調査の結果を解析し、渋滞の原因の推定と解決策の立案を行うため、県と合同で交通対策調査検討業務を実施し、駐車場需要台数等を算出しました。調査結果を受け、借地及び県有地を活用した臨時駐車場の整備により周辺混雑の解消を図るべく、それぞれ早期供用開始に向けて関係機関等と協議、調整を重ねています。	臨時駐車場の早期供用開始に向け、引き続き関係機関等と協議、調整を進めるとともに、近隣住民や利用者が安全、安心にご利用いただけるよう、道の駅周辺の交通状況を把握し、必要な対策を講じてまいります。
農業水産課		農業用排水路・農業用ポンプの整備事業	安定的な営農環境を保持するため、農業用ポンプの老朽化状況や農業用排水路の通水状況に応じて、必要な整備、あるいは撤去等を行います。計画期間内には、農業用ポンプとしては西久保ポンプ場の更新、室田ポンプ場の管理柵撤去、農業用排水路としては浜之郷地内外の農業用排水路整備を実施します。	浜之郷地内において、安定した排水を保持するため、延長55メートルの素掘り水路についてモルタル吹付により整備を実施しました。	計画した農業用ポンプの更新と農業用排水路の整備を完了することができました。これにより、営農環境の保持という目標を達成しました。今後は耐用年数を超過した他施設のポンプや通水不良の水路について、営農に支障とならないよう、順次、計画的な更新や整備に取り組みます。
農業水産課		漁港機能保全事業	安定的な漁業環境を保持するため、老朽化している茅ヶ崎漁港の防波堤の機能保全工事を実施し、長寿命化を図ります。令和5年度に港内側西波除堤機能保全工事、6年度から7年度に港外側東防波堤機能保全工事を計画的に実施します。	東防波堤の港外側において、電気防食及び被覆工法にて延長82.97メートルの機能保全工事を実施しているところであります。	茅ヶ崎漁港の東防波堤について、計画した機能保全工事を完了できる見込みで、これにより、安定的な漁業環境を保持という目標を達成できる予定です。今後は、西防波堤の老朽化が進行しているため、崩壊等により、漁業活動に支障となることが課題となっています。このため、西防波堤の工事を早急に着手し整備を進めていく必要があります。
農業水産課		漁港維持管理事業	令和3年9月に供用を開始した茅ヶ崎漁港駐車場多目的広場について、課題が顕在化した駐車場内の渋滞の解消を図るため、出口ゲートの追加設置等の対策を行います。また、漁港施設の維持管理に充当する茅ヶ崎漁港駐車場多目的広場等の使用料について、年間の利用状況や維持管理費用などを把握、分析し、より効果的・効率的な維持管理方法について総合的な検討を行います。	漁業に支障をきたしている渋滞について、対策の検討及び仮設看板等の作成を行いました。また、漁港駐車場、多目的広場等の使用料についても、引き続き年間の利用状況や維持管理費用などを把握、分析を行いました。	漁港駐車場の出口渋滞については、計画通り東側に出口ゲートを増設し、軽減効果は得られました。また、漁港駐車場等の使用料については、充当する漁港施設の維持管理経費や使用料の推移を引き続き把握、分析を行ってまいります。
農業水産課		農地保全管理事業（農業振興地域整備計画改定事業）	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、5年ごとに見直しが行われている「農業振興地域整備計画」について、農業振興地域の指定権者である神奈川県、農業者との調整を行い、令和6年度から見直し作業を行い、8年度に改定します。農業振興地域には、市内4地区（芹沢、赤羽根、萩園、柳島）が位置付けられています。	農用地の面積・土地利用等の現況及び将来の見直しについて基礎調査を実施するなかで、計画の見直しについて検討を行っております。	農業振興地域制度に関するガイドラインに基づき、調査内容等について検討し、予定通り基礎調査を実施しております。今後は、基礎調査の結果を踏まえて、計画の見直しの必要性について検討するとともに、優良な農地を長期にわたり保全されるよう、どのように対応していくかを検討する必要があります。
農業水産課		農とみどりの整備事業	農業振興地域である芹沢地区を対象に、老朽化が進んでいる農業用排水路の改修工事を行います。神奈川県の「農とみどりの整備事業補助」を活用し、令和5年度から7年度の毎年度、施設状況に応じて計画的に修繕し、営農環境の改善を図ります。	芹沢地区において、延長124.1メートルの農業用排水路を改修しました。	施設状況等に応じて計画的に農業用排水路の改修を進めることができました。これにより、営農環境の改善という目標を達成しました。今後は、老朽化により改修が必要な農業用排水路が点在しているため、農業者ヒアリング、施設状況の調査等を行いながら、計画的な改修に取り組みます。
農業水産課		農地保全管理事業（都市農業振興基本計画策定事業）	都市農業の安定的な継続・良好な都市環境形成を図るため、都市農業振興基本法に基づく「都市農業振興基本計画」の策定に取り組みます。令和5年度に着手、本市の農地や営農状況等の特性を踏まえて将来的な農業について検討し、関係団体、農業者等との調整を重ねます。	令和7年3月に策定した地域計画について、必要に応じて都度見直しを行う必要があったことから、地域計画の見直しを優先しました。	都市農業振興基本計画は、農地の維持や担い手の育成など地域計画と共通する要素が多いことから、地域計画の策定・見直しを優先することといたしました。今後は、地域計画を実効性の高いものとするにあわせて、都市農業振興基本計画の策定について引き続き検討してまいります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
農業水産課		農業経営基盤強化促進事業（人・農地プランの法定化による地域計画策定）	農業経営基盤強化促進法の一部改正による「人・農地プランの法定化への対応」として、地域の将来の農業のあり方や、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定め、地域計画の策定に取り組みます。令和5年度に着手、本市の農地や営農状況等の特性を踏まえて将来的な農業について検討し、関係団体、農業者等との調整を重ねます。	令和7年3月に策定した地域計画の見直しを検討し、担い手へ農地の集積・集約化に努めた結果、目標地図や地域の担い手等について変更がありましたので、関係機関等へ意見聴取しながら、令和8年3月末までに見直しを行う見込みです。	農業者や関係機関等の協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを行いながら、令和7年3月に地域計画を策定いたしました。地域計画は一度策定して終わりではないことから、引き続き、地域農業の実態に応じて随時見直しを行いながら、完成度を高めてまいります。
農業水産課		(仮称)茅ヶ崎市畜産環境コンクール事業	出品者の減少に伴い効果が薄れている乳用子牛育成共進会に変わり、環境及び飼養衛生管理に対する意識向上を図るため、茅ヶ崎市畜産環境コンクールを実施するものです。	引き続き、年2回の合同巡回を実施し、前年度より改善がされているかどうか等について確認し、畜産関係者の環境及び飼養衛生管理に対する意識向上・より効果的な審査方法の検討等を実施しました。	令和5年度より、畜産関係者の環境衛生および飼養衛生管理に対するさらなる意識向上を目的として、茅ヶ崎市畜産環境コンクールを開催し、周辺環境美化や飼養衛生管理に取り組みました。審査における指摘事項について、地域として迅速かつ計画的に対応することが、持続可能な畜産経営の推進につながるため、令和7年度より畜産会と実績や課題の整理を行い、効果的な「茅ヶ崎市畜産環境コンクール」のあり方について検討を行った上で令和8年度より実施する予定です。
農業水産課		農地保全管理事業（農業ふれあい広場維持管理事業）	農業ふれあい広場の池に生息するアカミミガメ（条件付き特定外来生物）を駆除します。	駆除専門会社に依頼し作業を行ったところ、想定外に池底の泥が堆積しており、アカミミガメが泥中に潜ってしまい、すべてのアカミミガメの駆除に至りませんでした。	アカミミガメの駆除については、一定量は達成できたものの、今後、繁殖する可能性があるため、引き続き生息状況を監視していく必要があります。
農業水産課		農業振興施策補助金事業	J Aさがみを通して、農業従事者に対して補助金を支出するものです。国際情勢・円安等の影響による資材価格等の高騰や温暖化による天候不順等の外部要因から生じる影響により、農業の置かれている状況は大変厳しい状況となっており、JAさがみからの要請を受け、既存補助金の見直しを行うものです。	資材価格等の高騰や温暖化による天候不順等の外部要因から生じる影響等を考慮し、支援が必要な事業を精査し予算額の増額・事業内容見直し・補助事業の廃止を行った。	農業者の高齢化等に伴う担い手の減少や農地面積の減少が急速に進んでいることに対応するため、次期実施計画に向けて補助事業の見直しを行うこととした。将来の地域の担い手となる農業者への支援策の検討を行い、既存補助金の見直し及び補助事業の新設を実施することとした。
農業水産課		農業人材力強化総合支援事業	本事業は、国及び県の補助金制度を活用する間接補助金となり、新規就農者に対する機械・施設等の導入を支援する経営発展支援金を交付することにより、次代への意欲ある農業者の育成及び確保に努めるものとなります。	国及び県の補助金制度を周知するため、市独自で生産者向けにメール配信等を実施しました。補助金活用の意向があった際は関係機関と連携し、速やかに相談に応じ、検討を進める体制を整えました。	実施期間中は、国の経営開始資金・経営発展支援金を活用しました。経営規模の拡大や経営の多角化などの経営改善によって、地域の経営資源の受け手として期待される担い手を支援するため、国・県の補助金制度の情報収集に努め、農業者の意向を早めに把握する事業手法を検討します。
拠点整備課	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進による民間事業の誘致	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業	サザンビーチや漁港周辺地区におけるまちづくりの指針である「茅ヶ崎海岸グランドプラン」の実現のため、対象地区全体のインフラ整備に向けた基本検討を行うとともに、民間活力による市有地の利活用に向けた取り組みを進めます。	「茅ヶ崎海岸グランドプラン」地区内の道路や下水、公園等の整備コンセプトの検討を行うとともに、民間活力による市有地の利活用に向けた取り組みを進め、利活用事業者の募集や選定を行いました。	達成した事項は「茅ヶ崎海岸グランドプラン」地区全体のインフラ整備に向けた基本検討と市有地の利活用事業者の選定です。今後の課題は、未舗装の道路整備や下水整備（雨水）、景観上課題がある簡易的な柵や看板等の改善です。
拠点整備課		浜見平地区拠点整備事業	浜見平地区は「ちがさき都市マスタープラン」で市南西部の生活・防災拠点に位置付けており、令和3年度には中心部の生活拠点ゾーンの整備がおおむね完成して生活環境の質が高まりつつありますが、今後もハードとソフトの両面に取り組みます。6年度は浜見平北口交差点歩道整備工事および松尾川雨水幹線の緑道化工事を行い、引き続き、UR都市機構の浜見平団地建替え事業と連携・調整を図りながら、周辺のインフラ整備を推進します。	道路整備として令和6年に引き続き松尾川雨水幹線の上部緑道化工事（延長249メートル）を実施しました。	達成した事項は、浜見平地区南西部の松尾川雨水幹線の上部緑道化（延長：567m）の完成です。今後の課題は、UR都市機構と未整備区間の整備内容やスケジュールの調整です。
拠点整備課		香川駅周辺整備事業	香川駅周辺地区まちづくり整備計画に基づき、将来の相模線の利便性向上を見据えた駅周辺の交通基盤等の整備を進めます。香川駅と県道45号線を繋ぐ市道7115号線の道路幅員を7.5メートルに拡幅し、北側に歩道を整備する市道7115号線歩道整備事業を段階的に実施します。	事業用地が埋蔵文化財包蔵地に含まれるため、一部の区間で埋蔵文化財発掘調査を実施しました。また、発掘調査が完了した区間は、下水道整備工事後に実施する本格的な歩道整備工事の前に、歩行者が安全に通行できるように暫定整備工事を実施しました。	達成した事項は、令和6年度までに事業用地の買収が完了したことと、一部の区間で、歩行者が安全に通行できるように暫定整備工事を実施したことと、今後の課題は、下水道整備工事や残りの埋蔵文化財発掘調査を実施し、早期に本格的な歩道整備工事を実施することです。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
文化推進課	遺構を活用したクリエイターシティの形成	旧南湖院第一病舎等利活用事業	旧南湖院第一病舎(明治32年建築)は、国登録有形文化財に指定された本市を代表する文化資源ですが、建物の老朽化が進んでいます。国登録有形文化財としての価値を守り、さらに建物を利活用し、次世代クリエイターが集い、新たな価値を生み出す場として現代に再生させるための整備を行います。	文化・芸術的機能を備える利活用の考え方や、次世代のクリエイターが集い、新たな価値を生み出す場としての整備について検討を行いました。また、当該施設の改修に関連する条例の整備に向けた検討・準備を行いました。	これまで利活用方法や改修方法の整理を行ってきましたが、今後の耐震改修にあたっては法規制や改修費用等、引き続き検討が必要です。
文化推進課	遺構を活用したクリエイターシティの形成	クリエイターシティ・チガサキ形成戦略事業	文化生涯学習活動の拠点となる様々な施設を活用しながら、クリエイターが活動しやすい環境の整備を行うことで、新たにクリエイターが育ち、集まるまちにし、シビックプライドを育むとともに、本市の文化的ブランドイメージの確立や都市としての価値の向上、さらには移住促進や産業振興などにつなげます。また、本市の魅力をも日本国内、さらには世界に向けて発信するため、ユネスコ創造都市ネットワークへの加盟を目指します。	クリエイターシティ・チガサキを周知するためのプロモーションビデオの制作や専用ホームページの充実を図り、本市の文化イメージの確立に向けた取り組みを進めました。また、本市ゆかりの作家の絵本を通じた国際交流や、次世代のクリエイター育成を目的とした本市出身の作家による講演会、地域情報紙の記者から記事の書き方や写真の撮り方を学ぶワークショップなどを実施しました。	これまで次世代クリエイター育成やクリエイターの発表の場の提供を目的として、ワークショップやシンポジウムの開催、専用ホームページやプロモーションビデオの制作などを行ってきました。文化芸術への支援は、即座に成果が現れるものではないため、長期的な視点に立って継続的に行うことが重要です。
文化推進課		茅ヶ崎市民ギャラリー廃止事業	市民ギャラリー廃止後のスペースを民間貸付の場として利活用します。	廃止時期未定の5階創作室を運営しました。引き続き類似機能を有する施設等について調整を図りながら、今後の5階創作室の運営に関する検討を進めました。	令和5年8月に段階的廃止に係る方針を公表し、令和6年12月末に3階会議室、4階展示室及び夜間区分を廃止しました。令和7年4月から5階創作室のみの運用となり、人工を常時2人体制から1人体制に削減しました。
文化推進課	文化芸術次世代育成プログラム	文化芸術教育プログラム事業（松籟庵、市民文化会館、美術館）	次代を担う子どもたちの豊かな創造性や感受性を育むため、未就学児から高校生が文化芸術に触れることができる多様なメニューを設定し、アーティスト等が保育園や幼稚園、学校等へ出かけるアウトリーチ型事業を実施するなど、文化芸術を取り入れた教育の充実を図ります。令和5年度から、市民文化会館や美術館、茶室・書院松籟庵における事業などで培われたノウハウを生かした事業を中心に、学校等と連携しながら展開していきます。	文化芸術を通して子どもたちの豊かな感受性を養い創造性を育むには、事業を継続して行うことが重要であるため、令和7年度も事業を実施しました。校長会からの周知協力等により、文化会館・美術館・松籟庵とも学校アウトリーチ事業すべてに申込があり、全開催へとつながりました。また美術館の子ども向けワークショップの3日間では、幼児から小学生まで多くの参加がありました。	児童・生徒がアウトリーチ事業によって芸術を直に体験したことは、豊かな人間性の涵養、創造性や感性を育てる上で効果的であったと言えます。しかし、プロフェッショナルとの連携には必ず費用がかかり、文化・芸術の振興という観点において、すべてを無償ボランティアで賄うことは適切ではありません。子どもをはじめ多くの人たちが質の高い文化・芸術と気軽に触れ合う機会を提供するには、財源の確保が大きな課題となっています。
文化推進課	デジタル化の推進	デジタルアーカイブ構築活用事業（市史編さん事業）	市が所蔵する知的財産を、市民が学習活動や事業活動にて広く、かつ横断的に活用できるよう、令和4年度に、博物館および図書館と同一のポータルサイトで公開を開始したデジタルアーカイブの利用を促進します。また、デジタルアーカイブに掲載していない市史資料のデジタル化を進め、掲載データの充実に取り組みます。	使用可能な資料の肖像権の確認、「ちがだべ」への公開可否の選別などの作業を経て、令和7年度123点を公開しました。	教育委員会の各部署や小・中学校などが所蔵している写真資料約250点及び市史編さん事業において収集する写真資料について、令和4年度927点、令和5年度507点、令和7年度123点 合計1,557点の市史写真等を掲載しました。令和7年度よりシステム会社を介さず、職員より1枚ずつアップロードが可能となったため、利便性が向上したが、アップロードに時間を要することから、更なる改善が必要です。
文化推進課		文化生涯学習プラン策定事務	令和6年度を初年度とするの「次期文化生涯学習プラン」を5年度に策定します。	前年度までに事業が完了しました。	令和5年度で策定を完了し、6年度からは継続的事務事業「文化生涯学習プラン進行管理事務」に統合しました。
文化推進課	文化芸術次世代応援プログラム	文化芸術次世代応援事業	子どもたちが意欲的に物事に臨み、主体的に自らの未来や社会を切り開こうとする力を育むことを目的として、「はばたけ、子どもたち！文化芸術活動応援金」制度を創設し、文化芸術分野で活躍した市内居住の子どもたちを激励し、敬意を表すとともに、応援金を交付します。	広報紙やHP、SNSでの周知を行うだけでなく、地域情報紙、インターネット等で情報収集を行い、市側から該当者にアプローチすることで、61名の児童・生徒に応援金を交付することができました。また、ホームページやSNS、ラジオ出演等を通じて、子どもたちの活躍を紹介しました。	「はばたけ、子どもたち！文化芸術活動応援金」制度を通じて、文化芸術分野で活躍した多くの子どもたちを激励し、応援することができました。引き続き制度の周知に努めるとともに、様々な媒体を活用して子どもたちの活躍を紹介し、未来に向けてはばたく子どもたちを応援します。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
文化推進課		市史編さん事業	市の歴史に関する資料、特定歴史公文書等を収集・整理・研究し、その成果を広く普及し、活用します。	市民ニーズに沿った歴史を継承するため、専門家の協力を得ながら二か月に一度市史編さんアドバイザーと打合せを行い、調査研究を進め、歴史の研究成果の蓄積を行いました。市史講座として10月24日に南湖院講座（39名）、12月7日に太平洋戦争開戦の日講座（42名）を開催しました。また、新たな試みとして、4月18日から30日までラスカ茅ヶ崎にて市史写真展を開催し、多くの来場者に好評をいただきました。	多様な市民ニーズに対応するため、令和6年度に「茅ヶ崎の歴史に関する疑問」を市民公募により募集し、多くの疑問をいただき、令和7年度より市史編さんアドバイザーと連携して特定テーマにおける調査研究を開始しました。令和9年度に迎える市制施行80周年記念事業の一環としてデジタル版の刊行を目指すとともに、幅広い世代の方々が本市の歴史を知り、親しんでもらえるようこれまでにない工夫や取り組みが必要です。調査研究の成果は、公共施設での展示や刊行物等の発行・配布、講座の実施、デジタルアーカイブによる公表など、さまざまな世代が手軽で身近な形で市史を学べる環境を作るとともに、全庁的な活用に向けた情報提供を積極的に行います。
文化推進課		茅ヶ崎ゆかりの人物110人の周年記念協働事業	作曲家の山田耕筰と茅ヶ崎のゆかりを市内外に広め、市への誇りと愛着を育むため、生誕140周年記念コンサートの実施、ゆかりの人物館での展示強化を行うものです。	ゆかりの人物館の令和7年度後期展示として、「山田耕筰展 童謡「赤とんぼ」誕生と茅ヶ崎」を開催し、直筆の楽譜や指揮棒など、貴重な物品を展示しました。また、令和8年2月22日には、茅ヶ崎市民文化会館大ホールにて「山田耕筰生誕140周年記念 赤とんぼ音楽祭」を開催し、多くの方に参加していただきました。	市民団体の「山田耕筰と赤とんぼを愛する会」や茅ヶ崎商工会議所、茅ヶ崎市観光協会と共催で記念事業を行い、山田耕筰と本市のゆかりを効果的に周知することができました。
スポーツ推進課	総合体育館のエアコン設置と災害時の活用	総合体育館改修工事	総合体育館は供用開始から30年以上を経過しており、設備の経年劣化がみられるため、利用者の安全性および利便性向上を図るとともに、災害時には障がい者や高齢者など支援が必要な方の避難先となる指定福祉避難所として活用できるよう、エアコンの設置・修繕やバリアフリーに配慮したエレベーター設備の交換、トイレの洋式化等を実施します。 令和5年度には、第一体育室・第二体育室・柔剣道場のエアコンを設置し、エレベーター設備の交換を行います。6年度以降は設備の状況に応じた修繕等を行います。 (R6.9補正) 総合体育館改修工事を契機に、茅ヶ崎市体育館条例に規定する総合体育館及び市体育館の利用料金を見直します。令	引き続き、設備の適正な管理を行いました。	予定していた空調設備の設置工事のほか、トイレの洋式化、非常用発電設備の更新等の工事が完了しました。 引き続き、予防保全工事や適宜、修繕工事を行い、施設の安全かつ快適に利用できる環境を維持します。
スポーツ推進課	スポーツ次世代育成プログラム	各種大会教室開催事業	子どもから大人まで、全ての市民が主体的にスポーツ・レクリエーションに取り組むことができる環境づくりを推進するため、多くの市民が参加できるスポーツイベントの企画・開催や、スポーツ推進委員・スポーツ関係団体の指導者向けの研修講座を開催します。	引き続き、市体育大会等を開催するとともに、各種団体が主催するスポーツ大会等の開催支援を行います。また、ホームタウンチームと連携した取り組みを実施しました。	令和5年度に市総合体育大会等を再開し、毎年、約1万人の方が参加しています。なお、再開に併せて、参加料の徴収など大会運営の見直しを行いました。また、心と身体のスポーツアカデミーやインクルーシブスポーツフェスティバルなど新たなスポーツイベントを企画し、実施しました。 ホームタウンチームが学校を訪問するなど、チーム連携したスポーツイベントを実施しました。 引き続き、大会の運営改善を行うとともに、スポーツチームと連携した取組を実施します。
スポーツ推進課	スポーツ次世代育成プログラム	茅ヶ崎アスリート支援事業（アスリート応援事業・スポーツアンバサダー制度）	トップアスリートと触れ合える機会等を提供することで、これまでスポーツに関わってこなかった人も気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。 また、本市にゆかりがあり、世界・全国レベルで活躍するアスリートを発掘、応援し、国際大会や全国大会等に本市から出場する選手や競技団体との連携交流を図るとともに、スケートボードなどアーバンスポーツの普及を目指した施設整備を検討します。	6年度の成果を踏まえ、市スポーツアンバサダーと一緒に次世代向けの取組を行い、引き続き、国際大会等に出場する本市ゆかりのアスリート等と協定締結するとともに、動画の制作などアスリートを応援する取組を実施しました。	市ゆかりの6名の選手と「スポーツ振興に関する協定（通称、茅ヶ崎市スポーツアンバサダー）」を締結しました。 今後については6名を基本に協定に基づく取組を引き続き実施していきます。なお、2028年の夏季五輪口サンゼルス大会に向け、協定締結に合致する選手がいた場合は新たに協定を締結します。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
スポーツ推進課	スポーツ次世代育成プログラム	茅ヶ崎アスリート支援事業（パリ五輪2024アスリート応援事業）	本市にゆかりのあるアスリートを応援するため、その活躍を市民に広く周知し、パリ2024オリンピック・パラリンピックに出場するアスリートのパブリックビューイング等を実施します。	今回の実績を2028年に開催予定のロサンゼルスオリンピックやそのほか世界大会で活躍するアンバサダーを応援する取組の参考にしました。	6（2024）年7・8月に開催したハリ大会で出場した3名の選手のパブリックビューイングの開催準備をしました。実際に開催したのは1回でしたが、夜中の時間帯にも関わらず、100名以上の方と一緒に、選手の活躍をしました。開催後、選手の地元で「後援会」が発足するなど、パブリックビューイングが選手を応援する機運醸成の一助となったと考えられます。今回の実績については、2028年の夏季五輪ロサンゼルス大会など世界大会で活躍するアンバサダーを応援する取組の参考にします。
スポーツ推進課	スポーツ次世代育成プログラム	茅ヶ崎アスリート支援事業（スポーツ振興に関する協定締結と取組実施）	本市にゆかりのあるアスリートを応援するため、茅ヶ崎アスリート支援金の交付や市民と触れ合う機会の創出、啓発事業を行うものです。	今回の実績を2028年に開催予定のロサンゼルスオリンピックやそのほか世界大会で活躍するアンバサダーを応援する取組の参考にしました。	協定に基づき、選手の動画制作など広報媒体の制作、ハリ大会の際はパブリックビューイングを実施しました。また、7年度時点で小中学校・幼稚園と連携した教育、その他関係団体や藤沢市・寒川町と連携した取組を実施しました。3年間の取組により、市民の方にもスポーツアンバサダーを応援いただいたり、特に子どものキャリア形成の一助になっていると評価をいただいています。引き続き、取組の効果を注視していきます。
スポーツ推進課	総合体育館のエアコン設置と災害時の活用	総合体育館改修工事（エアコン以外）	エレベーター設備交換、トイレの洋式化・自動水洗化等を実施します。	今後も引き続き、設備の適正な管理を行うとともに、指定福祉避難所としての機能をさらに充実するため、非常用発電設備の工事を行いました。	6・7年度にかけて非常用発電設備の更新工事を行い、7年12月に完了しました。また適宜、修繕工事を行い、施設の安全かつ快適に利用できる環境を維持します。
スポーツ推進課	スポーツ次世代育成プログラム	茅ヶ崎アスリート支援事業（こども文化スポーツ応援金）	「はばたけ、子どもたち！スポーツ応援金」制度を創設し、スポーツ分野で活躍した市内居住の子どもに応援金を支給します。	子どもたちの活動を応援するため、引き続き「はばたけ、子どもたち！文化・スポーツ応援金制度」を運用しました。	5年度に「アスリート応援金制度」と併せて、全国大会に出場する満18歳までの市内居住者に対して、その活躍を激励するため「はばたけ、子どもたち！スポーツ活動応援金制度」を制定し、運用しました。6年度は計89名（世界個人/5名、全国個人/31名、全国団体/14団体・53名）に支給しました。また、支給した方達のうち、ご本人達の意向を踏まえ、表敬訪問やFMへの出演など、選手の活躍や茅ヶ崎の魅力や想いを発信していただきました。
スポーツ推進課		夜間照明施設開放事業	屋外スポーツ種目の活動場所確保する目的から中学校（梅田・円蔵・北陽・中島）の夜間照明施設を開放します。利用者が限定的である小学校プール開放事業は、効果を検証しながら実施します。	夜間照明施設開放事業については、令和7年度も引き続き実施します。小学校プール開放事業については、5、6年度にかけて利用が減少しており、県内市町が事業を取り止め始めている事例等も踏まえ、7年度から本市も同事業を廃止しました。	夜間照明施設開放事業については、適宜、必要な修繕を行うとともに、運営委員会に利用調整等の事務を委託し、開放事業を実施しました。小学校プール開放事業については、5、6年度にかけて利用が減少しており、県内市町が事業を取り止め始めている状況も踏まえ、7年度から同事業を休止することとしました。
多様性社会推進課		ウクライナ避難民人道支援事業	ロシアによるウクライナ侵攻により、同国からの避難を余儀なくされたウクライナ避難民が、茅ヶ崎市内において安全・安心な暮らしを送ることにより、侵攻により受けた被害からの回復を図るため、人道支援金の支給や生活に必要な情報提供などを行います。	ウクライナ避難民に対して人道支援金を支給しました。また、国や県等から情報提供があった場合には速やかに避難民に情報提供しました。	突然のロシアによるウクライナ侵攻により、同国から避難を余儀なくされたウクライナ避難民が市内において安全・安心な暮らしを送ることができるよう人道支援金を支給しました。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
多様性社会推進課		平和啓発事業	非核宣言自治体である本市の「平和都市宣言・核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、平和の大切さを次世代に伝えることを目的に小・中学生のポスター・作文コンテストを行い、その入賞者を平和大使として8月6日に広島市に派遣するピーストレイン事業を行います。また、オンライン平和学習事業として、平和と向き合い、考える機会を設けます。	戦後80年、茅ヶ崎市核兵器廃絶平和都市宣言40周年を迎え、多くの平和啓発事業を実施しました。市内小・中学生を対象として平和啓発を目的に、「平和について」ポスター・作文コンテストを実施し、入賞者を平和大使として事前学習を経て広島に派遣しました。派遣後は茅ヶ崎FM、平和のつどい、学校で学んだことを発表しました。オンライン平和学習事業では、広島から被爆体験証言者をお招きし、講演会をオンラインと対面形式で実施しました。	令和5年度にコロナ禍を経て4年ぶりにピーストレイン事業を再開し、「平和について」ポスター・作文コンテストで選出された入賞者を平和大使として市内小・中学生6名を広島に派遣しました。派遣後は茅ヶ崎FM、平和のつどい、学校で平和について学んだことを発表し、広く市民に平和の輪を広げました。オンライン平和学習事業では、戦争の悲惨さを様々なテーマから学べるように実施し、どこでも平和について考えることができる機会を提供しました。
多様性社会推進課		ゆかりのまち市民交流事業	本市は、昭和58年から、愛知県岡崎市との間で「ゆかりのまち」の提携をしています。歴史的なつながりを次世代へと継承しつつ、相互の地域発展を目指して、スポーツ交流や文化交流事業の実施を通じて連携強化を図ります。提携40周年にあたる令和5年度、本市では、記念事業として、市民がオンラインで岡崎市をめぐるバーチャルツアーを行います。	青少年交流事業では、茅ヶ崎市の小学生等が岡崎市を訪問し、岡崎市並びに災害時相互応援協定を締結している関ヶ原町とスポーツを通じた交流を行いました。歴史的なつながりを次世代へと継承しつつ、相互の地域発展を目指して、バレーボール競技を通じたスポーツ交流や文化交流事業の実施を通じて連携強化を図りました。	令和5年度にゆかりのまち提携40周年事業として市民がオンラインで岡崎市をめぐるバーチャルツアーを行いました。令和6年度は、岡崎市から特産品の御影石を使った歌碑、本市からはビッグアロハシャツとサーフボードを贈り合い、互いに庁舎でお披露目することで両市の絆を市民に改めて周知する機会となりました。青少年交流事業では隔年で訪問し合い、バレーボール競技を通じた交流を通して歴史的なつながりを次世代へと継承しつつ、相互の地
多様性社会推進課		女性のための相談事業	DVや生活困窮、子育てなど様々な悩みを抱える女性を支え、ジェンダー平等を実現するため、「家庭内でも暴力は犯罪である」という意識や「女性のための相談室」の認知度を高める啓発を実施します。また、DV防止に向けて、若年層から暴力について考える契機となるよう、中学生向けデートDV（交際相手からの暴力）予防のワークショップを実施します。また、DVなどの暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、暴力に対する社会的な理解が不十分であることを踏まえ、生徒及び教職	令和6年度同様に中学校2校に対しデートDV予防講座を実施します。（令和8年3月実施予定）また、デートDV予防事業をより多くの学校・生徒に対して拡散していく手法について教育委員会と検討及び協議を行い、令和7年6月に開催した令和7年度茅ヶ崎市人権教育講座（第1回）において、人権教育担当の教員を対象にデートDVの現状と学校での対応について研修を実施しました。	DV防止のためには、早い時期からの予防啓発は大変重要であると考えます。デートDVについては、誰にでも起こり得る身近な問題であり、デートDVについて知り、被害者にも加害者にもならない、お互いを大切にできる関係づくりを学ぶ機会を引き続き提供します。今後も教育委員会、各中学校、生徒指導や保健担当の教員と連携するとともに、庁内関係課とも連携しながら1校でも1人でも多くの生徒に啓発を実施していきます。
多様性社会推進課		外国籍市民共生事業	多国籍化・増加する外国籍市民が地域社会で共生できることを目指して、「日本語ボランティアブラッシュアップ講座」の実施、「市民向けやさしい日本語講座」を実施します。	又部科庁省「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の一環として、神奈川県と共催で講座を実施しました。「日本語ボランティアブラッシュアップ講座」では、日本語ボランティア教室の支援者を対象に自身の支援方法を振り返りながら、学習者に合わせた支援方法を学びました。「市民向けやさしい日本語講座」では、日本で暮らす外国籍市民の立場や、「やさしいにほんご」を使って災害情報を「迅速に」「正確に」「簡潔に」伝える方法を学び	本市においても外国籍市民の増加傾向が一層顕著となっており、多国籍化が進展しています。地域の日本語ボランティア教室は、日本語学習の場であるとともに、外国籍住民の地域社会への参加や相互理解を促進する重要な役割を担っており、今後もその活動を支援していきます。また、外国人と意思疎通手段として有効な「やさしいにほんご」の普及啓発を行い、相互理解を促進します。
多様性社会推進課		国際交流事業	本市の国際交流を促進するため、茅ヶ崎市国際交流協会と協力し、国際交流フェスティバル等を実施します。世界の様々な文化や言語に触れ、自分たちの暮らしや地域との違いを認識し見つけ直すことで、互いの文化や価値観への理解を深め、多様性を尊重する多文化共生社会の実現を目指します。	茅ヶ崎市国際交流協会主催・市共催で「第一回外国籍市民交流会」が初開催しました。日本語以外を母語とする外国籍市民と日本人が気軽に親交を深める交流の場としてBBQを実施し、和やかな雰囲気の中で、相互理解を深め、共に暮らす地域社会のつながりを育みました。	茅ヶ崎市国際交流協会主催・市共催で令和6年度には国際交流フェスティバルを初開催し、令和7年度には外国籍市民交流会を初めて実施しました。今後も国際交流イベントを通して、言語や文化の異なる多様な人々との交流を促進し、互いの違いへの理解を深めることで、多文化共生社会の実現に向けた意識の醸成を図ります。
地域福祉課	成年後見制度の利用促進のための機能強化	成年後見制度利用促進に向けた体制整備（中核機関の設置・運営）	高齢者や障がい者が安心して生活を送ることができるよう、令和5年度に、成年後見支援センターを市役所庁舎内に移転し、成年後見制度に関する専門機関（中核機関）として位置付けます。地域の関係者や関係機関、社会福祉士等の専門士業や専門職と連携し、地域での見守り体制を構築するとともに、成年後見制度の適切な利用促進を進めます。	高齢化の進展に伴い、さらに個人の権利擁護の必要性が高まる中、成年後見制度が適切に利用されるよう、周知啓発を引き続き行うとともに、相談対応スキルの向上、専門士業団体や支援機関等との協力体制のさらなる強化に取り組みました。	令和5年度に茅ヶ崎市成年後見支援センターを設置し、成年後見制度に関する相談や周知啓発、本人の暮らしを支える地域のネットワークづくりなどに取り組んでまいりました。今後も、本人の意思を大切にしながら本人らしい暮らしを実現できるよう、成年後見制度の利用促進に取り組んでまいります。また、法改正が行われる予定があることから、国の動向を注視してまいります。
地域福祉課		重層的支援体制整備事業	少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより複雑化した地域生活課題を抱える世帯を支援するため、住民、地域団体、専門機関、行政等が連携し、地域全体で支え合い、全ての住民が自分らしく生活することができる包括的支援体制の推進に取り組めます。	狭間の課題を抱えた世帯への相談支援について、多分野の関係機関と勉強会を開催し、相談対応件数の増加と連携の質の向上を図りました。また、他分野との連携を強化するとともに、地域づくり事業との一体的な実施を図りました。	分野を超えた連携を進めるため、相談支援を行う関係機関や福祉分野以外の職員への研修、また、社会福祉に造詣の深い学識経験者による管理職、監督職への研修会を実施しました。個別の相談においては、地域づくり事業との一体的な実施により、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会からの相談が増加しました。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
地域福祉課		地域福祉計画の改定事務	地域福祉計画を改定し地域福祉の実現を目指します。	これまでの取り組みの評価や市民アンケートの結果や、市内13地区で開催した意見交換会での意見を踏まえ、令和8年度を始期とする次期地域福祉計画の策定を進めました。策定にあたっては、地域福祉推進委員会やパブリックコメントでの意見を反映しています。	地域共生社会の実現に向け、市民アンケートや意見交換会、パブリックコメント等でいただいた意見を反映し、計画を策定しました。一方で、地域のつながりの希薄化や地域福祉活動の担い手不足といった課題も明らかとなっています。今後は、計画の周知をはかるとともに、関係団体との連携を一層強化し、地域における支え合いを育む取り組みを推進してまいります。
地域福祉課		生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の増加や困窮状態の長期化に対応するため、生活困窮者の相談・支援体制を強化し、自宅訪問や各種窓口への同行などのアウトリーチ、就労後の定着支援としての継続的フォローなどをより一層進めます。 令和5年度から、生活困窮者自立相談支援員を増員し、相談支援機能を拡充します。	生活困窮者の相談は増加傾向にあるため、相談者本人と策定する支援プランの件数を増やしました（174件）。また、就労支援や就労準備支援事業、地域の居場所への参加等の具体的な支援も進め、自立に向けた支援を行いました。	生活困窮者自立相談支援のプラン件数は見込み（130件）を大幅に上回りました。また、就労支援事業や就労準備支援事業では、地域の企業へ協力を呼びかけ、新たな就労体験の場等の確保をしました。
地域福祉課		松林地区ボランティアセンター整備事業（地域集会施設整備事業（松林地区）の関連事業）	市営高田住宅が廃止された跡地内に整備予定の地域集会施設内に、松林地区ボランティアセンターを移転、整備します。	令和8年10月の松林地区ボランティアセンター移転に向けて、複合施設である松林コミュニティセンターの建設工事を令和7年度から令和8年度にかけて実施しています。あわせて、円滑な移転となるよう関係機関と連携して調整を行いました。	令和8年10月の松林コミュニティセンターの移転に向けて、建設工事を着実に進めるとともに、移転により運営に支障が生じることのないように、移転後の運営をイメージしたハード面・機能面の調整を行いました。今後は、移転作業が滞りなく完了できるよう調整を重ね、開館後は、共に移転する地域包括支援センター等と連携しながら、松林地区の地域福祉活動の拠点として、ボランティアセンターの役割を果たしてまいります。
地域福祉課		市社会福祉協議会体制整備事業	地域福祉の向上の観点から市は必要性を認める範囲で人件費の助成等の支援を行います。	地域福祉の推進をはかるため、重層的支援体制整備事業等の委託事業だけでなく、市社協職員が地域支援に専念できる体制の整備に取り組めるよう支援を行いました。	地域共生社会の実現に向け、市社協と市が連携し、継続的に地域支援に取り組み、地域福祉の推進を図ってまいりました。今後、少子高齢化・人口減少が進む中においても、市社協が住民同士のつながりを大切に、お互いが支え合える地域づくりを責任をもって進めていけるよう、体制整備に取り組んでまいります。
地域福祉課		茅ヶ崎市再犯防止推進計画の策定	「犯罪のない安全・安心な社会」を築くため、犯罪をした者等が地域の一員として安定して生活ができるよう、各種行政サービス等にアクセスができるようにするとともに、地域が受け入れていくことができるように働きかけるため、計画の始期となる令和8年度に向けて策定作業に取り	地域共生社会の実現に向け、市民アンケートの結果や更生保護ボランティア、地域福祉推進委員会やパブリックコメントでの意見を踏まえ、令和8年度を始期とする地域福祉計画に包含する計画として策定を進めました。	令和8年度を始期とする地域福祉計画に包含する計画として、第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画を策定しました。今後は、福祉的な関わりで地域社会での暮らしを支える体制づくりの推進に向け、計画に位置付けた取り組みを行ってまいります。
保険年金課		特定健康診査等事業	市民の健康の保持増進と医療費適正化のため、特定健康診査及び特定保健指導対象者の多様な特性を捉え、健診結果や医療レセプトデータ等を活用し、個々に応じた受診勧奨を効果的かつ効率的に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上を図ります。	新たな取り組みでは、健診結果と医療レセプト情報から、AI解析を行い個々の状況に合った受診勧奨ハガキ作成と過去5年間の特定健診データをもとに健康アドバイスシートの作成を行いました。特定保健指導では、運動に特化した教室を試行的に実施し、特定健診・特定保健指導の実施率向上に取り組みました。年度末には、令和7年度の受診状況、保健指導参加者アンケート等結果を踏まえて効果測定・評価していきます。	データヘルス計画に基づいて各保健事業を行ない、実施率向上に向けた取り組みを実施しました。データヘルス計画目標値（令和6年度）は特定健診受診率38%、特定保健指導終了率18%のところ、実績値は特定健診37.9%（目標値未達成）、特定保健指導終了率19%（目標値達成）でした。国の指針では、特定健診受診率・特定保健指導終了率とも目標値60%としており、今後も実施率向上に向けた取組が課題となります。
保険年金課		システム標準化・共通化 国民健康保険システムの再構築事業	庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	令和7年度はベンダーとの協議によるシステム及び帳票の構築及びデータ検証等を中心に進め、12月中に作業完了となり1月から新システムにて稼働することができました。	庁内システムに要する経費の健全化を図るため、令和7年度末の移行期限へ向けたベンダーとの協議を複数年進め、令和7年12月に作業完了となり翌月から新システムにて稼働することができました。国民健康保険システムは一部機能の実装延期があり、全ての業務が標準システムで稼働出来ておらず、今後は遅延機能実装に向けた導入作業と、全庁的に効率的な進め方の検討が必要である。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
保険年金課		システム標準化・共通化 国民年金システムの再構築事業	庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	令和8年1月に移行を完了し、標準仕様に準拠したシステムへ更改を行いました。	令和6年度及び令和7年度において、移行完了期限に向け、標準仕様書の確認並びに契約等の準備を進め、令和8年1月に移行を完了しました。
保険年金課		システム標準化・共通化 後期高齢者医療システムの再構築事業	庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	後期高齢者医療システムはシステムベンダにおいて令和7年度中の移行対応が難しくなったことから、令和7年中に標準準拠システムに移行するシステムと引き続き情報連携ができるように過渡期連携の改修を進め、令和8年1月より過渡期連携を開始しました。	令和7年度末までと定められた期限内に移行はできなかったものの、国の方針が改められ、今後5年以内の移行を目指すこととなり、移行の補助金の原資となるデジタル基盤改革支援基金の設置年限も5年延長されることになりました。
保険年金課		国民健康保険料徴収率向上に向けた取り組み	RPA・電子申請・電子財産調査等の活用による滞納整理のデジタル化を推進し、滞納整理業務の効率化および徴収率の向上に向けた取り組みを進めます。	令和7年度の主な取組として、インターネット公売の実施、RPAを活用した催告書の送付、電子財産調査システムの活用による滞納処分の実施等デジタル化を意識した滞納整理を推進しました。これら事業実施の効果により令和7年度徴収率は前年度同様に高水準で推移しました。	令和5年度から財産調査のデジタル化である電子財産調査システムの本格活用により預金差押件数が大幅に増加となり徴収率向上へ努めることができました。令和8年度から生命保険を含めた電子財産調査システムの活用が開始されることから、これまで以上にデジタル化を意識した滞納整理を推進し徴収率向上へ努めていきます。
生活支援課		システム標準化・共通化 生活保護システムの再構築事業	庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	生活保護システムについて、令和8年1月の標準化移行に向けて、ガバメントクラウドの環境構築、システム運用テストやデータ移行、職員に対する操作研修等の準備を進め、令和8年1月より予定どおり標準準拠システムが稼働し、生活保護システムの移行を完了しました。あわせて標準化対象事務とデータ連携を行うシステムについても、必要な改修を行い、引き続きデータ連携ができるよう整えました。大量帳票印刷等の事務改善も行いましたが、引き続きさらなる業務効率化を目指し、改善に取り組めます。	計画策定時の進捗予定どおり、計画期間を通じて移行準備を進め、令和8年1月に生活保護システムの標準準拠システムへの移行を実施し、計画どおり移行を完了しました。今後はさらなる事務効率化に向けた改善を継続するとともに、ガバメントクラウドの最適化に取り組めます。
生活支援課		マイナンバー環境のバージョンアップに伴う生活保護システムの動作検証	マイナンバー環境（VDI環境）のOSバージョンアップに伴い、生活保護システムが正常に稼働するための動作検証を実施します。	標準準拠システムの構築に先立って、マイナンバー環境において生活保護システムの動作検証を実施し、システムが正常に稼働することを確認した。	生活保護システムの動作検証を令和7年度に実施し、正常に動作することを確認したことにより、実施計画2025において予定していた事業はすべて完了した。
障がい福祉課	災害時要配慮者の支援体制強化	災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援事業（障がい者）	令和5年度に避難行動要支援者名簿の登載者についてチェックリストを作成し、避難支援の優先度の高い方を把握します。また、地域をはじめとした避難支援等関係者等と連携・協力のための調整を進め、6年度から、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者のうち、真に支援が必要な要支援者に対し、個別避難計画を作成します。	避難行動要支援者名簿の登載者に対し、災害発生時等にどのような支援を必要とするかを把握するためのチェックリストを作成しました。また、令和6年度から作成を開始した個別避難計画について、避難支援等関係者と連携を図りながら順次作成を進めました。	令和5年度より避難行動要支援者名簿の登載者についてチェックリストを作成し、その結果を基に、6年度より、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者と連携を図りながら個別避難計画の作成を開始しました。今後は、引き続き新規対象者へのチェックリストや個別

課がい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
障がい福祉課		「ちがさき障がい者支援アプリ」の運用に関する事務	障がい者等のQOLの向上を目指して、日常生活や災害時に必要な情報を取得することができるよう、「ちがさき障がい者支援アプリ」による情報提供・発信等を展開します。障害福祉サービス事業所等の基本情報や空き状況の提供、バリアフリーマップの登載、障がい特性に応じたプッシュ型通知の発信、相談のオンライン予約、電子障害者手帳との連携等を進めます。	「ちがさき障がい者支援アプリ」の周知を行い、令和8年2月末時点で、ダウンロード者数3,539件、登録者数818件、事業所掲載数276件、バリアフリー情報掲載施設等数347件（うち、「みんなにやさしいお店」91件）となりました。イベントのお知らせ配信等の情報提供・発信を行うとともに、アプリの機能を活用した利用者アンケートを行いました。	「ちがさき障がい者支援アプリ」をより多くの障がい者等に利用していただけるよう周知を図るとともに、効果的な情報提供・発信を行い、「みんなにやさしいお店」については、掲載する店舗等を増やすための周知を行いました。今後も積極的な周知を行うとともに、アプリの機能を活用した利用者アンケートを行い、その内容に応じて機能の改修を行うなど使いやすいアプリにする必要があります。
障がい福祉課		障がい者ふれあい活動ホームの運営・管理	市の外郭団体であり、指定管理者として障害福祉サービス事業所を運営する茅ヶ崎市社会福祉事業団について、その自主性、自立性を高め、より多くの自主事業が切れ目のない支援を行う法人として運営されるための、事業の実施手法の見直し検討を行ってきましたが、3施設のうちの1つである「ふれあい活動ホームあかしあ」の老朽化対応の必要が生じたことから、指定管理を継続し、施設の老朽化課題解決を最優先に取り組みます。	「ふれあい活動ホームあかしあ」の事業継続に係る施設老朽化の課題解決のため、庁内及び指定管理者との協議、調整を行うとともに、指定管理者との定例会議において、ふれあい活動ホームの今後のあり方について、協議を進めました。	令和5年度より「ふれあい活動ホームあかしあ」の事業継続に係る施設老朽化の課題解決に向け、庁内及び指定管理者との協議、調整を行いました。今後も引き続き協議を継続して行い、また、新たな移転先での事業運営に向けての準備やふれあい活動ホームの今後の方向性の協議を継続して行います。
障がい福祉課		障害児通所施設かめっこくらぶが移転・機能集約	現在、松が丘と東海岸の2か所体制で運営している障害児通所施設かめっこくらぶについて、松が丘の1か所に機能を集約させます。	松が丘1か所での日中一時支援事業の指定管理の運営を行いました。モニタリング及び月例報告による確認を行い、日中一時支援事業の運営が滞りなく実施されていました。	令和6年度より松が丘の1か所に機能を集約させ、日中一時支援事業の指定管理の運営を開始しました。引き続きモニタリング及び月例報告により、日中一時支援事業の運営が滞りなく実施されるよう確認します。
障がい福祉課		障がい児支援体制強化事業	医療的ケア児等が適切に切れ目のない支援を受けることができるよう、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めるとともに、神奈川県や茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町からなる湘南東部障がい保健福祉圏域での連携により、総合的な支援体制の構築を行います。	医療的ケア児等相談支援センターノアにおいて、家族や関係機関からの相談に応じたほか、研修受講済みのコーディネーターの市への登録を推進するとともに定期的に医療的ケア児等コーディネーター連絡会を開催しました。また、医療的ケア児在宅レスパイト事業を実施することで家族等の介護負担の軽減を図りました。医療的ケア児等支援体制検討プロジェクトにおいて、地域における医療的ケア児等への支援体制に関する検討の場を創設するための協議を行いました。	令和6年4月に医療的ケア児等相談支援センター「ノア」を設置し、さらに同年10月からは、家族の介護負担の軽減を目的に医療的ケア児在宅レスパイト事業を開始しました。また、令和8年度より「医療的ケア児等支援ねっとワーク会議」を開催します。一方で、医療的ケア児等コーディネーターの役割整理や、ライフステージ毎に変化する本人やその家族が必要とする支援の在り方について、本人や家族に寄り添いながら長期的に伴走支援を担う人材の確保が今後の課題として挙げられます。
障がい福祉課		システム標準化・共通化 福祉総合システムの再構築事業	利便性の高いサービスの提供や業務の効率化、コストの削減を図るため、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへと移行し、情報通信技術を活用した持続可能な行政運営の確立を目指します。	他システムが先行して標準準拠システムに移行することに伴う福祉総合システムの過渡期連携対応について、ベンダーへ委託するなど、障がい者福祉システムの標準準拠システム移行に向けた準備を行いました。	令和7年度末までと定められた期限内に移行はできなかったものの、国の方針が改められ、今後5年以内の移行を目指すこととなり、移行の補助金の原資となるデジタル基盤改革支援基金の設置年限も5年延長されることとなりました。確実な移行ができるよう引き続き取り組みます。
障がい福祉課		基幹相談支援センター等機能強化事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和5年度に基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化の取り組みや人材育成等を行うことで、相談体制の充実を図ります。併せて、委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者との役割を整理し、障がい者等が相談しやすい環境を整備します。	茅ヶ崎市自立支援協議会相談支援部会において事務局を務め、相談窓口をより分かりやすく案内するためのパンフレットの作成、初任者の相談員向けのサポートブックの作成を開始しました。また、相談支援体制のさらなる充実を図るため、市が委託している相談支援事業所と市障がい福祉課と共に継続的に協議を行いました。今後は相談支援体制の変革のため、市と連携して今後の相談支援体制のあるべき姿を模索していくことが課題となります。	令和5年10月に設置した基幹相談支援センターにおいては、定期的なグループスーパービジョンや研修会の実施を通じて相談員のレベルアップを図るとともに、困難ケースの相談やケースカンファレンスへの参加、対応に苦慮した相談員からの相談に随時対応することで相談員の心の拠り所としての役割も果たしました。基幹相談支援センターは支援者支援が主な役割であり、個別ケースの対応も場合によっては行いますが、今後は個別ケース対応をどこまで行うかが課題となっています。
障がい福祉課		相談支援体制の機能強化	基幹相談支援センター、委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者の役割を明確化するなど相談支援体制の強化を図り、身近な場所で相談したいときに相談できる体制を目指します。	茅ヶ崎市自立支援協議会相談支援部会において、相談窓口をより分かりやすく案内するためのパンフレットの作成、初任者の相談員向けのサポートブックの作成を開始しました。また、市が委託している相談支援事業所、基幹相談支援センター、障がい福祉課による定期的な連絡会を開催し、今後の相談支援体制について検討を行いました。	相談支援体制が逼迫している状況等について、市内相談支援事業所へのヒアリングを行い、現場における課題や要望、今後の相談支援体制についての意見をいただいた結果を踏まえて一部書類の電子申請の導入や提出書類の簡略化等を行いました。今後は相談支援体制の変革のために、どのような手法が適切なのか方向性を見定めていくことが課題となります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
障がい福祉課		意思疎通支援事業の拡充	手話通訳者を目指す人材の育成、手話通訳者・要約筆記者の処遇改善、市としての情報保障のさらなる充実を図ります。	手話奉仕員養成講座をはじめとした講座を実施し、手話通訳者及び要約筆記者を目指す人材の育成に努めるとともに、処遇改善について庁内関係課と協議を行いました。	庁内調整の結果として、手話通訳者、要約筆記者の処遇改善には至りませんでした。しかしながら、意思疎通支援に係る施策や福祉人材の確保、定着といった観点から、処遇改善の実現は今後の課題となります。
障がい福祉課		障害者通所交通費助成制度（就労選択支援の追加）	法改正により障がい福祉サービスとして就労選択支援（初めて就労、または初めて就労系障がいサービスの利用を希望する方が、自らの希望や能力、適性に合った就労の選択ができるようにサポートするもの）が追加されることに伴い、既に行っている障がい者が障がい者就労支援事業所に通うための助成事業の対象に就労選択支援を追加するものです。	令和7年10月より、茅ヶ崎市障害児者施設通所交通費助成要綱を改正し、助成の対象に、就労選択支援に通所することを追加しました。	障害児者施設通所交通費助成の対象に、就労選択支援に通所することを追加しました。 また、今後の課題として、度重なる公共交通機関による料金改定や障害者割引制度の新設等の制度改正への対応が想定されます。
高齢福祉課	災害時要配慮者の支援体制強化	災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援事業（高齢者）	令和5年度に避難行動要支援者名簿の登載者についてチェックリストを作成し、避難支援の優先度の高い方を把握します。また、地域をはじめとした避難支援等関係者等と連携・協力のための調整を進め、6年度から、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者のうち、避難困難性を勘案し、優先度の高い方から個別避難計画を作成し	個別避難計画について、引き続き、居宅介護支援事業所等に委託を行い、福祉専門職の協力を得て、作成を進めました（基準日時点：122件）。また、津波ハザードマップ更新に伴う説明会の開催、電子申請による作成・提出の導入等を通じて、作成精度の向上、福祉専門職の負担軽減、効率化に取組みました。さらに、個別避難計画情報について、	令和5年度にチェックリストを作成し、6年度はこの結果を踏まえ、優先度の高い方から個別避難計画の作成を開始しました。7年度は、引き続き、福祉専門職や地域の関係者のご協力のもとで、個別避難計画の作成を進めるとともに、避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供しました。今後も関係者と連携を図りながら、個別避難計画の作
高齢福祉課	養護老人ホームの再整備	養護老人ホーム湘風園への運営及び再整備の支援業務	環境上の理由および経済的理由により自宅での生活が困難と判断される高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、権利擁護の推進を図ることを目的として、茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町で設立した社会福祉法人湘南広域社会福祉協会を支援し、令和11年度までに「養護老人ホーム湘風園」の再整備を行います。 5年度から基本設計・実施設計を行い、7年度から本館の建替え工事を行います。	養護老人ホーム湘風園の本館再整備に向けて、藤沢市・寒川町とともに社会福祉法人湘南広域社会福祉協会に対して指導・助言等を行い、本館の一部解体及び埋蔵文化財発掘調査等が適切に実施されました。	養護老人ホーム湘風園の本館再整備に向けて、藤沢市・寒川町とともに社会福祉法人湘南広域社会福祉協会に対して指導・助言等を行い、本館の一部解体及び埋蔵文化財発掘調査が開始されるなど、適切且つ着実に再整備を進めることが出来ました。今後についても、令和11年度の竣工に向けて、引き続き2市1町が連携して同協会との連絡・調整に努めてまいります。
高齢福祉課		指定管理施設（ケアセンター）管理事業	施設を安全で安心して利用するため、萩園ケアセンター給水設備他改修工事及び空調設備改修工事、元町ケアセンターの空調設備交換工事の予防保全工事を実施します。 また、松林ケアセンターの電気機器として使用されていた高圧進相コンデンサがポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による追加処理が必要となったため、交換工事を実施します。	前年度までに事業が完了しました。	対象施設において適切に予防保全工事を実施することが出来たため、緊急的な故障等による施設の休館等を生じさせることなく、施設の運営を行うことが出来ました。今後も引き続き適切な施設管理に努めてまいります。
高齢福祉課		指定管理施設（老人憩の家）管理事業（予防保全）	施設を安全で安心して利用するため、令和6年度に老人憩の家浜須賀会館空調設備改修工事、老人憩の家萩園いこいの里の空調設備改修工事の予防保全工事を実施します。	前年度までに事業が完了しました。	対象施設において適切に予防保全工事を実施することが出来たため、緊急的な故障等による施設の休館等を生じさせることなく、施設の運営を行うことが出来ました。今後も引き続き適切な施設管理に努めてまいります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
高齢福祉課		重層的支援体制整備事業（地域介護予防活動支援事業）	住民等が連携し、地域全体で支え合い、すべての住民が自分らしく生活することができる包括的支援体制を再構築します。	介護ボランティアに対しては、スキルとモチベーションを高めるための研修会を実施しました。歌体操ボランティア養成講座を開催し新たに16名が登録となりました。また、フレイルサポーターについても養成講座を2回実施し、新たに40名が登録されました。更に、フレイルサポーターを養成することができるフレイルトレーナーも併せて養成し、2名がフレイルトレーナーとなりました。	介護予防ボランティアに対しては、スキルとモチベーションを高めるための研修会を毎年開催しました。ボランティアの養成講座としては、令和5年度は歌体操ボランティア、6年度は、高齢者支援リーダーと歌体操ボランティア、7年度は、フレイルサポーターと歌体操ボランティアの養成講座を開催しました。3年間で延べ120人が受講し、新たな介護予防ボランティアとなり、介護予防活動も増やすことができました。引き続き、計画的に研修会や養成講座を実施し、介護予防活動の拡充に努めます。
高齢福祉課		地域ケア会議推進事業	市内13地区が実施する地区別地域ケア会議を充実させ、地域包括支援センターの機能強化を図ります。地区別地域ケア会議で出た、市全体で検討すべき課題について、関係機関等を招集して地域ケア推進会議を開催します。また、個別のケースを取り扱う自立支援型地域ケア個別会議では、専門職の助言を受けて、要支援者等の生活行為の課題解決等、状態の改善、自立を促します。	市内13地区において地区別地域ケア会議が計画的に開催され、基幹型地域包括支援センターも積極的に会議に出席することで、地域包括支援センターの機能強化に努めました。市主催の地域ケア推進会議を1回開催し、地区別地域ケア会議で出された市全体で検討すべき課題の中から「一人暮らし高齢者の支援」をテーマに選定し、国の動向や先行自治体の事例を踏まえ、関係機関等とともに課題や対応	地区別地域ケア会議で扱った課題について、地域ケア推進会議で共通課題として取り上げ検討を行いました。一部地区の自主的な取組であった高齢者の移動支援を他の地区での横展開につなげる等、社会資源の開発や支援策の広域展開につなげることができました。今後も地域の課題解決に向けた取組を進めてまいります。
高齢福祉課		認知症施策推進事業（アンケート調査）	本市の認知症施策の推進の基礎情報の獲得、及び認知症施策の周知を目的としたアンケート調査を実施し、集計、分析の結果を認知症に関する施策に反映できるよう関係機関等と意見交換をします。	令和6年度に実施したアンケートの集計、分析を行い3師会へ報告をしました。また、認知症本人や家族の意見を施策に反映できるよう、各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員や認知症施策検討会で関係機関と意見交換を行いました。	令和6年度に医師会、歯科医師会、薬剤師会と住民3000人に対して認知症に関するアンケート調査を実施しました。7年度には、アンケート結果を集計、分析し、3師会に報告をするとともに、各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員や認知症施策検討会で関係機関とアンケート結果、分析に基づく意見交換を行いました。意見交換で出た意見等については、第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体として作成する認知症施策推進計画において認知症に関する取組に反映していく予定です。
高齢福祉課		（仮称）松林地区地域集会施設等複合施設整備事業（地域包括支援センターの移転・併設）	市営高田住宅が廃止された跡地内に整備予定の地域集会施設内に、松林地区地域包括支援センターを移転、整備します。	令和8年10月の松林地区地域包括支援センターくるみの移転に向けて、複合施設である松林コミュニティセンターの建設工事を令和7年度から令和8年度にかけて実施しています。併せて、円滑な移転となるよう施工業者をはじめ関係機関と密に連携して調整を行いました。	令和8年10月の松林地区地域包括支援センターくるみの移転に向けて、建設工事を着実に進めるとともに、移転により運営に支障が生じることのないように、移転後の運営をイメージしたハード面・機能面の調整を行いました。今後は、移転作業が滞りなく完了できるよう調整を重ね、開館後は共に移転するボランティアセンター等と連携しながら、松林地区の相談支援活動の拠点として、地域包括支援センターの役割を果たしてまいります。
介護保険課		システム標準化・共通化 介護保険システムの再構築事業	庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	令和8年度の標準化移行が延期となったことから、令和7年度は予定されていたシステムの開発業務は行わなかったが、過渡期連携によりシステムを安定運用するとともに、令和9年3月の標準化移行に向けた準備を進めることができました。	標準化移行に向けた準備については、先行フィッシングを中心に進めてきたが、ベンダー側の事情によりスケジュールが左右されることも多く、必ずしも順調には進んでいない。今後はベンダーとの連携を密にし、早期の標準化移行に向けた取り組みを進めていく。
介護保険課		介護保険料徴収率向上に向けた取り組み	滞納整理における預金調査をデジタル化し、預金照会業務の効率化や徴収率の向上を図ります。	預金調査の電子化により介護保険料の滞納整理事務の効率化に努めました。令和8年2月末時点の滞納繰越分の収納率は令和7年2月末と比較して0.2%増となりました。なお、預金の電子調査をはじめとした滞納整理事務について、担当内での知識の共有化が課題となっています。	本市では令和6年度に介護保険料基準額の引き上げを行いました。市民への制度説明及び納付方法の周知を行い、滞納に対しては預金の電子調査を活用し効率的な滞納整理を行いました。結果として、令和6年度以降も収納率は高い水準を維持できました。今後も介護保険制度の安定的な運営のためには、担当内職員の滞納整理に係る知識の共有化を進めるとともに、預金の電子調査の活用が必要不可欠です。
介護保険課		地域密着型サービス事業者等の指定・指導等に関する事務	介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業確保を目的に事業者に対する指導を実施します。	実地指導について外部委託をすることで、効果的かつ効率的な指導を実施することにより、本市の介護サービスの質の向上を図ることができました。また、専門的な視点による指導の結果を職員間で共有することができ、職員のスキルアップ、事務向上にもつなげることができました。	専門的な外部事業者に運営指導を委託することで、より専門的な指導を実施することができ、介護事業者のサービス向上につなげることができた。また、結果を職員間で共有することにより、職員のスキルアップにもつなげられました。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
介護保険課		介護事業者ガイドブック発行事業	民間事業者と協働して介護事業者のガイドブックを発行し、利用者やケアマネジャーが必要なサービスを選択することの利便性を高めるもの。	発行事業者と打合せを行い、発行日を令和9年1月とすることを決定し、発行までのスケジュール、双方に必要な作業、協定書の内容の確認等を行った。	ガイドブックの発行の可能性について事業者と協議を行い、発行の決定及び発行日まで決めることができた。次期期間中に発行できるよう、今後、発行事業者と引き続き打合せを進めていく。
こども政策課	小児医療費助成の所得制限、一部負担金の廃止	小児医療費助成事業	令和5年7月から、所得制限を撤廃し、中学3年生までの全ての子どもを対象に小児医療証を交付するとともに、窓口での一部負担金を廃止します。 また、令和6年7月から、対象年齢を高校生年代まで拡大します。	令和5年度に所得制限の撤廃及び一部負担金の廃止、令和6年度に助成対象を高校生年代まで拡大と2か年にわたる制度改正を実施したことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めました。	令和5年度に所得制限の撤廃及び一部負担金の廃止、令和6年度に助成対象を高校生年代まで拡大と2か年にわたる制度改正を実施したことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めました。
こども政策課	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親および子どもの学び直しを支援するために、ひとり親およびその子の高等学校卒業程度認定試験合格に向けて、講座費用を補助します。	実績件数は0件でした。補助を必要としている人に漏れなく情報が届くよう、ひとり親からの生活相談時における制度説明、児童扶養手当受給者全員に対して現況届案内時におけるチラシを同封するなどし、本事業について制度周知を図りました。	令和5年度より事業を開始しましたが、対象者がひとり親の親とそのこどものうち高等学校を卒業していない者と限られていることもあり、相談はあるものの申請まで至ったケースが少なく、現在申請がない状態であることから、令和7年度をもって廃止いたします。
こども政策課	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	養育費確保支援事業	子どもの健やかな成長に必要な養育費の確保を支援するため、離婚前後の親を対象に弁護士相談会の開催や養育費を確保するためのさまざまな手続きに要する費用への補助等を行います。	令和5年度新規事業として開始し、令和7年度は弁護士相談31件、公正証書等作成補助23件を実施しました。 市民課で離婚届を受取る際に本事業のチラシを渡すことに加え、児童扶養手当現況届の案内発送時にチラシを同封するとともに、公証役場にチラシを配架いただきました。 弁護士相談についてはキャンセル待ちになることもあり、養育費の強制執行に必須となる公正証書等の作成に向けて離婚前から相談する機会が重要であることから、大きな効果を得ることができました。	令和5年度より事業を開始しましたが、弁護士相談および養育費確保支援事業ともにニーズが高く、多くの方に支援を提供することができませんでした。養育費は子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用であり、確保できたことにより、子どもを含むひとり親世帯の貧困の連鎖の解消および児童扶養手当の扶助費の削減が達成できました。令和8年4月に民法の一部を改正する法律が施行されますが、その中でも子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、養育費についても民法等の規定を見直すこととなっています。今後どのような支援が必要となるのか、世情を確認しながら検討を進めてまいります。
こども政策課	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	子ども食堂支援事業	こどもやその保護者に食事の提供を行い、安心して過ごすことができる居場所づくりを行う地域の子ども食堂に対し、開設経費・運営経費の補助や情報発信などの支援を行います。	引き続き国庫補助を活用しながら、こども食堂に対する補助を実施します。	令和5年度から国庫補助金を活用し、市の負担を抑えつつ各団体への補助額を増額した結果、市内のこども食堂は当初の約3倍に増加しました。併せて、現地訪問やアンケート調査により利用者のニーズを把握し、各団体の活動の参考となる資料を作成しました。今後は、団体間の横断的連携を促進するとともに、活用内容を積極的に発信し、新規利用者が参加しやすい環境の整備に努めます。
こども政策課	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	学習支援・こどもの居場所づくり支援事業	こどもやその保護者が安心して過ごすことができる、学習支援などの居場所づくりを行う団体に対し、活動支援を行います。 令和5年度から、運営経費の補助や情報発信などの支援を行います。	引き続き、活動団体に対し、補助事業の周知を行うとともに、各団体への支援を強化することで、こどもたちが地域の大人に見守られ、安心して過ごせる環境の拡充を図りました。	令和5年度より、市内で学習支援を含むこどもの居場所づくりを行う団体への補助金交付を開始しました。令和7年度は、こどもの居場所15団体、親子の居場所11団体に補助金を交付しました。あわせて、各団体を訪問し活動状況の把握や利用者へ聞き取りを行うとともに、こども育成部のインスタグラムで活動の様子を発信しました。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
こども政策課		システム標準化・共通化 児童手当システムの再構築事業	児童手当の事務について、国が作成する標準仕様に基づく標準準拠システムを導入します。	システム標準化に関して法で定められた令和7年度中の移行が難しくなったこと、他システムベンダにおいても対応が難しいとの回答があったことから、現行システムベンダと移行期間延期期間を可能な限り短くすることを交渉しつつ、標準準拠システムに移行済みのシステムと当該システムとの情報連携を実施できるよう必要な改修を行い、データ連携を行いました。	令和7年度末までと定められた期限内に移行はできなかったものの、国の方針が改められ、今後5年以内の移行を目指すこととなり、移行の補助金の原資となるデジタル基盤改革支援基金の設置年限も5年延長されることとなりました。引き続き標準化に向けて、現行システムベンダと移行期間延期期間を可能な限り短くすることを交渉しつつ、他システムベンダの対応状況などを調査していきます。
こども政策課		システム標準化・共通化 児童扶養手当システムの再構築事業	児童扶養手当の事務について、国が作成する標準仕様に基づく標準準拠システムを導入します。	システム標準化に関して法で定められた令和7年度中の移行が難しくなったこと、他システムベンダにおいても対応が難しいとの回答があったことから、現行システムベンダと移行期間延期期間を可能な限り短くすることを交渉しつつ、標準準拠システムに移行済みのシステムと当該システムとの情報連携を実施できるよう必要な改修を行い、データ連携を行いました。	令和7年度末までと定められた期限内に移行はできなかったものの、国の方針が改められ、今後5年以内の移行を目指すこととなり、移行の補助金の原資となるデジタル基盤改革支援基金の設置年限も5年延長されることとなりました。引き続き標準化に向けて、現行システムベンダと移行期間延期期間を可能な限り短くすることを交渉しつつ、他システムベンダの対応状況などを調査していきます。
こども政策課	産み育てやすい環境づくり	ファーストプレゼント事業	令和5年4月以降に出生した新生児を対象にカタログギフトを贈答します。	プロモーション活動の一環として実施しているWEBマガジンの配信や交通広告の実施等について、内容の見直しや、子育てを社会全体で応援する気運を高めるためにより効果的な施策展開を行いました。また、ポイントの消費割合を向上させるための周知活動や運用方法の見直し等を行いました。	社会全体で子育てを応援する気運の醸成を目的に対象者へカタログギフトを贈呈しました。また、プロモーションとして市内を走る神奈中バスやコミュニティバス、FM茅ヶ崎を活用し、子育て支援情報を発信しました。今後は、妊娠期から出産・育児期まで切れ目なく支援する「妊婦のための支援給付」の開始を踏まえ、より実効性の高い施策へ転換するため事業を見直し、令和7年度をもって廃止します。
こども政策課		ひとり親家庭総合相談事業	ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別ニーズに対応するため、ひとり親家庭に対して、関係機関と連携を図り総合相談会を実施します。 児童扶養手当現況届受付期間を中心に、就労、生活、子育て、法律、住まいの相談窓口を開設します。	6月、8月、12月に開催し、ひとり親世帯から47件（就労10件、生活18件、法律11件、住まい7件、子育て1件）の相談があり、相談会終了後に自立に向けた行政サービスに繋ぐなどし、一定程度の課題解決に結びついています。	ひとり親家庭等総合相談事業については、全国でも同様の事業を実施している市町村が少ない希少事業であり、市職員のみではなく専門機関の相談員に相談ができる貴重な機会となっています。3年間で129件の相談を受けることができましたが、開催日程や予約の枠にも限りがあるため、相談員以外にも相談ができるよう関係機関・各課と連携をとる必要があります。
こども政策課		ひとり親家庭等医療費助成事業	低所得のひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、生活の安定と自立を支援するため医療費の一部を助成しているところですが、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、児童扶養手当の所得制限額が引き上げられることに伴い、当該事業についても所得制限を緩和し、対象者に対する申請案内、医療証の発行を行った上で、令和7年1月受診分より対象範囲を拡大するものです。	毎年実施している現況届などにおいて所得などの状況を確認し、対象者に医療証を交付し、ひとり親世帯の経済的負担の軽減を図り、生活の安定と自立を支援しました。	低所得のひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、生活の安定と自立を支援するため医療費の一部を助成する事業ですが、児童扶養手当の所得制限額が引き上げられることに伴い、当該事業についても所得制限を緩和し、対象者に対する申請案内、医療証の発行を行った上で、令和7年1月受診分より対象範囲を拡大しました。安定的に事業が実施できるよう執行状況の管理に努めていく必要があります。
こども政策課		「こどもまちプロジェクト2025-2029 ちがさきのこどもけいかくー」に関する事務	令和7年3月に策定した『こどもまちプロジェクト2025-2029』で掲げた目標の実現に向け、計画に基づく各取り組みを推進します。	計画の目指す姿を実現するため、個別の施策を展開します。また、計画の進捗管理は、庁内会議や審議会で行いますが、こどもの意見を取り入れ、こどもの目線に立って評価を行うことができる仕組みづくりを行いました。	こども基本法に基づく取り組みとして、計画やこどもに関係する施策にこどもの意見を反映するため、施設訪問や市民協議会、こどもモニターなど、様々な手法で意見を聴取し、令和7年3月に『こどもまちプロジェクト2025-2029』を策定しました。聴取した意見は関係課と共有するとともに、審議会等へ報告し、こどもたちの目線に立った施策の推進に努めました。
こども政策課		こどもまちづくり支援事業	こどもが主体となって取り組むまちづくり活動を推進する団体を支援し、こどもが自ら考えて行動する機会を確保することにより、本市の将来を担う「ちがさきの人材」を育成することを目指します。	こどもが主体となって取り組むまちづくり活動を推進する団体に対し、活動に係る経費の一部を助成しました。	令和6年度より、NPOサポートちがさきが実施するちがさき・さむかわこどもファンドに対し補助金の交付を開始しました。今後もこどもが社会の一員として意見を表明し、多様な社会活動に参画できる機会を広げられるよう継続的な支援を続けていきます。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
こども政策課		ファミリー・サポート・センター利用助成事業	地域の人が会員となり、会員相互の育児援助活動として生後3ヶ月から小学校6年生までの子どもの預かり、自宅での見守り支援、児童の送迎等を行うファミリーサポートセンター事業の利用費を助成することで、制度利用の促進を図ります。本事業の利用促進により、家庭での養育者の孤立や孤独による産後うつや虐待等のリスクの軽減、仕事との両立支援など育児負担の軽減、保護者がレスパイトを享受できる環境づくり及び多子支援につなげていきます。	より多くの会員にファミリー・サポート・センター事業を活用していただくため、制度の見直しを行いました。具体的には、助成金額の体系の見直しと助成上限額の設定、支援会員の負担軽減を見据えた助成金の申請・支払方法の変更を行いました。	事業の利用促進という点においては一定の効果を上げることができました。一方で、こどもを預けるニーズが上昇する中、こどもを預かる、あるいは子育て家庭をサポートする会員の数は減少傾向にあります。制度の需給のバランスを取るためにも、サポートを行う側の会員の確保が必要であると考えています。
こども政策課		子育て支援センターの指定管理者制度導入事務	市の直営管理（運営を事業者へ委託）としている市内4つの子育て支援センターについて、指定管理者制度の導入を検討します。	令和7年4月から指定管理者による管理運営を開始しました。併せて、施設の開所日拡大や相談機能の強化、イベントの充実を通じ、施設の機能拡大を図りました。	長年にわたり懸案事項となっていた、当施設への指定管理者制度の導入を無事に行うことができました。今後は、指定管理者へのモニタリング等を講じながら安定的かつ効果的な運営を行い、子育て世代により求められる施設としていく必要があると考えています。
こども政策課		浜竹子育て支援センター外部修繕工事	屋根の水漏れ、数ヶ所にわたるコロナル屋根素材の割れや剥がれに対し修繕を実施します。あわせて、野地板の強化や、「建物維持管理の手引き」に基づく点検で報告を受けた、経年劣化による玄関ポーチ庇部分の塗装の剥がれや外壁のシーリングに亀裂に対する修繕を同時に実施します。	前年度までに事業が完了しました。	令和5年度に浜竹子育て支援センターについて外壁、ポーチ及び屋根の修繕を実施し完了しました。
こども育成相談課	こども家庭センターの設置	家庭児童相談事業（こども家庭センター）	令和6年4月から、こども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を一体化した「こども家庭センター」を設置し、妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目のない相談支援を行います。	支援が必要とされる妊産婦や子育て家庭等に対して、こども家庭センター内の母子保健と児童福祉の一体的支援だけでなく、関係機関や地域と連携することで、個々の事情に寄り添った切れ目のない相談支援を行いました。また、子育ての相談が身近な場所で行えるように、令和7年8月に公立保育園6園と浜見平保育園地域育児センターの7か所に地域子育て相談機関を設置しました。	令和5年度から母子保健と児童福祉を同一課とする組織改正、統括支援員や心理担当支援員の配置といった体制整備など、こども家庭センターの設置に向けた準備を進めました。6年4月にこども家庭センターを設置し、切れ目のない相談支援を行っています。生活困窮や障がい、介護など様々な課題を複合的に抱えている妊産婦・子育て家庭からの相談は増えており、必要な家庭に必要な支援がつながるよう、より一層、教育、福祉、医療などの関係機関や地域との連携を進めていきます。
こども育成相談課	産み育てやすい環境づくり	産後ケア事業	産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、保健指導・栄養指導、適切な授乳を実施するためのケア、育児手技の具体的な指導や相談を実施します。利用者が病院・診療所・助産所等に来所し必要なサービスを受ける通所（デイサービス）型と、宿泊しサービスを受ける宿泊（ショートステイ）型、助産師等が利用者の居室を訪問して保健指導やケアを行う居宅訪問（アウトリー	利用件数が増加する中、市内外の医療機関や助産院に事業を委託することにより、宿泊型、通所型、訪問型の3つの形態で利用者ニーズに応じて提供することができました。	令和5年11月より利用料の自己負担を3割から1割へ減額したことや、産後ケア事業の認知度アップにより、利用件数の増加が続いています。利用者アンケートにおいても、相談ができた、リフレッシュできた等の声があります。引き続き、産婦のセルフケア能力が向上し安心して育児ができるよう、また事業実施上の安全管理体制を維持できるよう取り組みます。
こども育成相談課	産み育てやすい環境づくり	母子健康手帳・妊産婦健康診査事業（産婦健康診査事業）	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間・産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が高まっています。産婦の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりを整えるため、産婦健康診査にかかる費用を助成します（助成額は1回当たり5,000円、1人につき最大2回まで）。妊娠届を提出された方に、母子健康手帳・妊婦健康診査費用補助券と併せて、産婦健康診査費用補助券を発行します。里帰り出産等により補助券が利用できなかった場合も事後精算により対応します。	母子健康手帳交付時に補助券を配布し、産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦の健康診査受診を促しました。エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）等の活用により、ハイリスク者への早期フォローに努めました。	産後ケア事業の利用者数・利用件数が増加していることや、全国的にこどもへの虐待による死亡事例のうち、0歳児が約6割を占めていることなどを鑑み、出産後不安定な状況にある母子への支援につなげられるよう、引き続き取り組みます。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
こども育成相談課	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	育児支援家庭訪問事業	家事や子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、ヘルパー派遣による家事支援や育児支援サービスを実施し、子育て家庭のストレス等の負担軽減と適切な養育環境の確保と安定を図ります。	こどもたちの適切な養育環境を確保するため、ヘルパーによる食事の準備や洗濯、掃除等や子育てのサポート、子育てに関する不安や悩みの相談・助言を行うことで、家庭環境の改善を図ることができました。また、継続的なサービスが必要な家庭に対しては、関係部署と連携を図り、ケースワーカーによる福祉サービスの導入支援を行いました。	ヘルパーの派遣による家事や育児の直接的なサポートにより、孤立しがちな養育者の心身の負担軽減を図るとともに、家庭内の状況を早期に把握することで、児童虐待の未然防止や適切な養育環境を確保し、セーフティーネットを確保することができました。
こども育成相談課	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	家庭児童相談事業（虐待防止周知）	これまでの見守る側の大人に対する周知に加え、小・中学生に対して児童虐待（ヤングケアラーを含む）に関する例示や相談先を記載した周知カードを作成・配布し、子どもからの発信の機会向上を図ります。	長期休暇となる夏休み前に、携帯しやすい名刺サイズのカードを作成し、市立全小中学校の児童・生徒約20,000人に配布しました。また、茅ヶ崎支援学校や県立高等学校、私立学校にも合わせて配布し、市内全体を通して当事者への周知・啓発を図ることができました。	周知カードの配布により、児童・生徒への相談窓口の認知度を高めることができ、直接の連絡に限らず、学校の先生など身近な方への相談に対する心理的なハードルを下げるすることができました。今後はより身近でアクセスのしやすい周知方法を検討します。
こども育成相談課	産み育てやすい環境づくり	妊婦歯科健康診査事業	妊婦のむし虫歯や歯周病等の早期発見、早期治療を図るとともに、妊婦が妊娠早期から胎児の口腔衛生管理に関心を持つことで、乳幼児のむし虫予防や、子どもの健やかな成長につなげられるよう、妊婦歯科健康診査の費用を助成します（自己負担額500円、1人につき1回まで）。妊娠届を提出された方に、母子健康手帳・妊婦健康診査費用補助券と併せて、妊婦歯科健康診査費用補助券を発行します。	母子健康手帳交付時に妊婦歯科健康診査の記録票を配布し健診の受診を促すとともに、健診の結果、要精密検査の対象となった方については、医療機関を通じ検査の受診を促しました。	令和5年7月より事業を開始し、妊婦の虫歯や歯周病等の早期発見、早期治療につなげることができています。引き続き、妊娠届出時や妊娠期の教室、SNS(インスタグラム)等の活用により、より多くの対象者に事業の効果と活用への周知徹底を図っていく必要があります。
こども育成相談課	産み育てやすい環境づくり	母子健康手帳・妊産婦健康診査事業（多胎児）	多胎児の妊娠における母体の健康管理と胎児の健やかな発育・発達を支援し、多胎妊婦の経済負担を軽減するため、令和5年度から、多胎妊婦の妊婦健康診査にかかる費用を助成します（助成額は1回当たり4000円、1人につき最大5回まで）。市の妊婦健康診査の規定回数（14回）を超えて受診した費用の一部を事後精算の対応により助成します。	多胎妊娠の方に対し、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査費用助成の加算について説明を行い、受診の勧奨を行いました。	多胎妊娠の方は、母体への負担が単胎に比べて大きく、頻回な健康診査の受診が推奨されており、単胎の方に比べて経済的負担が大きくなることが想定されることから、引き続き多胎妊婦一人一人に対して支援します。
こども育成相談課		家庭児童相談事業（情報共有システム導入）	厚生労働省（現・こども家庭庁）が導入している全国的な要保護児童等情報共有システムと連携できる業務システムを導入し、よりきめ細かく切れ目のない相談業務を行うとともに、対象児童が転居した際の自治体間における引継ぎや情報共有の不足による虐待の重大事案発生を未然に防ぎます。令和5年度中にシステム構築を行います。	導入したシステムを使用して要保護、要支援児童等のケースの進行管理や統計資料の作成を行いました。また、必要なデータを国の要保護児童等情報共有システムへ登録することで、児童相談所や自治体間での情報連携を行い、切れ目のない対応を進めることができました。	令和5年度のシステム導入から3年間、国とのデータ連携を行うことで、転居時の情報断絶を防ぐ切れ目のない支援を進めてきました。これにより、自治体・児童相談所間によるシステムでの確認が可能となり、虐待の重大事案未然防止に役立っています。また、ケース管理のデジタル化に伴い効率的に統計が作成でき、精度も向上しました。引き続き蓄積した情報を活用し、個々の状況に応じた支援を行います。
こども育成相談課		重層的支援体制整備事業（母子保健コーディネーター事業）	妊産婦が不安なく妊娠期から出産を経て子育て期を過ごすことができる環境を整えるため、令和5年から、母子保健コーディネーターの相談・支援体制を強化し、母子健康手帳の交付時の面接や電話相談等により、母体および家族の健康維持に役立つ情報や子育て支援サービス等、個々のニーズに合わせた情報提供を行います。また、妊娠届出書のアンケートをもとに、支援が必要な妊婦への電話対応、リスクアセスメントシートを活用した個別支援計画の作成等を行い、産後ケア事業終了後も切れ目のない支援を行います。	相談等の件数が増えていることから、令和7年度は母子保健コーディネーターの体制の更なる充実を図り、妊娠届出の全数面談、産前産後の随時相談や授乳支援等、妊産婦や乳幼児の相談にきめ細かく対応しました。	令和6年度から妊娠届出を本庁舎に集約し、母子保健コーディネーターや保健師等の専門職が随時相談対応を実施しています。引き続き安心して子育てができるように切れ目のない支援を実施していきます。
こども育成相談課		妊婦のための支援給付事業（旧：いとしのベビー出産・子育て応援事業）	妊娠から出産、子育て期まで身近な伴走型の相談支援と経済的支援をあわせたパッケージとして充実させ、安心して出産・子育てができる環境を整えます。	子ども・子育て支援法の改正に伴い、妊婦のための支援給付事業として新たに実施してきました。新制度では、死産・流産となった場合についても給付の対象となるため、該当する方に対し経済的な支援を実施するとともに必要な情報提供や相談に応じるなどの支援につ	経済的支援と妊婦等包括相談支援事業を組み合わせて、面談等を実施することにより、必要な情報提供や相談に応じるなど、妊娠期からの切れ目のない支援体制を構築することができました。引き続き、面談等を通じて継続的な関係性を構築し、必要

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
こども育成相談課		システム標準化・共通化 保健所総合システム（母子保健）の再構築事業	庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	令和6年度に引き続きシステムベンダーと業務委託契約を締結し、システム開発、データ移行、テスト・研修、また関連システムとの円滑な連携を進め、3月末までに国の標準仕様に準拠したシステムを導入できる見込みです。	令和7年度末までと定められた期限内に国の標準仕様に準拠したシステムを導入できるよう作業を進めることができました。 今後は、システムに合わせた効率的な業務の見直しを継続するとともに、ガバメントクラウド利用料の最適化に取り組めます。
こども育成相談課	産み育てやすい環境づくり	乳幼児健康診査事業	3歳6か月健康診査で実施する視覚検査に、お子さんへの負担がなく、かつ、短時間で弱視等の検出ができるスポットビジョンスクリーナーを導入し、早期の治療につなげるとともに、子どもの健やかな成長を支えます。 令和5年度中に、導入への準備と調整（健診会場での半暗室の確保や医師等との調整など）を行い、6年度から導入・活用をします。	3歳6か月児健康診査受診者へスポットビジョンスクリーナーによる検査を実施しました。 検査は数秒で終わり、痛みもなく、受けていただくことができ、視覚検査の精度を上げることができており、弱視等の早期発見および早期治療につなげることができています。	令和6年7月からスポットビジョンスクリーナーを導入し、弱視等の早期発見の精度が向上しました。 異常の疑いがある方には精密検査受診券を発行し、早期治療につなげることができました。
こども育成相談課		こどもセンター整備事業	保健所・保健センターを候補地とした、こどもセンターの移転を行います。	令和7年度は、建築・電気・機械設備の工事に着手し、整備を進めました。	令和6年度までに基本設計・実施設計を行いました。令和7年7月から建設工事を開始し、令和9年5月の供用開始を目指し、整備を進めます。
こども育成相談課		産前・産後ヘルパー事業（家族とあかちゃんのための産前産後応援事業）	妊娠中や出産後における心身の健康状態が不安定な時期や、育児に不安を抱えている時期に、安心して子どもを産み育てられるよう、ヘルパーを派遣し、妊産婦や家庭の負担軽減を図ります。	妊娠中または出産後における心身の健康状態が不安定な時期や、育児に不安を抱えている時期にヘルパーの利用を支援し、妊産婦や家庭の負担軽減を図りました。 また、事業者連絡会や事業者に対する研修会を実施し、サービスの質の向上に努めました。	事後アンケートより、多くの方から「利用してよかった。」という声をいただいています。妊産婦の心身の負担軽減と育児への適応を促し、妊産婦のメンタルの安定や、産後うつ等の発生予防に寄与しているものと考えています。 利用者や事業者の意見を伺いながら、利用者がより利用しやすい事業運営を目指していきます。
こども育成相談課		新生児聴覚検査事業	聴覚障害の早期発見・早期療育のため、新生児聴覚検査費用の一部を補助し、検査の受診を推進するとともに、保護者の経済的負担を軽減します。	令和6年度と同様に、補助券を母子健康手帳を交付する際に配布し受診を促しました。 また、新生児訪問の際に受診の有無を確認し、未受診の場合は検査可能な医療機関を紹介しました。 里帰り等で補助券を利用できなかった場合は償還払いにより助成を行いました。	新生児聴覚検査費用の一部助成を実施し、新生児の聴覚の異常の早期発見、早期治療につなげることができました。 また、新生児訪問員を対象に、神奈川県聴覚障害者福祉センター職員による研修等を実施し資質向上に努めました。 引き続き新生児聴覚検査の受診を推進し、聴覚障害の早期発見・早期療育につなげていきます。
こども育成相談課		（低所得の妊婦に対する）初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦の経済的負担を軽減するとともに、妊婦の状況を継続的に把握して必要な支援につなげ、安全安心に出産・育児に臨めるよう支援を行います。	初回産科受診をされた方の申請に基づき、償還払いを実施しています。令和7年7月より事業開始（対象は4月以降に初回産科受診をした方）し、2人に対し、経済的支援を実施するとともに、必要な支援につなげることができるよう妊娠の経過を把握しました。	事業開始から1年を経過しておらず実績が少ないため、引き続き、利用者の利用状況や、利用に至らなかった理由等の評価を行っていく必要があります。
こども育成相談課		ヤングケアラー支援事業	家族の介護やその他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども（ヤングケアラー）の状況を把握し、必要な支援につなげるため、市立に通う小学5年生から中学3年生までを対象に、実態調査を実施します。 アンケートを通じて児童の生活状況や悩み、学習への影響を確認し、学校をはじめとする関係機関と連携して、過度な負担を抱える児童・生徒を支援します。	アンケートは、令和7年7月にインターネット上に入力フォームを用意し、学校でタブレット端末を使用して記名式（任意）で実施しました。 回答率は小中学校の平均が82.8%で、学校へ結果のフィードバックを行うとともに、個々の家庭の状況に応じた支援を行っています。	今回のアンケートにより、潜在化しやすいヤングケアラーの状況や生活の背景、支援のニーズを確認することができ、合わせてこどもたちへヤングケアラーに関する周知も行うことができました。 今後も実施時期や内容を検討し、調査の有効性を高めることでアンケートの定着を図り、継続的な支援を行います。
保育課	保育園、児童クラブの待機児童解消対策	保育所等待機児童解消対策推進事業	多様化する就学前児童の保育ニーズに対応し、必要な保育ニーズの受け皿を確保するため、保育士の確保対策、保育コンシェルジュの活用等により、待機児童の解消に取り組めます。 令和5年度から、認可保育所等に補助する年齢別利用者基礎加算等の見直し、保育コンシェルジュの相談日の拡充等を行います。	依然として増加している保育需要に対応するため、引き続き必要な受け皿の確保を図りました。 受け皿の確保策として、既存認可保育所の分園の整備、小規模保育事業の整備、小規模保育事業の認可保育所化等を行うとともに保育士確保を実施しました。 また、市単独補助（加算）をしました。	令和5～7年度の3か年で民間保育所の整備等により406人の定員増を行うことができました。 定員の増と、保育コンシェルジュによる入園支援により令和7年4月には待機児童0を達成することができました。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
保育課		システム標準化・共通化 子ども・子育て支援システムの再構築事業	保育に関する事務について、国が作成する標準仕様に基づく子ども・子育て支援システムを導入します。	現行子ども・子育て支援システムと標準化対応システム（住民基本台帳・税・生活保護）のデータ連携対応のためのシステム改修を行いました。	令和7年度末までと定められた期限内の移行はできなかったものの、国の方針が改められ、今後5年以内の移行を目指すこととなり、移行の補助金の原資となるデジタル基盤改革支援基金の設置年限も5年延長されることとなりました。確実な移行ができるよう引き続き取り組みます
保育課		手ぶらで保育スタートアップ事業	子育てしやすいまちづくりの推進にあたって、保護者と保育士双方の負担を軽減するため、お昼寝用の布団や簡易ベッド、主食提供用の大型炊飯器等を新たに整備する民間保育所等に対し、その導入費用を県の補助金を活用して補助するものです。	市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業のうち、26園に対してお昼寝用の布団や簡易ベッド、主食提供用の大型炊飯器等を整備する経費の補助の実施を行いました。	本事業を実施したことにより、お昼寝用の布団は1園を除き、主食は2園を除き、市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業全てにおいて提供することになりました。
保育課		公立保育園管理運営事業	令和5年度に浜見平保育園に食器洗浄機を導入するとともに香川保育園にあるPCBを含有するコンデンサ等を廃棄処分しました。 令和6年度は保育ICTを導入しました。 令和7年度は導入した保育ICTの本格稼働をしました。	公立保育園の安全安心な保育環境を維持するため、建物の設備や遊具等について適切に管理し予防保全できるよう必要な経費を積算しました。	保育ICTを導入しましたが導入初年度は、取り扱いのルールや帳票類の扱いなど検討すべきことが多い状況でした。今後、より効果が発揮されると考えています。
保育課		紙おむつ処分経費補助事業	保護者及び保育士双方の負担軽減を図るため、乳幼児の使用済み紙おむつを保護者が持ち帰ることなく、保育所等が処分するための費用等を補助します。	市内の保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業のうち、使用済み紙おむつの処分を行っている77園に対して処分経費補助の実施を行いました。	本事業を実施することにより、市内ほとんどの保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業の施設において、使用済み紙おむつを園において処分することになり、保護者の負担軽減に寄与することができました。
保育課		保育所等教育・保育質向上事業	外部講師などにより子どもたちに特別な体験を提供する保育所等に対して、事業を実施するための経費の補助等を行います。	市内の保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業のうち25園に対し、こどもたちが普段できない特別な体験を提供するための経費を補助しました。例えば次のようなイベントが実施されました。 ・いどう果樹園のもぎ取り体験 ・ファミリーコンサートの鑑賞会	2年間で市内の保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業のうち約50園で本事業を活用し、こどもたちに普段できない特別な体験を提供しました。保育の質の向上、こどもたちの健やかな育ちの支援に寄与できたと評価しています。
保育課		性被害防止対策事業（保育園）	保育所等に通う子どもへの性被害などを未然に防ぎ、また早期に発見するため、設備による対策を実施します。また、公立保育園においては、防犯対策も兼ねたカメラの設置も併せて実施します。	前年度までに事業が完了しました。	市内の民間保育所・認定こども園・地域型保育事業のうち、60の施設に対して、性被害を未然に防ぐためのカメラ設置などの整備に係る補助を行うとともに、公立保育園6園においては、防犯対策の強化も兼ねたカメラを設置しました。
保育課		公立保育園施設整備事業	公立保育園の施設の在り方や今後の方向性を調整しました。	老朽化が進んでいる鶴が台保育園、香川保育園のほか、公立保育園全体の施設の大規模改修等や今後担うべき役割等も含め、再編整備の方針を策定しました。	各施設の老朽化の状況と社会情勢を踏まえた「公立保育園再編整備方針」を令和7年8月に策定しました。今後は、大規模改修等や民間移管についての調整を行いますが、工事期間中の保育の継続の仕方、民間への引継ぎの手法等について、細かな検討が必要となります。
環境政策課	ゼロカーボンシティの実現	脱炭素社会に向けた普及啓発事業	気候変動などにより、脱炭素社会に向けた取り組みを加速させる必要性が高まる中で、本市の「気候非常事態宣言」に位置付けている「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指し、パネル展示などのさまざまな啓発活動、民間事業者とのタイアップによる取り組み、みどりのカーテン事業などの市民のエコ活動促進などを実施します。	民間事業者や他機関とのタイアップによる取り組みを拡充し、啓発事業を実施しました。また、2市1町による湘南エコウェーブ事業や気候非常事態宣言の共同表明に基づき、藤沢市・寒川町と広域的な脱炭素化の取り組みの強化を測りました。さらに、クーリングシェルター（炎天下かけこみスポット）を拡充させ、新たに27の民間事業者からご協力をいただくことができました。	2050年カーボンニュートラルに向けて、脱炭素社会を実現するためには、市民、事業者の皆さまと行政が一丸となって取り組みを進めることが必要です。様々な啓発活動を実施してきましたが、より自分事として捉えて実装していただくためには、気候市民会議等の関係団体や様々な分野のステークホルダーと対話を重ね、脱炭素化に資する普及啓発活動の工夫・検討をしていくことが重要です。
環境政策課	公共施設の再生可能エネルギーの導入推進	カーボンニュートラル推進事業	環境負荷が少ない、持続可能な社会、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、市域への再生可能エネルギー導入の可能性や手法を検討する調査を行います。また、調査結果に基づき導入目標を設定するとともに、目標達成に必要な脱炭素施策の実施方法や体制構築等の検討を踏まえ、再生可能エネルギーの導入をするための脱炭素シナリオを作成します。	本市域の「2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素シナリオ」を推進するため、P P A事業による公共施設の太陽光発電設備導入に向けた、再生可能エネルギーの推進に資する準備を行いました。また、エネルギー消費量を削減させるため、4施設で省エネ診断を受診し、設備の運用改善による省エネルギー化を進めることにより、庁内の脱炭素化を図りました。	2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素シナリオを作成し、環境基本計画に中間見直しに際して脱炭素シナリオを反映しました。エネルギー創る「再エネ」とエネルギーを減らす「省エネ」を組み合わせたことが必要となります。今後、2030年度の目標達成に向けてさらなる「創エネ化」と「省エネ化」を推進することが重要です。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
環境政策課		環境基本計画の中間見直し	生物多様性の保全、資源循環型まちづくり、気候変動対策等、本市の環境施策を総合的に定めた「茅ヶ崎市環境基本計画」について、策定から5年目となる令和7年度に、国内外の政策動向等の変化を踏まえ、中間見直しを行います。中間見直しにあたっては、5年度に実施した市民・事業者を対象にしたアンケートの結果を踏まえ、評価を行います。	施策の実施状況や政策目標の達成状況に基づき、環境基本計画の進捗状況を評価し、その結果も踏まえて計画の中間見直しを行いました。	市民・事業者を対象としたアンケートの結果を踏まえ、施策評価や政策評価を行い、審議会からの意見も聴取しながら、計画の中間見直しを行いました。計画に基づく取組を進めるとともに、市民、事業者の行動変容にもつなげ、市、市民、事業者が一体となった環境施策の推進が必要です。
環境政策課		エネルギー及び気候変動対策支援事業	市民や事業者を対象にした太陽光発電設備、蓄電池、エネルギー収支ゼロ住宅、LED照明等設置促進を図ります。	国や県が実施している補助事情を様々な広報媒体を活用して幅広く周知するとともに、市内事業者を訪問してヒアリングを実施しました。また、補助事業活用にあたっての課題は一定程度考察しているものの、その解決に向けた支援の検討が必要となっています。	新たな補助事業は実施していない中、国や県の補助事業は年々拡充傾向にあります。様々周知活動を実施してきましたが、その背景にあるのは、エネルギー消費量削減や気候変動対策を進めて行くこととなります。そのため、まずはその必要性を認識していただき、行動に移していただく際に補助事業を活用していただくことで、負担軽減につなげます。また、補助事業の活用の際には課題等がある場合の伴走支援や、活用ニーズへの対策を進めて行くことで、円滑な活用を図る必要があります。
環境保全課		公害の発生と拡大の防止に向けた人材育成事業	市民の健康または財産に甚大な被害を与える大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などの典型7公害の未然防止のため専門知識の習得が必須となることから、職員の能力向上、業務水準の維持、向上を目的として外部研修を受講します。	土壌汚染、騒音に関する研修に参加し、結果を関係職員と共有し職員の能力向上や業務水準の維持・向上を図りました。	土壌汚染、低周波騒音、地下水汚染などの研修に参加、結果を関係職員間で共有し職員の技能や職務能力向上を図ることができた。引き続き専門性の高い分野に関する研修への参加を模索し職員の能力向上に努めます。
環境保全課		し尿処理施設管理運営事業	し尿・浄化槽汚泥の処理に必要なDCSシステムのアップグレードにより、施設の安定的な運転及び衛生的な処理を継続します。	受電盤を含むDCSシステムは、施設運転に必要な不可欠なものであること、部品の調達が困難になってきていることから、アップグレードを実施しました。	令和14年度から藤沢市・寒川町と2市1町でし尿処理施設の新施設が稼働予定であるため、最低限の修繕に留めていますが、施設の老朽化に伴い必要な修繕が継続的に発生しており、物価や人件費の高騰も伴って、経費が増加することが見込まれます。
環境保全課		公衆便所維持管理事業	公衆トイレの自動ドア・センサー・水栓・浸透枳の修繕、樹木影響調査を実施し、維持管理コストの平準化と施設の長寿命化を図ります。	前年度までに事業が完了しました。	予定していた修繕等は全て実施することができ、特に快適な生活環境の維持を図ることができました。また、水栓を自動化に交換することで水道料金の削減効果がありました。引き続き、施設及び設備の老朽化による不備に対応するため計画的な設備等の修繕・改修の検討します。
環境保全課		湘南東ブロックし尿処理広域化推進事業	茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町の2市1町（湘南東ブロック）でし尿等処理の効率化を図るため、新たに広域的なし尿処理施設を整備し、令和14年度の供用開始を目指します。広域的なし尿処理施設は、今後の行政人口の減少を見据えた中で、持続可能な適正処理の確保、エネルギー使用の効率化や災害対策の強化を含めて検討を行います。	茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町の2市1町で「湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備基本計画」の策定に向けて、必要な調整、協議を行いました。	令和6年に藤沢市と茅ヶ崎市とのし尿等処理に関する事務の委託に係る協議書、同年11月に藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町によるし尿等処理に関する事務委託に関する協定書を締結しました。また、茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町の2市1町で策定した「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」（令和5年3月）に基づき、経済性・技術面等を評価したうえで、「湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備基本計画」を策定しました。今後、2市1町で事業方式等の決定などを行い、令和14年度の供用開始を目指します。
環境保全課		美化推進事業	誰もが安心して暮らせる快適な環境を実現するため、日本で唯一の海岸美化専門の団体である公益財団法人かながわ海岸美化財団と連携し、継続的に環境美化意識の高揚を図ります。その他、市民活動団体との協働による海岸利用に関するマナー啓発活動、市民参加による美化キャンペーン等の実施や物品提供等の活動支援を行うことで、海岸線を有するまちから海岸美化の取り組みを発信します。	かながわ海岸美化財団による海岸清掃を実施するとともに、ボランティア清掃ごみ袋の提供等を行いました。また、令和7年6月に「美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎」、7月に街頭美化キャンペーンを実施しました。また、環境フェアや総合学習を通じて、小学生などにマイクロプラスチックの講座を行い、美化意識の高揚に努めました。	かながわ海岸美化財団による海岸清掃、ボランティア清掃ごみ袋の提供、美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎、街頭美化キャンペーン、環境フェアや総合学習等を通じて、地域清掃活動の実施・支援するとともに、環境フェアや総合学習を通じて意識啓発を行いました。
環境保全課		一般廃棄物（し尿）処理手数料電子納付推進事業	一般廃棄物（し尿）処理手数料に関して、システムの改修を行い、コンビニ納付、モバイルレジ及びスマートフォンアプリ決済で納付できるようにします。	コンビニ納付、モバイルレジ及びスマートフォンアプリ決済を周知し、利用者の拡大に努めました。	令和6年度よりコンビニ納付、モバイルレジ及びスマートフォンアプリ決済を導入し、利用者の利便性を向上することができました。引き続き、利用者の利便性向上のため、周知してまいります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
環境保全課		騒音・振動・悪臭対策調査事業	法定受託事務として受託している自動車交通騒音の常時監視（騒音規制法第18条）を行うものです。同監視に使用しているシステムについて、一人一台パソコンのリース期間の満了に伴い、再インストールします。	自動車騒音常時監視システムに使用するシステムの再インストールを実施しました。	継続的な自動車交通騒音評価調査を行う体制が整備されました。
資源循環課		粗大ごみ処理施設整備事業（一般廃棄物処理施設の整備等に関する事業）	老朽化が進む粗大ごみ処理施設について、旧ごみ焼却処理施設跡地にDBO方式により新施設を建設することで、廃棄物の適正処理、最終処分量の削減を図り、資源循環型社会の形成を目指します。令和5年度に整備・運営事業者を選定後、7年度までに施設的设计・建設工事を行い、8年度の供用開始を目指します。	令和6年度より引き続きプラント工事、建築工事のほか外構・周辺工事を実施し、令和7年12月に試運転を開始、令和8年3月に工事が完了しました。	令和5年度の整備・運営事業者の選定後、DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式による設計・建設工事が完了し、8年4月から供用開始します。引き続き持続可能な循環型社会の実現に向け、廃棄物の適正処理、最終処分量の削減及び安全安心な施設運営維持管理を行います。
資源循環課		北部地区生活環境向上事業（一般廃棄物処理施設の整備等に関する事業）	最終処分場周辺で必要なインフラ整備について、令和15年度完了に向けて事業を推進します。	市道0110号線歩道整備事業については、歩道整備に向け、約119㎡の用地を取得することができました。また、市道7449号線整備事業については、令和8年7月の完成に向け、整備を進めています。	市道7449号線道路改良工事については、北側100m区間において幅員5mの拡幅整備が完了し、南側108m区間においては、8年年度の完了を目指します。市道0110号線歩道整備事業については、西側区間における用地取得率は100%となりましたが、県水道局による水道管の敷設替え工事により、本整備を11年度に予定しています。
資源循環課		ごみ有料化に関する事業	指定ごみ袋の安定供給を図るとともに、ごみ有料化事業の効果検証を進めます。また、「ごみ通信ちがさき」等を活用し、ごみ有料化に関する情報を市民・事業者にお知らせするとともに、ごみの分別が徹底されるよう継続的な啓発を行います。	指定ごみ袋の安定供給に努めるとともに、ホームページや「ごみ通信ちがさき」等を通じて『ごみの年間排出量』や『ごみ有料化収支状況』を市民の皆様にお知らせしました。指定ごみ袋の仕様の見直しを検討しましたが、材質や厚さ等は現状を維持することとし、記載内容等の変更を行いました。	指定ごみ袋を排出量に応じて作成し、円滑な流通（保管・配送・受注・収納）を行いました。ホームページや「ごみ通信ちがさき」等を活用し、『ごみの年間排出量』や『ごみ有料化収支状況』の情報を市民・事業者にお知らせしました。今後は、引き続き、ごみ有料化事業の効果検証を進めるとともにごみの分別が徹底されるような啓発を行います。
資源循環課		剪定枝資源化事業（ごみ減量化に関する事業）	さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、剪定枝資源化の拡充に取り組みます。	剪定枝のリサイクルについて、さまざまな媒体や機会を通じて、市民や事業者の皆さまにお知らせし、小中学校から排出される一部の剪定枝のリサイクルを継続的に実施し、約700トンの剪定枝をリサイクルしました。	家庭や小中学校等の公共施設等から排出される剪定枝を堆肥や燃料チップとしてリサイクルしました。環境学習会等の機会やさまざまな媒体を通じてリサイクルフローを周知し、分別の協力を促したほか、茅ヶ崎バイオマス発電所で発生した「草木灰」の配布を通してリサイクル意識の向上に寄与しました。継続的に剪定枝のリサイクルを推進し、リサイクルする剪定枝の量の増加に努めます。
資源循環課		食品ロスに関する業務（ごみ減量化に関する事業）	さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、食品ロス削減に向けた啓発活動を展開し、フードドライブを拡大実施するとともに、食品廃棄物のリサイクルの検討を進めます。	「食品ロス削減推進計画」に掲げたフードドライブを継続的に実施しました。市民や事業者の皆さまから約560キログラムの食品をお持ち寄りいただき、フードバンクを通じて食品を必要とする方々へ寄付しました。また、各種イベント等での啓発や飲食店等へ食品ロス削減についての周知啓発の協力を依頼しました。	フードドライブの継続的実施、フードドライブを実施する企業等の支援、イベント等での周知啓発等を通じて食品ロスの削減に寄与しました。今後は、フードドライブの市内循環を目指して新たなフローの構築に取り組みます。
資源循環課		各種啓発媒体の作製事務（ごみ減量化に関する事業）	さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、各種啓発媒体の作製に取り組みます。	様々な啓発媒体を通じて、ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信を行い、市の取り組みに対する理解を求めるとともに、市民や事業者のごみ減量化に向けた取り組みの後押しをしました。12月には「ごみ通信ちがさき」を発行し、全戸にポスティングしました。	ごみ排出量の推移やごみ処理経費などの現状や今後の取り組みなどに関する周知・啓発を「ごみ通信ちがさき」やホームページなどの様々な媒体を通して情報発信しました。今後は幅広い年代や事業者など、対象に応じて効果的に情報発信ができるように媒体や周知方法について検討します。
資源循環課		一般廃棄物処理計画の推進に関する事務	基本計画に掲げた施策の進捗状況を外部評価を得たうえで年次報告書として公表するとともに、次年度の実施計画を策定します。また、現行基本計画が令和6年度末で終了となるため、それまでに次期基本計画を策定します。	廃棄物減量等推進審議会を通じて令和6年度に実施した取り組みの評価と今後の方向性を年次報告書としてとりまとめました。また、新たな基本計画を効果的に展開していくための進行管理について検討しました。	基本計画に掲げた施策の進捗状況を審議会の評価を得たうえで年次報告書として年度ごとに公表しました。令和7年3月には、「食品ロス削減推進計画」を盛り込んだ新たな基本計画を策定しました。今後は、計画を効果的に展開していくための進行管理を行いつつ、基本計画の達成状況や審議会の意見、社会情勢の変化などを踏まえながら中間見直しについても検討します。
資源循環課		ごみ焼却処理施設延命化・更新検討事業（一般廃棄物処理施設の整備等に関する事業）	湘南東ブロック（藤沢、茅ヶ崎、寒川）でのごみ処理の広域化を推進するため、ごみ焼却処理施設の延命化又は更新の検討を行います。	湘南東ブロックのワーキングで、ごみ焼却処理施設を集約化できる時期を検討していきます。なお、ブロックでの施設集約化においては互いの焼却処理施設の寿命調整を行う必要があるため、再延命化が可能かの検討を引き続き進めていきます。	ごみ焼却処理施設の延命化又は更新について検討をすすめたほか、湘南東ブロックのワーキングにおいて、ごみ焼却処理施設を集約化について検討しました。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
資源循環課		小学校等への出前講座等事業（ごみ減量化に関する事業）	さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、小学校等への出前講座等に取り組みます。	小・中学校を対象とした出前講座を15回、自治会等を対象とした出前講座と施設見学会を計19回実施しました。また、日本プロサーフィン連盟との「環境教育に関する連携協定」に基づき、環境フェアにて海洋ごみ問題に関するワークショップを開催しました。	出前講座等を通して、ごみの減量化・資源化の意識を醸成させることができました。自治会等については、時勢に即したごみ減量化・資源化の施策について、一方向の周知啓発ではなく、意見交換等を通じて、より詳細に理解していただくことができました。引き続き出前講座等を実施するとともにオンラインでの参加が可能となるような手法を検討し、出前講座等の充実を図ります。
資源循環課		プラ新法に関する業務（ごみ減量化に関する事業）	さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、プラスチック製廃棄物のリサイクルに向けた調査研究に取り組みます。	令和9年度中の製品プラスチックのリサイクルの実施に向けて、国や事業者等と協議、既存の事業資源の活用を検討等を行い、収集運搬からリサイクルまでのスキームの構築に取り組みました。	令和9年度中のプラスチック製品廃棄物のリサイクルの実施に向けて、リサイクル事業者の調査や環境省から情報収集を行い、調査研究に取り組みました。今後は、実施可能なリサイクルスキームの法的な手続きや周知方法等について検討を進めていきます。
資源循環課		指定袋の広告掲載に関する業務（ごみ有料化に関する事業）	市が提供する行政サービス全体の向上及び地域経済の活性化のため、指定袋（≡市が指定するごみ袋）を広告媒体として活用し、新たな財源を確保するものです。	指定袋に民間企業等の広告を掲載し、新たな財源確保に努めました。令和8年度の作製分も引き続き広告の掲載を希望する民間企業等を募集し、指定袋と外装袋に設定した広告欄9枠、全ての掲載が決まりました。	指定袋は、広告を掲載することが可能なものですが、ごみ有料化を導入後、約3年間は、法定記載事項や啓発メッセージ等を優先して記載していました。令和6年度に指定収集袋等広告掲載取扱要綱を定め、令和7年度の作製分から広告の掲載を行いました。今後は広告の掲載を多くの民間事業者等が希望するように周知方法の検討や魅力向上に努めていきます。
資源循環課		家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付事務（ごみ減量化に関する事業）	ごみ減量化・資源化の推進のため、家庭用生ごみ処理機の購入費の一部を補助金交付により後押しする事業です。ごみ有料化実施後、需要の高まりが衰えないため、近年の申し込み状況を踏まえ実施するものです。	家庭用生ごみ処理機の購入費の一部補助金の交付について、前年度より96件増加した191件（令和8年2月時）となり、ごみ減量化・資源化の成果があがりました。	実施計画期間中に388件の家庭用生ごみ処理機の購入費の一部補助を実施できたことにより、ごみ減量化・資源化の推進を図ることができました。引き続き、補助制度の安定的な運用を図り、ごみの減量化・資源化に取り組みます。
資源循環課 環境事業センター		戸別収集導入検討に関する事業	排出者責任を明確化するとともに超高齢化社会への対応とごみ集積場所を起因とする諸問題の解消を図るため、アンケート調査の実施や社会実験など戸別収集の実施に向けた検討を進めます。	市内一部地域を対象に戸別収集の社会実験（戸別収集実験事業）を実施しました。アンケート調査やごみの排出量、組成調査等から検証を行い、戸別収集の影響や効果を確認し、検証結果を公表しました。	これまでの検討を踏まえ、令和6年度に「ごみ収集方式のあり方」を策定し、令和7年度には、この考え方に基づき、市内一部地域を対象とした戸別収集の社会実験（戸別収集実験事業）を実施しました。その結果、戸別収集はごみ集積場所を起因とする諸問題の解消などに効果があることが確認できました。今後は、対象地域を追加して戸別収集の影響や効果の有効性や再現性を確認するとともに、本市における「戸別収集のあり方」について検討します。
環境事業センター		環境事業センター管理担当建屋維持管理計画事業（予防保全）	ごみ焼却処理施設の空調設備改修工事を実施します。	令和7年度は焼却施設電気設備の温度管理対策工事対象を絞り込んで、パッケージエアコンの更新工事を実施しました。	老朽化した空調設備の予防保全として、令和6年度は施設見学来場者等の暑さ対策、7年度は電気設備の温度管理対策として機器の更新を実施しました。工場棟内の換気設備については、物量が多いため、今後2か年に分けて計画的に実施していきます。
環境事業センター		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業	公共施設の電気機器として使用されていたトランスやコンデンサに有害物質のポリ塩化ビフェニルが含まれており、高濃度の物は令和4年度に処理を完了しましたが、新たに低濃度の疑いのあるコンデンサを9施設で使用している可能性があるため、令和5、6年度に交換工事を行い、6年度に分析調査を行い、7年度に処理します。	令和7年度は、6年度に判別したコンデンサ及び既に環境事業センターで保管していた低濃度のポリ塩化ビフェニルを含むトランス等の処理を完了しました。	市が使用していたポリ塩化ビフェニル含有の電気機器の処理は、全て完了しました。
環境事業センター		粗大ごみ処理施設運営・維持管理業務及び運営モニタリング業務	老朽化が進む粗大ごみ処理施設は、令和8年度に新施設の供用開始を予定しています。新粗大ごみ処理施設の運営開始後は、事業者が行う各業務が適切に運営・維持管理できているかを監視する必要があるため、7年度までに効果的・効率的な監視方法と監視体制の構築を行います。	令和8年4月供用予定の新施設の円滑な稼働のため、運営維持管理業務定例会議を開催し協議を重ねてきました。安全で効率的な運営・監視体制の構築に向け、運転マニュアルやセルフモニタリングの実施方法などを確認しています。	DBO（Design：設計 Build：建設 Operate：運営・維持管理）の利点を活かし、設計段階から民間技術や効率的な運営方法を取り入れた施設を工期内に建設できました。供用開始後も定期的にセルフモニタリング結果を確認し、課題の解決に努めます。
環境事業センター		一般廃棄物最終処分場長期維持管理計画事業	最終処分場が長期的に安定して維持管理できるよう、令和5年度から、埋立地監視設備や浸出水処理施設等の重要機器の予防保全を計画的に実施します。	今後の適正処理を継続するため、令和6年度の点検結果から判断し、浸出水処理施設の水中ポンプ、ブロウ用インバーター、pH計変換器及び補完水処理設備のシーケンサー、コンプレッサーの更新等を実施しました。	最終処分場は、令和15年度に埋立が終了しても維持管理が必要で、それが何年要するか予測が難しく、さらに24時間稼働している浸出水処理施設は使用している機器は、特殊なものが多く早急な修理が困難なため、今後も計画的な予防保全が必要となります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
環境事業センター		環境事業センター管理担当建屋維持管理計画事業	ごみ焼却処理施設のエレベーター改修、屋上防水及び外壁工事を実施します。	工事対象を絞り込んで事業費の抑制を検討した結果、エレベーター改修工事については、個々の不具合を修繕にて対応しました。 屋上防水及び外壁工事については、事前のアスベスト含有調査を行った結果、アスベストが検出されたため、施工方法や発注方法を営繕部局と調整し、今回の計画から見送ることとしました。	エレベーター改修工事については、個々の不具合を修繕にて対応することで引き続き延命化を図っていきます。 屋上防水及び外壁工事については、アスベスト対策を含めた改修工事を実施し、施設の延命化を図っていきます。
環境事業センター		ごみ焼却処理施設バグフィルターろ布更新事業	令和6年度に、ごみ焼却施設において排ガス処理設備に当たるバグフィルターのろ布更新を実施します。	令和7年度は、ろ布の更新予定はありませんでした。毎年の保守点検の結果から8年度以降、順次更新を行います。	令和6年度に3号炉のろ布の更新を実施しました。バグフィルターは、ごみを燃やすときに発生する排ガスを処理するためのもので、3炉ある焼却炉にそれぞれ設置されており、重要な設備であるため、今後も安定したごみ処理ができるように計画的に実施していきます。
環境事業センター		ごみの収集運搬事業（車両）	老朽化した収集車両を更新します。	老朽化した塵芥収集車を更新するため令和6年度に発注した車両の納車により、令和8年3月に4台の更新手続きをする予定です。また、令和7年度に2台を発注しており令和8年度末までに納車の予定です。 昨今の社会情勢により発注から納車まで1年以上要しています。	令和5年度に4台、6年度に4台、7年度に2台の塵芥収集車を発注しました。修繕費や走行距離を精査した結果、15年以上経過し走行距離が長くなった車両は修繕費が急激に増加することが分かっているため、毎年2.5台程度更新することを目安とし、確実なごみ収集に支障をきたさないよう車両体制を整備します。
環境事業センター		焼却残渣再資源化事業	焼却残渣（ざんさ）の約70%を埋立処分している堤十二天一般廃棄物最終処分場は、令和16年3月に使用期限を迎えます。 しかしながら、新たに最終処分場を建設することは極めて困難であるため、焼却残渣の処理を民間事業者に全量委託する必要があります。 そこで、16年度に焼却残渣を100%再資源化（人工石、人工砂、セメント原料化等）することを目標とし、これに向け徐々に再資源化量を増量します。	令和7年度については、本市最終処分場を有効に活用しながら、焼却残渣の再資源化予定数量を3012トンと増量し、人工石3社、人工砂2社、セメント原料化2社の各民間事業者へ委託し、3月末までに予定どおり完了します。	再資源化事業者に委託する数量の増減はあるものの、順調に焼却残渣の再資源化量を年々増量しています。今後の課題として、再資源化事業者数は限られており、遠方の事業者が多く、地元優先意識が強く、運搬車のドライバー不足や処理コストの値上げが問題になっています。
環境事業センター		環境事業センター業務担当設備改修計画事業	環境事業センター業務担当が事務所として使用している建屋の電話設備を光回線へと改修します。 環境事業センター業務担当事務所の機能維持のため、業務担当管理棟の屋上防水工事を行います。	建屋や配管等に不具合が生じた際は適宜、修繕を実施しました。	電話設備の光回線化と業務担当管理棟の屋上防水工事を実施しました。 引き続き、建物維持管理点検等で日常点検を実施しながら必要な修繕を行い建物の長寿命化に努めます。
環境事業センター		ごみの収集運搬事業	一般廃棄物の収集運搬について、引き続き民間委託を導入します。また、小・中学校から排出される剪定枝の資源化にかかる収集運搬、さらに、戸別収集の実施に向け引き続き検討を行います。また、家庭用スプレー缶の収集方法及び収集日の見直しを行い、穴あけをせずにスプレー缶を収集します。	燃やせるごみの一部、大型ごみ等、資源物、剪定枝の収集運搬を引き続き民間委託により実施しました。小・中学校から排出される剪定枝の資源化拡大と戸別収集については資源循環課の取組に連動しながら引き続き検討します。	委託事業については令和7年度に燃やせるごみの民間委託地域を戸別収集化、スプレーかんの収集を新たに開始しました。 今後も引き続き民間委託も含め、効率的かつ安定的な収集体制を構築します。
環境事業センター		大型ごみ・剪定枝の収集予約受付システム及び大型ごみ処理手数料オンライン決済導入事業	大型ごみ・剪定枝の収集予約方法及び大型ごみ処理手数料の納付方法の改善に向け、オンライン予約及び手数料オンライン決済の導入を検討するものです。 ※変更内容：事業内容（8年度～の実施に向けた準備等）	令和7年度は契約締結し、令和8年度からの利用開始に向け資源分別回収協同組合と連携しシステム構築を実施しました。	令和8年度からの利用開始に向け準備業務を進めました。利用開始後も市民目線から使いやすいシステムとなるよう順次改善を図ります。
環境事業センター 資源循環課		ごみ減量化に関する事業（スプレー缶）	家庭用スプレー缶の収集方法及び収集日の見直しを行い、令和7年度から穴あけをせずにスプレー缶を収集するようにするものです。このことで、スプレー缶を排出する市民及び収集事業者の安全性を高めます。	令和7年4月より寒川広域リサイクルセンターの受け入れ体制を整備し、市民が安全にスプレーかん等を排出できるよう分別収集、処理を開始しました。	令和7年4月より寒川広域リサイクルセンターの受け入れ体制を整備し、市民が安全にスプレーかん等を排出することができるようになりました。 スプレーかんの種類や住環境によって内容物を空にすることが難しい住民がいることから、中身を空にする方法や持ち込みによる拠点回収についての情報発信を継続的に実施します。
都市計画課		低炭素まちづくり計画の改定検討事務	計画策定からおおむね10年間の計画運用に関する検証を行うとともに、都市マスタープランと環境基本計画の中間見直しを踏まえた本計画改定の検討を行います。	令和7年度中には本計画の10年間の振り返りを行い、令和11年に改定するちがさき都市マスタープラン、同年に策定する立地適正化計画に取り込む形で存続することを示した上で、計画を令和7年から令和11年まで延伸することとします。	計画実施の10年間で市内の市、市民、事業者で実施された事業等を振り返り、計画の成果とその有用性を確認しました。また、今後も市に必要な都市づくりに必要な考え方として、都市マスタープラン、立地適正化計画等への整理統合を検討します。
都市計画課		耕地整理内の道路整備誘導事業	昭和54年以降、地区内の街区形成に関連する主要道路が望ましい幅員で整備されるよう行政指導を行っている室田二丁目地区について、行政指導で目指す水準に近い住宅街区形成された状態、過去の取組に伴う課題の解消を目指すものです。	望ましい道路幅員への誘導を継続しました。令和6年度に事業化した道路について、令和7年度に道路整備工事を行い、完了しました。道路は市道としての認定を行います。	対象地内の一部路線を整備し、市道認定が可能となる段階に至りました。今後も対象路線について、沿線での土地利用の機会をとらえたうえで必要な行政指導を実施します。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
都市政策課	バリアフリー化の推進	バリアフリー基本構想の推進事業	「だれもが安心して過ごせるまちづくり」を基本理念とする「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づき、都市基盤、生活基盤及び心のバリアフリーの推進を目標に位置付け、その実現に向けた取組を推進します。また、当事者、事業者、関係機関などで構成される茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会及び同市民部会を開催し、これらの取組の推進に向けた協議や情報共有を行います。	都市基盤及び生活基盤のバリアフリーの推進に向けては、5月に特定事業者の意見交換会を開催し、好事例や課題の共有を通じて事業の着実な進展を促しました。心のバリアフリーの推進に向けては、心のバリアフリー教室（3校）、啓発ポスター掲示（茅ヶ崎駅など）、当事者と協働した啓発イベント、講演会、庁内研修（2回）を実施し、普及啓発・教育啓発の促進に努めました。基本構想に位置付けた各取組について、1回目の中間評価として令和6年度までの評価を実施しました。茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を1回、同市民部会を2回開催し、これらの取組などについて協議や意見交換を行いました。	重点整備地区における特定事業計画は、短期事業の着手割合が75%となっており、令和14年度末までに事業全体の進捗率7割とする目標の達成に向け概ね順調に推移しています。心のバリアフリー教室については、障がい者との交流体験にとどまりがちであった内容やマンパワーに依存した運営体制を課題として捉え、協議会及び市民部会での議論を踏まえプログラム及び実施体制の見直しを行いました。その結果、本来の学びが得られる内容への改善と効率的な実施体制の構築につなげることができました。今後は、中長期の特定事業についても計画的かつ着実な進展を促していくことが必要があります。
都市政策課	復興まで見据えた防災対策の推進	都市防災推進事業（復興事前準備）	近年の大規模災害の経験から、公助の限界と自助・共助といった地域防災力の重要性が認識され、本市では防災ワークショップの開催や感震ブレーカー設置の推進などの減災に向けた取り組みを推進しています。さらに、被災後を想定して、早期かつ的確な復興が実現するよう、被害想定を踏まえたまちの課題の集約、復興体制と復興手順の検討等を進め、事前復興まちづくり指針の策定に取り組みます。令和5年度には被害想定と復興需要を試算して庁内の対策マニュアルをまとめ、7年度までの事前復興まちづくり指針（素案）の作成に取り組みます。	令和7年度は、復興に対する市民の意向を把握するため、市民参加型の「復興まちづくりワークショップ」を開催し、「事前復興まちづくり指針（素案）」を作成しました。また、この指針の策定を契機として、事前復興の取組を全庁的なものとして推進していくため、市職員を対象とした「復興まちづくりシンポジウム」を開催しました。	被災後の混乱した状況下においても、市職員が円滑に復興業務を進められるよう、「震災復興対策マニュアル」を作成しました。また、市民アンケートやワークショップを通じて市民の意向を把握し、「事前復興まちづくり指針（素案）」を取りまとめました。今後は、この指針を公表するとともに、検討過程で明らかになった復興まちづくりの課題を行政と住民が共有し、継続的に事前復興の取り組みを推進していくことが求められます。
都市政策課		地域公共交通計画の推進事業	「持続可能な交通で人々が行き交うまち」を基本理念とする「茅ヶ崎市地域公共交通計画」に基づき、交通結節点・待合環境の改善、地域に適した交通手段の形成、交通手段を支える利用促進や仕組み構築などの事業を位置付け、その実現に向けた取組を推進します。また、市民、事業者、関係機関などで構成される茅ヶ崎市地域公共交通会議を開催し、これらの取組の推進に向けた協議や情報共有を行います。	茅ヶ崎駅周辺の交通環境の改善に向け、北口における時間帯ごとの交通流動を定量的に把握するための調査を実施しました。また、コミュニティバスの運行見直しについては、茅ヶ崎市地域公共交通計画に示された基準に基づき見直し案を作成しました。さらに、予約型乗合バスの収益改善と利用促進を目的として車体広告の掲載を可能とする要綱を制定するとともに、GTFSデータの更新を行い、交通情報の利便性向上を図りました。茅ヶ崎市地域公共交通会議を開催し、これらの取組などについて協議や意見交換を行いました。	市民、事業者、関係機関などと協議を重ねながら、令和6年4月に「持続可能な交通で人々が行き交うまち」を基本理念とする「茅ヶ崎市地域公共交通会議」を設置しました。今後は、令和10年度までの計画期間を通じて継続的に施策を推進していく必要があります。
都市政策課		バリアフリー基本構想の改定事務	「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」では、平成27年9月の策定当初から、バリアフリー化を特に推進する必要がある重点整備地区（茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区）を設定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進してきました。今後、更なるバリアフリーの充実を図るためには、この仕組みを継続的に推進していくことが必要です。また、バリアフリーを自分事として捉え、事業者に加え市や市民を含めた社会全体で取組を進めるとともに、心のバリアフリーの一層の推進を図る観点から、本構想を改訂します。	令和5年度で改定が完了したため、実施なし。	当事者・事業者・関係機関などと協議を重ねながら、令和5年8月に「だれもが安心して過ごせるまちづくり」を基本理念とし、都市基盤、生活基盤及び心のバリアフリーの推進を目標とする計画へ改訂しました。重点整備地区における特定事業計画に加え、市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業や市が主体となって取り組む事業を位置付け、だれもが自分事としてバリアフリー化を進めることを目指しています。今後は、令和14年度までの計画期間を通じて継続的に施策を推進していく必要があります。
都市政策課		住まいづくりアクションプランの改定事務	平成26年3月に「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」を策定し、地域に根差した住まいづくりの展開を図ってきました。その後の少子高齢化の一層の進展に伴い、多様な世帯に対応する住宅の確保など、住宅施策を取り巻く状況が変化していることから、さまざまなライフステージに応じた住まい方ができるまちを目指し、より効果的な施策の実施に向けてプランを改定します。令和5年度中に、4年度に行ったアンケート調査等を活用し、住まいに関する施策の先行事例調査や分析、新たにプランに追加する「マンション管理適正化推進計画」に関する調査・分析等を行って改定プランの取りまとめを行い公表します。	既存の住環境整備事業を中心に、改定後の住まいづくりアクションプランに基づく取組を進めました。	令和5年度に、アンケート調査結果や住宅関係統計資料の分析を基に、「マンション管理適正化推進計画」を包含する計画として「住まいづくりアクションプラン」を改定し、公表しました。令和6年度からは、「湘南茅ヶ崎らしい様々なライフステージに応じた住まい方ができるまち」という将来像実現のため、既存の住環境整備事業を中心に、改定後プランに基づく取組を推進しました。今後は、前計画にて未達成であった事業についても、新たなプランに基づきアプローチの手法を変えて達成を目指します。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
都市政策課		第3次ちがさき自転車プランの策定事務	「第2次ちがさき自転車プラン」では、人と環境にやさしく、人と自転車を優先したまちづくりを目指し、「おもいやりの人づくり」や「風を感じる空間づくり」などの方向性に基づく取組を進めてきました。これらの取組をさらに発展させるとともに、自転車活用推進法に基づく「自転車活用推進計画」の視点を取り入れ、新たな取組にも挑戦する内容を盛り込んだ「第3次ちがさき自転車プラン」を策定します。	令和6年度で策定が完了したため、実績なし。	市民・事業者・関係機関などと協議を重ねながら、令和7年3月に「自転車健康都市～いつまでも自転車に乗って楽しみ続けられるまち ちがさき～」を目指すまちの姿とする「第3次ちがさき自転車プラン（自転車活用推進計画）」を策定しました。本プランでは、自転車走行空間の確保など従来の取組を拡充するとともに、自転車活用推進法に基づくナショナルサイクルルート制度を踏まえたサイクルツーリズムの推進などの新たな取組を位置付けました。今後は、令和16年度までの計画期間を通じて継続的に施策を推進していく必要があります。
都市政策課		ちがさき都市マスタープランの中間評価の実施事務	「ちがさき都市マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、20年後の本市のあるべき姿を抑えつつ、おおむね10年間の都市づくりの方向性を示す基本計画です。計画改定から5年が経過する令和6年度に向け、5年度から今後の都市づくりの方向性や、さらに強化すべき取り組み等について検討します。	令和7年度の実施予定なし。	都市マスタープランに示された将来都市像に向けたまちの変化を把握するため、事業の進捗状況や市民のまちづくりに対する意識の変化を検証し、今後さらに強化すべき取組などを示した中間評価報告書を取りまとめました。
都市政策課		JR相模線北茅ヶ崎駅等整備事業	北茅ヶ崎駅は、「ちがさき都市マスタープラン」において都市拠点に位置付けられているとともに、国が示す移動等円滑化の促進に関する基本方針において、エレベーター設置などの段差解消が求められる1日当たり平均利用者数3,000人以上の鉄道駅に該当しています。このため、JR東日本と協議を行いながら、だれもが利用しやすい駅環境の実現に向け、バリアフリー化を促進します。	調査設計で明らかとなった課題について、JR東日本と協議を進め、事業化に向けた検討を行いました。協議を通じてバリアフリー化の早期実現に関する必要性を共有した一方で、引き続き検討を要する事項があることから、今後も継続的に協議を進めていく必要があります。	JR東日本とコストダウンに向けた方針について協議を重ね、その整理が図られたことから、バリアフリールートの計画や支障物対策、概算工事費及び概略工程の検討などを行う調査設計を実施しました。調査設計は、令和6年9月18日に協定を締結し、令和7年3月27日に完了しています。本調査により事業化に向けた基礎的な条件整理が進んだ一方で、明らかとなった課題について、今後もJR東日本と協議しながら検証を進めていく必要があります。
都市政策課		JR東海道線茅ヶ崎駅及び辻堂駅におけるホームドア整備事業	茅ヶ崎駅の5、6番線ホームは、ピーク時の利用者数に対してホーム幅が狭く、危険性が高い状況であることから、だれもが安心して安全に利用できる駅環境の実現に向け、JR東日本が行うホームドア設置に対して補助を行い、早期整備を促進するものです。	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じ、ホームドア設置をはじめとしたホーム改良について要望を行いました。あわせて、ホームドア設置事業に係る補助制度を追加した都市政策課所管の補助金交付要綱を施行し、事業実施に向けた制度的な基盤整備を図りました。今後は、JR東日本に対して、整備の早期実現に向けた働きかけを継続していく必要があります。	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じ、ホームドア設置をはじめとしたホーム改良について要望を行いました。JR東日本は、令和5年4月に東京圏在来線の主要路線330駅758番線へのホームドア導入を目標とする方針を公表しており、本市としてもこの機を捉え、茅ヶ崎駅における整備の早期実現に向けた働きかけを継続していく必要があります。
都市政策課		茅ヶ崎自転車プランの推進事務（サイクルアンドバスライドの修繕）	自転車から路線バスへの乗り継ぎを容易にすることでバス利用を促進し、茅ヶ崎駅周辺などへの自転車やマイカーの集中を緩和するため、市内に計8か所・200台分のサイクルアンドバスライド施設を設置しています。これらの施設について、利用環境を適切に維持するため、定期的に巡回・点検を実施するとともに、点検結果を踏まえ、施設の安全性や利便性を確保するため、必要に応じた修繕等を行うものです。	令和7年度は、計5回の巡回・点検を実施し、放置自転車や場外駐輪の是正に努めました。あわせて、施設の破損状況等の確認を行った結果、重大な不具合は認められなかったことから、今年度においては修繕は実施していません。	原則として隔月で定期的な巡回・点検を実施し、利用環境の適切な維持に努めました。令和4年度に老朽化が認められたサインの修繕を実施したことから、令和5～7年度において新たな修繕は発生していません。今後も、定期的な巡回・点検を継続し、適切な利用環境の維持と施設管理に努めていく必要があります。
都市政策課		コミュニティバスの小児料金無料化事業	茅ヶ崎地域公共交通計画の基本理念である「持続可能な交通で人々が行き交うまち」の実現には、次世代を担う子どもたちが公共交通に親しむ機会を持つことも重要です。子どもの利用をきっかけとして、保護者の公共交通利用意識が向上し、過度なマイカー依存の抑制につながることも期待できます。これらのことから、こども未来応援基金を活用し、コミュニティバスの小児IC運賃割引を実施するものです。	令和6年度に引き続きこども未来応援基金を活用し、小児及び小児障がい者のIC運賃割引を実施しました。小児の利用実績は対前年比でおよそ+10%の増加が見られました。一方で、大人を含む全体の利用実績も対前年比でおよそ+8%と伸びていることから、本制度による割引効果については必ずしも明確とは言えず、今後も利用動向を注視しながら効果の検証を進めていく必要があります。	令和6年7月に、コミュニティバスの小児及び小児障がい者のIC運賃を改定しました。改定にあたっては、市内各小学校を通じて小学生にお知らせを配布するとともに、ホームページに小学生向けの乗り案内ページを作成するなど、制度の周知に努めました。今後は、小児の利用促進に取り組むとともに利用動向を注視し、制度の効果や継続の必要性について検証していく必要があります。
都市政策課		地域公共交通計画の推進事務（バス運行エリアの拡大）	柳島・中島地区についてはバス等の公共交通が整備されていない、いわゆる交通不便地区として、長年の課題であり、当該地区への延伸について協議を重ねてきました。当該地区周辺の一定の利用が見込まれることから神奈中から延伸可能案が提示され、地域公共交通計画の目標（マイカーに過度に依存しない駅アクセスの実現）と合致するため、バスの路線延伸に取り組んでいくものです。	令和7年7月に神奈川中央交通株式会社の路線バスが浜見平団地から柳島スポーツ公園まで延伸しました。延伸にあたり、浜見平団地と道の駅湘南ちがさき前の区間においてバス停新設に向けた調査及び警察協議を行いました。設置可能な箇所がなかったため新設には至りませんでした。一方、新たに設けられた道の駅湘南ちがさき前及び柳島スポーツ公園のバス停については、視覚障がい者用誘導ブロックの設置を促進しました。	柳島・中島地区は、いわゆる公共交通の交通不便地区でしたが、神奈川中央交通株式会社の路線バスが柳島スポーツ公園まで延伸したことにより、当該地区の交通環境は一定の改善が図られました。今後は、柳島・中島地区の地域特性や担い手の確保、財政負担などの課題を総合的に勘案しながら、市域全体として持続可能な公共交通ネットワークのあり方について検討していく必要があります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
都市政策課		地域公共交通計画の推進事務（自動運転実証実験）	深刻な運転士不足が課題となっている中、将来的な公共交通の維持に向けた対応の一つとして、自動運転移動サービスがコミュニティバスの運行を維持する手段となり得るかを検証することを目的として、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用した実証実験に取り組みます。	令和8年2月6日から2月26日にかけて、市立病院と松風台の間往復約5.4kmを118便、運転自動化レベル2で実証運行しました。その結果、乗車率76.9%、多少高い運賃を許容できる割合54.9%、自動運転比率98.3%といずれも目標を達成しました。一方で、収支確保が困難であるほか、路上駐車回避や誤検知による停車、急ブレーキの多さなどの課題が明らかとなりました。今後は、自動運転技術の向上やコストの低廉化などについて、動向を注視していく必要があります。	令和7年度は、地域公共交通確保維持改善事業補助金を活用し、実証実験を実施しました。ホームページやSNS、チラシの掲示・配布などにより周知を図り、多くの市民が乗車モニターとして参加しました。今後は、本実験で得られた成果や課題の検証を進めつつ、技術動向や費用対効果等を見極めながら、導入について慎重に検討していく必要があります。
景観みどり課	自然環境評価調査の実施	自然環境評価調査事業	都市化や土地利用の変化などにより、市内の自然環境が悪化し、自然環境の保全・再生の必要性が高まっている中、自然環境保全に関する客観的な「ものさし」となる指標種の生息状況等を更新することにより、自然環境の変化を捉え、今後の自然環境保全に向けた施策の立案、実施の基礎資料とするため、自然環境評価調査を実施します。この自然環境評価調査は、平成15年度に第1回を実施後、おおむね5年ごとに実施しており、第4回目となる今回も本調査の大きな特徴である市民参加型で行うこととし、令和5年度から7年度までの3か年をかけて結果を取りまとめます。	特に重要度が高い自然環境を有する地域など9か所及び21か所の水域において、引き続き指標種の生息・生育状況について調査を行うとともに、各分類群における令和5年度からの調査結果を取りまとめ、指標種の生息・生育状況等に関する報告書を作成しました。	令和5年度から7年度にかけて、特に重要度が高い自然環境を有する地域など9か所及び21か所の水域において、指標種の生息・生育状況について調査を行い、各分類群における調査結果を取りまとめ、報告書を作成しました。今後は、内容を簡潔にまとめた概要報告を公表する予定です。
景観みどり課		森林環境譲与税活用事業	市町村による森林整備に必要な財源確保のために森林環境税（国税）が創設され、本市にも森林環境譲与税として譲与されます。特別緑地保全地区の公有林化、森林整備の充実を図るため、国から目的税として交付される森林環境譲与税を適切に活用するものです。	清水谷特別緑地保全地区内においては、昨年度に引き続き高木やナラ枯れ被害による枯損木等の伐採等を実施したほか、赤羽根字十三岡周辺特別緑地保全地区や平太夫新田（相模川河川敷内市占有地）、赤羽根斜面林の市有地等において森林の保全・整備に取り組みました。赤羽根字十三岡周辺特別緑地保全地区では、都市緑地法に基づく買取に向けた測量及び買取を実施しました。また、森林の役割や木材利用の促進に関する普及啓発を図るため、木育に関するワークショップを実施しました。	清水谷特別緑地保全地区内においては、令和5～7年度にかけて高木やナラ枯れ被害による枯損木等の伐採等を実施しました。その他、赤羽根字十三岡周辺特別緑地保全地区や平太夫新田（相模川河川敷内市占有地）、赤羽根斜面林の市有地等において森林の保全・整備に取り組みました。引き続き、枯損木等の伐採等、森林の保全・整備が必要です。都市緑地法に基づく買取においては、清水谷特別緑地保全地区内では3筆（3790.59㎡）、赤羽根字十三岡周辺特別緑地保全地区では2筆（741.68㎡）の買取を実施しました。森林の役割や木材利用の促進に関する普及啓発を図るため、令和7年度に木育に関するワークショップを実施しました。
景観みどり課		みどりの保全事業（保存樹林の公有地化による利活用の検討）	市街地におけるまとまったみどりを確保するため、保存樹林1件（東海岸北5丁目）の公有地化を図り、都市公園として利活用をします。令和7年度は、用地取得に必要な測量及び不動産鑑定を実施します。	用地取得に必要な測量及び不動産鑑定を実施しました。	市街地におけるまとまったみどりを確保するため、保存樹林1件（東海岸北5丁目）の公有地化の方針を示し、用地取得に必要な測量及び不動産鑑定を実施しました。今後は、用地取得の交渉を行います。
建築指導課		建築行政に係る各種申請等のDX化	建築確認など各種申請等の「オンライン申請の構築」「審査・検査・定期報告の電子環境の整備」や、関係機関同士の法定文書共有の「外部クラウド環境の整備」を行い、DX化による効率的な行政運営を推進します。	e-kanagawa電子申請システムを用いて、長期優良住宅認定のオンライン申請を構築し、令和8年2月より受付を開始しました。併せて、画面審査に必要な、大型モニター及びPDF編集ソフトを導入しました。また、クラウドストレージサービス「Box」を導入して、民間指定確認検査機関と、建築指導課・消防本部予防課のやり取りについて、電子化を開始しました。	長期優良住宅の認定について、申請図書の提出および手数料決済をオンライン化し、モニターによる内容審査を行い、認定通知書を郵送で交付することで、申請者が来庁することなく完結するシステムを構築しました。現在、電子申請の決済手段が限定されていることにより、事業者が電子申請の利用を控えるなど課題が生じているため、利便性の向上について引き続き検討してまいります。
建築指導課		耐震改修促進計画の推進事務	市内の住宅および建築物の耐震化を図ることによりまち全体の防災力を高め、地震による被害から市民の生命および財産を守ることを目的に、令和4年度に改定した「茅ヶ崎市耐震改修促進計画」に基づき、補助制度を活用することなどにより、本市の耐震化を促進します。 また、これまでの耐震化の現状と課題を踏まえ、住宅政策と連携した施策として補助対象を見直すことなどにより、さらなる耐震化の促進を図り、地域の強靱化に資する災害に強い街づくりを推進します。	広報誌への掲載や「建築なんでも相談」を10回開催するとともに、ダイレクトメールの送付等広報活動を通じて所有者へ耐震化の必要性を周知することで、木造住宅耐震診断補助20件、補強補助8件、危険ブロック塀等の撤去費補助3件、木造住宅除去補助7件の実施に繋がりました。また、耐震化を促進するための事業者を確保するため、県や近隣市と連携し事業者に対して「耐震改修実務セミナー」を2回実施しました。	令和5年度に木造住宅除去補助事業を創設し、令和7年度までに14件補助するとともに、木造住宅耐震診断及び耐震補強については、令和5年度に事業を拡充し、令和7年度までに耐震診断73件、耐震補強16件の補助を行いました。また、危険ブロック塀等の撤去費については29件の補助を行いました。さらに、事業者に対して毎年講習会を実施し、事業者の確保に努めました。引き続き県や先進市の取組について調査研究し耐震化を推進します。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
建築指導課		建築確認、指導業務に係る職員の必須スキル取得のための研修事業	建築基準法は、法改正の頻度が高く、都度複雑化、高度化しているため、同法を正しく理解し、建築確認・検査・指導業務を確実に履行できる建築職員を育成します。	国土交通大学校等の専門研修機関で実施される建築基準法に基づく建築確認・検査業務、建築構造及び定期報告業務等に必須な研修を厳選して4件受講しました。	延べ4名の若手建築職職員が受講し、専門知識を有する講師の下で最新の建築行政の動向を踏まえた知識を習得したものと認識しています。今後も、習得した知識の関係職場内での共有化を行い、建築職員の更なるスキルアップを図るほか、業務分担に応じた費用対効果の高い効率的な研修を計画してまいります。
建築指導課		民間建築物の吹付けアスベスト含有調査への補助事業	アスベストの飛散による健康被害への不安を解消し、安心安全なまちづくりを推進するため、吹付けアスベストの分析調査の費用を助成します。	吹付けアスベストの飛散による健康被害対策として、大規模建築物の所有者等へ「吹付けアスベスト含有調査への補助」についてダイレクトメールを189件送付するとともに、相談窓口の設置やホームページ等を活用した制度の周知を進めました。初年度となる令和7年度の実績は無かったものの、複数の相談をいただいています。	大規模建築物等の吹付けアスベスト含有調査への支援を行うため、令和7年度に「吹付けアスベスト含有調査への補助」を創設するとともに、相談窓口の設置や所有者へのダイレクトメール等を実施し、含有調査の必要性について周知啓発を進めました。引き続き県や先進市の取組について調査研究しつつ、飛散防止対策を推進します。
建築指導課 都市計画課	デジタル化の推進	まちづくり情報プラットフォーム構築によるワンストップ窓口事業	まちづくりに関する情報の閲覧、発行および手数料等の徴収まで1か所で行える環境を整備し、サービスの向上を図ることを目的に、まちづくり関係課が個別に保有する面的データを一つの共有地理情報に関連付けます。システム単体で全ての情報を管理、更新、提供できるよう、「統合型地理情報システム」の構築および、「来庁者向けのワンストップ窓口システム」の整備を行い、令和4年度末にシステムの運用を開始しています。	新紙幣に対応した課金機への入替、盛土規制法に係る規制区域の情報追加などを実施し利便性の向上を図りました。またウイルス対策ソフトの更新を行いシステムの安全性を維持するとともに、不具合が発生した際には随時システム開発者と連携して適切に保守管理を行い、安定的に稼働できるよう取り組みました。	システム導入により土地等に関する必要な情報が一元化され、利便性向上、業務効率化、経費削減等に大きく寄与したと捉えています。導入当初は操作に不慣れな状況もありましたが、3年が経過し概ね安定的に稼働している状況です。システムの課題整理と情報を管理する市職員への操作研修を引き続き実施するとともに、将来的には市内の他のGIS等との統合について検討し、機能強化と利便性の向上を図ります。
開発審査課 都市計画課		「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）に係る事務	「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）の施行（R5.5）に伴い、「事務処理の特例に関する条例」に基づく事務移譲として、許認可事務等の経由（経由事務）を行っています。	令和7年度より盛土規制法に基づく許可申請書類等を市で受理し、県に送付する経由事務を行っています。	令和7年度より盛土規制法に基づく許可申請書類等を市で受理し、県に送付する経由事務を、次年度以降も引き続き行っていきます。
建設総務課		公共基準点の新設及び維持管理	道水路財産の効率的な管理・運用には、復元性の高い世界測地系の座標を付与する必要があります。世界測地系座標の付与には測量の基礎となる「公共基準点」が必要であり、現在管理している約2300点・年間400件の測量者の使用に対して精度を維持するため、公共測量による点検を実施します。	公共基準点の測量業務を5点実施しました。	測量業務は概ね計画通りに実施できております。次年度は「実施計画2030」の優先順位に準じ実施を見送りますが、今後の工事などによる基準点の忘失や精度の低下を招かぬよう、引き続き細心の注意を払い指導に努めてまいります。
道路管理課		茅ヶ崎駅周辺道路施設等更新事業	茅ヶ崎駅周辺には、人々の移動を円滑化するエスカレーター、障がい者や高齢者の移動を支えるバリアフリー施設であるエレベーターなどの昇降設備、ツインウェイや国道1号地下横断歩道の上屋などの施設を設置しています。これらの道路施設が、安全に利用できるよう、計画的な部品交換等の改修工事や、定期的な保守点検等により、施設の状況を確認し、予防保全型の維持管理を行います。実施計画期間中は、関係機関と調整を行い設計や保守点検、改修工事等を実施します。	茅ヶ崎駅周辺のペDESTリアンデッキのエレベーターなどの昇降設備について、定期的な保守点検等により、施設の状況を確認し、計画的な部品交換等の予防保全型の維持管理を行いました。また、今後のリニューアル工事に向け関係機関との調整を行いました。	定期的な保守点検等による計画的な部品交換等の予防保全型の維持管理を行うとともに、国道1号地下横断歩道エレベーターの改修、茅ヶ崎ツインウェイ地下道の屋根改修を実施しました。茅ヶ崎駅周辺道路施設等につきましては、供用開始から長い年月が経過していることから、引き続き、予防保全型の維持管理を行うとともに、改修に向けて関係機関との調整を行っていく必要があります。
道路管理課		狭あい道路整備事業	狭あいな道路を拡幅することにより、自動車や自転車、歩行者の安全・安心な通行空間が確保されることや緊急車両の進入路が確保される等、都市機能の向上が図られることから、建築基準法第42条第2項に規定する幅員4メートルに満たない道路に接して建築を行う場合や土地所有者が自主的な道路拡幅を行う場合に、必要なセットバック用地を買収し、道路拡幅整備を行います。	狭あいな道路において生じた建築行為の際に義務付けられたセットバックの機会を捉えて、道路用地を買収し、道路拡幅を着実に進めました。また、建築行為が無い場合でも、地権者にセットバックの交渉をするなど事業を進捗させ、交通および災害対策等の都市機能の向上を図りました。なお、整備により市内全域の整備延長進捗率は約47.5%に達する見込みであり、概ね予定通り進捗しています。	様々な機を捉えて狭あいな道路の用地を買収するとともに、速やかに道路拡幅整備に努め、交通および災害対策等の都市機能の向上を図りました。今後も狭あいな道路用地を買収していくとともに、速やかに道路拡幅整備に努められるように事業を進めていく必要があります。
道路管理課		道路舗装修繕事業	道路の効果的・効率的な維持管理を計画的に進め、維持管理費の抑制や事故を未然に防ぐことを目的として、道路の重要度・利用状況に応じた維持管理手法を整理した「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」や道路パトロールおよび自治会要望等に基づき、道路の舗装修繕工事および歩車道段差解消工事を実施します。	「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」や道路パトロールおよび自治会要望等に基づき、幹線市道及び生活道路の舗装修繕を8箇所実施するとともに、歩車道段差解消を1箇所実施し、道路の安全性確保を図りました。	「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」や道路パトロールおよび自治会等の要望を踏まえ、損傷が激しい幹線市道及び生活道路の舗装修繕や歩車道段差解消工事を実施し、道路の安全性確保を図りました。今後も舗装の老朽化に伴い修繕の必要な施設の増加が見込まれることから、継続的に事業を進めていく必要があります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
道路管理課		道路排水設備更新事業	地下道は、鉄道や他の道路との平面交差による交通渋滞や事故を軽減するために設置しており、車両等の交通が集中する箇所となっています。降雨時の地下道の冠水を防ぐため、地下道等に設置している道路排水施設（ポンプ）の点検および修繕や、経年劣化がみられる機器の更新を実施します。	地下道等に設置している道路排水施設（ポンプ）の点検結果に基づき、茅ヶ崎駅北口広場ポンプ所をはじめとする4箇所について修繕を実施し、降雨時の道路排水機能の確保を図りました。	点検結果に基づき、地下道に設置している道路排水施設（ポンプ）の修繕を実施しました。今後も道路排水施設（ポンプ）の点検を実施し施設の状況を把握しつつ、必要な修繕等を実施していく必要があります。
道路管理課		道路施設の維持管理事業	道路管理者として市が行うパトロールや市民からの通報等で確認した舗装および道路集水桝等の損傷について、状況に応じて職員が緊急的な補修作業、応急復旧を実施します。また、大雨などの気象情報発表時についても、冠水が懸念される箇所の道路状況の確認や緊急作業などを実施します。	道路パトロールや市民からの通報等で発見した道路や道路附属物の損傷について、随時、直営作業による補修を実施しました。	道路パトロールを継続しつつ、市民からの通報等で発見した道路や道路附属物の損傷について、速やかに補修作業を実施しました。今後も道路施設の老朽化に伴い修繕の必要な施設の増加が見込まれることから、継続的に事業を進めていく必要があります。
道路管理課		側溝等浚渫事業	道路への降水を排水処理するために設置している道路側溝や道路集水桝、地下道等に設置しているポンプ施設の機能を維持するため、側溝やポンプ施設内に堆積した土砂等の浚渫（しゅんせつ）を実施します。	道路側溝や道路集水桝、地下道等に設置しているポンプ施設の機能を維持するため、道路パトロールや市民からの要望に基づき、側溝等に堆積した土砂等の浚渫（しゅんせつ）を実施しました。	道路パトロールや市民からの要望に基づき、側溝やポンプ施設内に堆積した土砂等の浚渫（しゅんせつ）を実施しました。今後も道路側溝や道路集水桝、地下道等に設置しているポンプ施設の機能を維持するため、継続的に事業を進めていく必要があります。
道路管理課		道路舗装等小規模修繕事業	道路管理者として市が行うパトロールや市民からの通報等で確認した舗装および道路集水桝等の損傷について、応急補修後に本格的な復旧対応を講じることが適当である場合には、民間事業者へ委託し、専門業者の資機材やノウハウを活用して修繕等を行います。	道路パトロールや市民からの通報等で確認した舗装および道路集水桝等の小規模な損傷について、委託業務にて修繕を実施し道路施設の機能確保を図りました。	道路パトロールや市民からの通報等で確認した舗装および道路集水桝等の小規模な損傷について、委託業務にて修繕を実施し道路施設の機能確保を図りました。今後も道路施設の老朽化に伴い修繕の必要な施設の増加が見込まれることから、継続的に事業を進めていく必要があります。
道路管理課		道路安全施設設置事業	道路には、人や車両が安全に移動することができるように照明灯、カーブミラー、ガードレール等の防護柵、区画線、車止めなど多くの安全施設が設置されています。それらの施設の機能維持のため、照明灯のランプ交換や建替え、カーブミラーの鏡面交換や建替え、区画線の塗り直しなど、地域や学校などからの要望を踏まえつつ、状況に応じて修繕や交換、新設を行います。	道路パトロールや通学路および自治会要望等に基づき、道路照明灯、カーブミラー、路面標示などの道路交通安全施設の点検、修繕、設置工事を実施し、道路利用者の安全性確保を図りました。	道路パトロールや通学路および自治会要望等に基づき、道路照明灯、カーブミラー、路面標示などの道路交通安全施設の点検、修繕、設置工事を実施し、道路利用者の安全性確保を図りました。今後も道路施設の老朽化に伴い修繕の必要な施設の増加が見込まれることから、継続的に事業を進めていく必要があります。
道路管理課		道路整備事業	道路の機能を現状から向上させ、多様な利用者が安全・安心して利用できる環境整備を進めるため、土留め構築による拡幅整備、側溝の床版化等による歩行空間の創出、超高齢社会を踏まえたバリアフリー対策、未舗装道路の舗装整備などに取り組みます。	道路パトロールや自治会要望等に基づき、未舗装の市道および私道の新設舗装や側溝の床版化等による歩行空間の改善等の工事を実施し、道路の機能の向上を図りました。	道路パトロールや自治会要望等に基づき、未舗装の市道および私道の新設舗装や側溝床版化等による歩行空間の改善等の工事を実施するとともに、市営高田住宅跡地再整備事業に伴う周辺道路整備工事を行い、道路の機能の向上を図りました。今後も未舗装の市道および私道の新設舗装や側溝の床版化等の整備などの要望があることから、継続的に事業を進めていく必要があります。
道路建設課	下水道（雨水）、河川の整備	浜園橋橋りょう整備事業	浜園橋は、一級河川小出川に架かる橋りょうです。小出川河川改修事業に合わせて橋りょうを架け替え、洪水疎通能力の向上を図ります。	令和7年度は取付道路工事が完了し、新橋を供用開始しましたが、取付道路工事完了後に実施している護岸工事については、令和7年度中の完了が見込めなくなり、令和8年度へ繰越して事業の完了を目指します。	新橋の供用開始までは予定通りできたものの、護岸工事は令和8年度に繰り越しました。
道路建設課		新国道線街路整備事業（東海岸寒川線側）	東海岸寒川線から丸?中?茅ヶ崎線までの延?922メートル区間において、道路の拡幅整備により安全性確保と交通の利便性向上を図ります。	令和7年度に予定していた箇所の埋蔵文化財発掘調査は完了しました。また、未取得の用地のうち、令和6年度繰越し分の1件について合意に至り、令和7年度分については、繰越して用地の取得を目指します。	用地取得率は、89.3%まで進捗しました。埋蔵文化財発掘調査は予定通りに進捗しています。引き続き、用地取得に向けた交渉を続けるとともに、埋蔵文化財発掘調査についても進捗を図ってまいります。
道路建設課		上赤羽根堤線道路改良事業	宝積寺南側交差点から市北部へ向かう南北の幹線市道です。延?180メートル区間において、道路を拡幅整備し歩道設置等により、安全性向上を図ります。	令和7年度は、本工事に向けた交差点設計等を実施しました。引き続き、県警との協議を実施し、令和8年度の完了を目指します。	用地取得率は91.3%まで進捗しました。引き続き、用地取得に向け交渉を続けてまいります。
道路建設課	公共施設の長寿命化の推進	橋りょう等長寿命化修繕事業	「茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょう、歩道橋、地下道等について、定期点検及び点検結果を踏まえた工事を実施します。	令和7年度は、過年度の点検結果をもとに、老朽化している新鶴嶺橋と神明歩道橋の修繕を実施していますが、年度内での完了が見込めなくなり、繰り越して事業の完了を目指します。また、法律で義務付けられた5年に1度の定期点検は、14橋の健全性を確認しました。	定期点検については、3年間で37橋の橋りょう等の点検を実施し、健全度の確認を行いました。健全度判定がⅡ・Ⅲと判定されている橋りょうの修繕工事を令和6年度に5橋を実施し、令和7年度から8年度にかけて2橋の修繕工事を実施します。引き続き、定期点検、設計、修繕を実施してまいります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
道路建設課		香川甘沼線道路改良事業	香川駅から東海岸寒川線を東?に結ぶ幹線市道です。この延?920メートル区間において、道路を拡幅整備し歩道設置等により、安全性向上を図ります。	令和7年度は、用地取得に向けた取り組みを1件実施し、合意に至りました。また、過年度に取得した用地について埋蔵文化財発掘調査を実施しました。	用地取得率は、58.6%まで進捗しました。引き続き、用地を取得していくとともに、埋蔵文化財調査や各ライフラインの移設工事が終わった段階で区間を分けて整備してまいります。
道路建設課		高田萩園線道路改良事業	産業道路から茅ヶ崎中央通りを東?に結ぶ幹線市道です。この延?400メートル区間において拡幅整備し歩道設置等により、安全性向上を図ります。	令和7年度は予定していた用地取得が完了しました。また、過年度に取得できた用地について暫定整備を実施しました。	用地取得率は、36.9%まで進捗しました。引き続き、用地取得をしていくとともに、早期の整備を目指します。
道路建設課		市道0109号線（鶴嶺通り）歩道整備事業	産業道路から新鶴嶺橋までの延?934メートル区間において歩道を設置し、安全性向上を図ります。	令和7年度は、用地取得に向けた取り組みを2件実施しており、引き続き、令和8年度に合意を目指します。また、過年度に取得できた用地について暫定整備と段差解消工事を実施しました。	用地取得率は60.0%まで進捗しており、引き続き、用地取得に向け交渉を続けてまいります。
道路建設課		東海岸寒川線街路整備事業（幸町地区）	幸町交差点の改良、及び道路を拡幅整備し歩道設置等により安全性向上を図ります。	令和7年度は、用地取得に向け不動産鑑定委託と補償費算定委託を実施し、対象地権者との交渉を実施しました。	用地取得率は9.8%まで進捗しております。また、現在、交渉している土地は、権利関係が複雑であるため、交渉が難航する可能性があります。引き続き、用地取得に向け交渉を続けてまいります。
道路建設課		行谷芹沢線道路改良事業	県立茅ヶ崎里山公園西側に接する幹線市道です。?教?学北側交差点より北側の延?531メートル区間において拡幅整備し歩道設置等により安全性向上を図ります。	令和7年度は南工区で道路改良工事を実施していましたが、年度内の完了が見込めなくなり、繰越して完了を目指します。また、北工区においては用地取得に向けた取り組みを継続しました。	南工区の工事を実施しましたが、令和8年度に繰り越しました。また、北工区の用地取得率は80.2%まで進捗しましたので、引き続き、用地取得に向け交渉を続けてまいります。
道路建設課		市道0110号線歩道整備事業（堤坂下交差点）	市北部を東西に結ぶ幹線市道であり、堤坂下交差点の改良整備を行うことにより、交通の利便性及び安全性を確保します。	令和7年度は、関係地権者と事前に意向確認を行うなど用地取得に向けた準備を実施しました。	用地取得率は52.7%まで進捗しており、引き続き、用地取得に向けた交渉を続けてまいります。
道路建設課		市道0110号線（大岡越前通り）歩道整備事業	堤?治会館の北側交差点より?側の延?180メートル区間において歩道を設置し、安全性向上を図ります。	令和7年度は用地取得に向けた取り組みを3件実施し、合意に至りました。また、過年度に取得できた用地について暫定整備を実施しました。	用地取得率は100%となりましたが、県水道管の布設替え工事が予定されているため、本整備は11年度に予定しております。
道路建設課		茅ヶ崎駅南口駅前広場改修事業	茅ヶ崎駅南口駅前広場の舗装等道路構造物の老朽化及びバリアフリー化に対応するため、改修整備に向けた調査検討、調整を実施します。	令和7年度は、交通シミュレーション検証結果を踏まえ、将来計画での整備においては課題が残る結果となったため、将来計画を見据えつつ、駅前広場の利用者の安全で安心な利用促進を図る上で、駅前広場のバスロータリー内の設計業務を実施しました。引き続き、後年度の設計を行い、令和8年度の完了を目指します。	令和5年度に実施した交通シミュレーション検討業務で交通渋滞に課題が残る結果となったため、まずは、修繕工事を実施してまいります。また、将来計画については、周辺道路における整備や交通規制等を検証する上で、今後、交通量推計等の調査・検討を実施してまいります。
道路建設課		幹線道路維持保全事業	令和7年度末までに「幹線道路維持保全計画」の見直しを実施します。	令和7年度は、引き続き、計画の見直しを行い、今後の10年間において計画的に維持管理を実施する路線を選定していくとともに、関連する4つの計画を見直しました。	令和7年度末までに計画を見直し、引き続き、幹線道路維持保全計画に基づき、事業を進めてまいります。
道路建設課		新国道線街路整備事業（飯島橋）	千ノ川整備事業に関連し、護岸整備の範囲や近接する飯島橋の利用など、道路や橋りょうの整備方針を定める予備設計を実施します。	令和7年度は予備設計にて検討した整備方針をもとに、関係部局との調整を行いました。	今後は整備に向けた取り組みを実施するにあたり、事業規模が大きいことが課題となっています。
道路建設課		市道8031号線道路整備事業	地域課題を解決するため、未整備区間の整備により道路ネットワークを形成し、県立茅ヶ崎里山公園等へのアクセス向上を図ります。	令和7年度は、道路改良工事を実施しました。	計画期間にて事業を完了しました。
道路建設課		下寺尾芹沢線道路改良事業（行谷遊水地計画に伴う道路整備事業）	神奈川県遊水地事業に隣接している下寺尾芹沢線の500メートル区間と県道47号までのバイパス道路の200メートル区間の整備を?うもので、神奈川県遊?地事業に併せた整備を実施します。	令和7年度は、路線測量と詳細設計を進めました。引き続き、用地測量に着手し、令和8年度の完了を目指します。	神奈川県遊水地事業は既に工事着手していることから、今後、道路予定地の用地取得を実施し、県の事業スピードに合わせるよう引き続き事業を進めてまいります。
道路建設課		道路事業に係る職員のスキル取得のための研修事業	課所属の技術職員（土木）に専門性の高い人材育成を行うため、十分な知識・技能習得の機会として道路講習会を行うものです。	当課に配属された職員の育成を行う上で必要となる道路計画・設計演習等の講習を受講することで、技術力の向上が図られました。	専門性の高い人材育成を行う上で、引き続き、新規に配属された職員には、講習等を受講し技術力の向上を目指してまいります。
公園緑地課		公園等整備活用検討事業	公園整備については、近隣に公園の少ない公園空白地の状況等を把握し、計画的な公園整備と適切な維持管理を推進していくため、公園設置の優先度を計る基準等を含む公園整備方針の策定、その他、グランドプランにおける公園整備への着手、スケートボードなどアーバンスポーツ施設整備の検討、高架下の利活用、借地公園の方針検討などを実施します。	公園整備方針の策定に向けて検討を行ないました。市営浜須賀プールのろ過機タンクを交換しました。	令和6年度に北5みんなの広場を取得し、公有地化を行ないました。その後、地元自治会と意見交換を重ね、令和7年度末より一部敷地を拡大して新たな広場として整備を行いました。 令和7年度にグランドプランにおける公園整備用地の土地の取得を行ないました。 公園整備方針の策定については、引き続き他自治体の先行事例を研究しながら、次期実施計画内での策定を目指します。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
公園緑地課	公園へのインクルーシブ遊具、健康遊具の導入推進	既存公園等整備改修事業	老朽化した公園施設について、「茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、ライフサイクルコストの削減の観点から、優先度に応じて、遊具や照明、柵等の適切な維持管理および長寿命化を図ります。 また、公園の再整備に併せて、インクルーシブ遊具や健康遊具の設置を検討し、工事を実施します。	令和6年度に引き続き、補助金を活用しながら、遊具及び施設の改修を実施しました。 また、北5みんなの広場については、地元自治会と意見交換を行い、整備が完了しました。	令和5年度に湘南夢わくわく公園の改修工事を行ない、年齢や障がいの有無に関わらず誰もが利用できるインクルーシブ公園としてリニューアルオープンしました。 計画期間中に遊具30か所、施設55か所の更新を行ないました。
公園緑地課		土地売却事業	行政財産（緑地）として管理している香川一丁目の土地（香川小学校正門前の約68平方メートル）は、人が立ち入ることができないため活用していませんが、低木の刈込・除草などの管理コストがかかっている状況です。庁内に活用希望がないことを確認したうえで、不要財産として売り払うことが適切と整理し、令和6年度に測量・分筆・土地の鑑定を行い、売却手続きを進めます。	当該土地の売却について入札を実施しました。（資産経営課）	計画期間中に当該土地の売却について入札を実施しましたが、入札者なしで不調となりました。引き続き土地周辺にお住いの方々の意向を確認しながら、売却に向けた取り組みを検討してまいります。
公園緑地課		氷室椿庭園管理運営事業	旧氷室家住宅主屋の耐震診断・工事を実施し貸室事業を行い、収入確保を図ります。また椿の品種確認・品種登録を進め来園者増につなげます。	氷室椿庭園の知名度向上及び来園者増につながる取組を積極的に進めました。 また、主屋の改修については、引き続き文化財補助金の確保に向け、取り組みを進めました。	令和6年度から植栽アドバイザーによるガイドツアーの開催を始めました。合計43名の方から申し込みがありました。 また、国際ツバキ協会ツアーでは、アジア、ヨーロッパ、北米、オセアニアの国々から合計120名の専門家が訪問されました。 今後の課題は建物の耐震改修に必要な予算を確保することですが、文化財補助金の確保や企業版ふるさと納税にエントリーし、複数の一部上場企業を訪問し、寄付について協議を行なってまいりました。
公園緑地課		公園愛護活動普及促進事業	多くの公園愛護会設立を目指し、プロモーションを実施します。また、企業広告の設置やネーミングライツなどの検討を行います。さらに、報奨金等要綱の見直しや、ワークショップや研修会等を開催します。	引き続き、公園愛護会の設立に向け、一般社団法人みんなの公園愛護会及び株式会社パークフル等とも連携し、公園愛護会支援に努めました。 密なコミュニケーションが必要であるため、公園愛護会の方の負担軽減や職員DX化、新たなツールの導入についても検討を行いました。	計画期間中に11か所の公園で愛護会の設立及び活動を開始しました。愛護会が公園内の除草・清掃活動や花苗を植えたことで、近隣の市民の方から喜びのお声をいただいています。 また、第一カッター興業株式会社と令和13年3月31までの5年間で中央公園のネーミングライツを締結しました。
公園緑地課		既存公園等維持保全事業	市内約200箇所の公園・緑地を快適に利用できるよう、除草、清掃及び点検等を行うものです。	適宜効果的に除草清掃・維持管理に努めました。	公園・緑地の適正な維持管理を行なうため、除草清掃に加え、周辺の自治会と丁寧な意見交換を重ね、一部大木化した樹木の強剪定や伐採を実施しました。 年々暑さが厳しくなる中、草木の生育が早まり、酷暑での作業者の負担が大きな課題となっています。また、人件費やガソリン等のエネルギー価格の高騰も喫緊の課題となっていることから、より効率的かつ効果的な維持管理の手法を検討してまいります。
公園緑地課		公園緑地使用料等適正化事業	受益者負担適正化の観点から、使用料および行為許可の対象を見直すことにより、歳入の確保を図ります（茅ヶ崎公園、しおさい公園、柳島スポーツ公園等）。	受益者負担適正化に向け、引き続き関係各課等との協議や動向調査などを行い、取り組みました。 自動販売機の設置については、設置場所の選定など取り組みを進めました。	令和5年度に茅ヶ崎公園駐車場有料化及び柳島しおさい公園駐車場の無料時間の見直しを行なった結果、令和6年度からそれぞれの公園で新たな歳入を確保することができました。 また、中央公園や湘南夢わくわく公園に新たに自販機を設置し、利便性の向上に努めました。 駐車場利用等の収益は、公園トイレ設備の改修等に活用し、より快適な公園利用の環境づくりに努めてまいります。
公園緑地課		柳島しおさい公園整備改修管理運営事業	令和6年度から新たに5年間の指定管理者の指定をしております。引き続き、インクルーシブ遊具の設置に向けた協議、シンボルでもある親水池の改修等を実施します。	インクルーシブ遊具の設置に向けたニーズ調査や上部利用施設であるため、各種条件の調査など実施しました。	令和5年度に親水池の塗装修繕を行ない、快適な利用環境の整備を行ないました。 引き続き新たなインクルーシブ遊具設置に向けた検討を行なってまいります。
公園緑地課		柳島キャンプ場整備改修事業	柳島キャンプ場の老朽化に伴う修繕、及び場内全体のバリアフリー化について実施・検討を進めます。	施設のバリアフリー化に向け、指定管理者と協議を継続しました。 キャンプ場利用者が安心安全に利用できるように場内の松（針葉樹）の剪定を実施しました。	R7年度に場内にある約170本のマツの剪定を実施しました。その結果、キャンプ場利用者の安全確保と、場内に落ちる松葉を大幅な削減に繋がりました。 施設のバリアフリー化については、次期計画への課題として引き続き指定管理者と協議を続けてまいります。
公園緑地課		市民の森再整備事業	森林整備や老朽化した施設改修、園路整備、ベンチやテーブル等の休養施設の新設を行います。	繁茂した樹木や道路支障高木剪定を行いました。	令和5年度に森林環境譲与税を財源に、枯損木を活用したベンチを設置しました。 また、令和6年度にはこども基金を活用したネットクライムとクモの巣遊具の入替工事を行ないました。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
建築課		市営高田住宅準耐火構造2階建て用途廃止事業	市営住宅の供給や安定的な維持管理方法について定めた「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に基づき、耐用年限を迎えている準耐火構造2階建ての「市営高田住宅」の解体、用途廃止を行い、倒壊や火災等の災害の発生を未然に防止し、良好な景観の創出を図ります。	除却工事により家屋等へ損害等を受けた3軒の家屋所有者への補償を実施しました。	準耐火構造2階建ての「市営高田住宅」を解体するため、家屋事前調査、標準貫入試験、を実施し、滞りなく解体を行いました。また、除却工事により家屋等へ損害を受けた家屋所有者へ補償を実施しました。
建築課		市営香川住宅準耐火構造2階建て用途廃止事業	市営住宅の供給や安定的な維持管理方法について定めた「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に基づき、耐用年限を迎えている準耐火構造2階建ての市営香川住宅（1号棟～4号棟）の解体、用途廃止を行い、倒壊や火災等の災害の発生を未然に防止し、良好な景観の創出を図ります。	「市営香川住宅」準耐火構造2階建ての解体工事に先立ち、家屋事前調査業務を実施し、解体作業を滞りなく実施しました。	準耐火構造2階建ての「市営香川住宅」を解体するため、家屋事前調査を実施し、滞りなく解体作業を実施しました。今後、除却工事により損害を受けた家屋等があった場合、家屋等の所有者へ補償を実施します。
建築課		茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画の策定	「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」を策定し、市営住宅ストックマネジメント、団地別・住棟別の活用方針、予防保全的な管理改善、ライフサイクルコストの縮減検討といった取り組みを実施します。	市営香川住宅（5号棟）改善工事、市営香川住宅（1号棟～4号棟）の解体に関する事業（家屋事前調査業務、解体工事）を実施しました。	令和5年度に市営高田住宅（16・17号棟）改善工事、市営高田住宅（準耐火構造2階建て）解体工事、令和6年度に市営菱沼住宅（1・2号棟）改善工事、令和7年度に市営香川住宅（5号棟）改善工事、市営香川住宅（準耐火構造2階建て）解体工事を実施しました。引き続き、市営住宅ストックマネジメント、団地別・住棟別の活用方針、予防保全的な管理改善、ライフサイクルコストの縮減検討といった取り組みを実施します。
建築課	公共施設の長寿命化の推進	市営住宅の長寿命化に向けた施設改善事業	市営住宅の供給や安定的な維持管理方法について定めた「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に基づき、団地別・住棟別の外壁改修や屋上防水等の改善事業を、「茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画」との整合性を図りながら適切に実施します。	「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に定められた計画修繕・改善事業として、市営香川住宅5号棟の外壁改修及び屋上防水工事を実施しました。	令和5年度に市営高田住宅（16・17号棟）改善工事、令和6年度に市営菱沼住宅（1・2号棟）改善工事、令和7年度に市営香川住宅（5号棟）改善工事を実施しました。引き続き、団地別・住棟別の外壁改修や屋上防水等の改善事業を適切に実施します。
建築課		市営住宅の指定管理者制度の導入可能性についての検討	指定管理者制度の導入に関して、民間事業者のノウハウにより施設機能の向上、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応できるか等の可能性を検討します。	現状では、制度の導入が困難であるという結論に至ったため、社会情勢等に大きな変化がない限りは検討は行わないこととします。	指定管理者制度の導入について検討を重ねましたが、制度の導入が困難であるという結論に至ったため、社会情勢等に大きな変化がない限りは検討は行わないこととします。
下水道河川総務課		経営戦略の見直しに関する事務	公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として策定した経営戦略について、数値等の中間見直しを行います。	経営戦略についてモニタリングを実施することで、経営状況の把握を行いました。	令和6年度に見直しを行ったことにより、以降10年間の損益や資金の見込みが明らかになりました。人口減少や物価上昇等の社会情勢の変化に伴い、必要に応じて投資・財政推計を見直すことで、引き続き安定した事業経営を行っていきます。
下水道河川総務課		適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する事務	令和5年10月1日より実施される、消費税の仕入れ税額控除の適格請求書等保存方式に対応するため、企業会計システムの改修等を行います。	改修した企業会計システムを用いて、消費税の仕入れ税額控除を適切に行い、適格請求書等保存方式による消費税の確定申告を行いました。	令和5年度に実施したシステム改修により、消費税の仕入れ税額控除を適切に行える環境が整備されました。適格請求書等保存方式により、消費税の確定申告を行っています。
下水道河川総務課		下水道広報に関する事務	「マンホールカード」の制作・配布等により、さらなる下水道広報の拡充を図ります。	既存のマンホールカードの継続配布に加え、令和7年7月25日から道の駅湘南ちがさきにて新たなマンホールカードの配布を開始し、新たなマンホールカードの配布実績は23,000枚にのびりました。また下水道広報の一環として発行している下水道だよりについては、新たな取り組みとしてこどもタウンニュースを活用し、こどもたちの下水道への関心を高める工夫をしました。	マンホールカードについては、2種類発行し、累計46,000枚を超える配布実績となりました。また、下水道広報として、紙媒体、電子媒体、ラジオ出演など、様々な手法を活用し下水道に関する周知・啓発を実施した。
下水道河川総務課		企業会計システムの決裁業務電子化に関する事務	現在、公共下水道事業の伝票は全て紙決裁（決裁欄に押印）となっており、電子決裁連携を行えるようにします。	既存の企業会計システムを用いて、既存の文書管理システムを活用する手法について、審査部門と協議を行いました。	処理件数等の課題から、実施計画2025計画期間中の事業実施は見送りました。本事業のとるべき手法について、引き続き検討を行っていきます。
下水道河川総務課		企業会計システムのWindows11適用	令和7年10月のPC入れ替えまでに企業会計システムがWindows11環境下において問題なく稼働するか評価・適用作業を行います。	動作検証及び帳票出力等の機能確認を経て、令和7年10月までに必要な作業を終えました。	予定どおり事業を完了し、PCの入れ替え以降、企業会計システムを問題なく使用できています。
下水道河川建設課	下水道（雨水）、河川の整備	公共下水道整備事業（雨水整備）	浸水対策として市街地に降った雨水を速やかに排除し、都市の健全な発達に寄与することを目的として、公共下水道雨水施設（管渠、ポンプ等）の整備を推進します。実施計画期間中は、公共下水道雨水施設（管渠、ポンプ等）の整備に関わる、基本設計・実施設計や、建設工事等を優先度を考慮して着実に進めます。	浸水対策として、本宿町、高田二丁目、萩園、浜竹三丁目地内等での雨水工事と、西久保N T Tの委託工事が完了したことにより、令和7年度末での目標値（10ha）を達成する見込みです。また、市内の浸水箇所について、浸水対策のための実施設計を高田二丁目、本村四丁目、萩園、茅ヶ崎一丁目地内等で実施し、効果的な浸水対策案を立案しました。	実施計画2025の施策目標として、3か年で公共下水道雨水施設の整備面積として10haの整備完了を掲げていますが、7年度末に達成見込みです。市内に浸水箇所が分散していることから、今後は整備の優先順位を設定しながら、効率的・効果的な整備を検討する必要があります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
下水道河川建設課	下水道（雨水）、河川の整備	千ノ川整備事業	市では、梅田橋から上流側を準用河川に指定して段階的に整備を進めており、引き続き、河道拡幅による流下能力の向上を図る必要がある区間を対象にして用地買収、設計、護岸整備等を推進します。 実施計画期間中は、令和5年度から6年度は用地買収、7年度には護岸工事に移行する計画です。	護岸未整備区間の一部区間において、河道拡幅のための護岸整備工事に着手しました。	実施計画2025では、当初計画どおりに、令和6年度に用地買収を行い、令和7年度に護岸整備に着手することができました。 令和8年度以降については、残りの整備延長が長く、工事期間も長期に亘ることから、スケジュール管理への配慮と、隣接工場地権者との協議が必要となります。
下水道河川建設課		公共下水道施設の地震対策事業	大規模地震が発生した場合に、公共下水道施設の流下機能を確認することによって公衆衛生の保全を図るほか、被災時の交通機能および支援機能が阻害されるような甚大な被害を未然に防止することを目的として、公共下水道施設の地震対策を推進します。 実施計画期間中は、マンホールと管路の接続部の改造（可とう性化）、マンホールの浮上抑制対策、雨水吐の耐震化を計画的に行い、マンホールトイレの導入検討を進めます。	茅ヶ崎市下水道総合地震対策計画（第3期）に基づき、マンホールと管路の接続部の可とう性化を24箇所、マンホール浮上抑制対策を9基実施しました。 また、上下水道耐震化計画の実施に向けて、令和8年度から11年度の事業計画と交付金の計画を立案し、令和8年度の交付金申請を行いました。	茅ヶ崎市下水道総合地震対策計画（第3期）に基づき地震対策を推進しており、地震対策計画（第3期）期間における目標値を達成する見込みです。 マンホールトイレの導入は、引き続き関係課と協力しながら、事業実施に向けた庁内調整を継続していきます。
下水道河川建設課		公共下水道整備事業（汚水整備）	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資することを目的として、「ちがさき下水道ビジョン」に基づき、市街化区域全域と市街化調整区域の一部（公共公益施設等）を事業計画区域とした施設整備を推進します。 実施計画期間中は、未整備区域の解消、及び令和5年度に相模川流域関連茅ヶ崎公共下水道事業計画の変更を実施します。	市内の未整備地区について課題の洗い出しを行い、未整備地区の解消に向けた整備の可能性について調査、検討を行いました。 また、雨水整備工事の路線に接する未整備の私道について、地権者と協議を行い、私道の布設申請を行うように働きかけを実施しました。	実施計画2025計画期間中に、未整備地区の解消として常盤町の私道において汚水管の布設工事を行い、僅かではありますが整備率を上昇させることができました。残っている未整備地区は、施工難易度が高い箇所であることから、土地利用の転換や雨水整備と同時に行うなど、柔軟な対応が必要となります。 また、今後、市街化調整区域の汚水整備方針の検討が必要となります。
下水道河川管理課		中島ポンプ場改築事業	公共下水道施設で雨水排水の役割を担っている中島ポンプ場の持続的な機能確保のため、計画的に建物等の耐震化や耐水化、設備の改築を行い、長寿命化を図ります。 令和5年度から7年度にかけて、建物等の耐震化、耐水化工事を行うとともに、電気設備の詳細設計および改築更新工事を実施します。	令和6年度に契約した電気設備改築更新工事及び耐水化工事においては引き続き機器製作を行い、工事を実施中です。	ポンプ井（雨水をくみ上げ河川等に排出するための水槽）の耐震補強工事及び建物の耐震化工事を実施するとともに電気設備改築更新工事、耐水化工事に着手しました。今後も引き続き工事を実施し施設の機能確保に努めていきます。
下水道河川管理課	公共施設の長寿命化の推進	下水道施設ストックマネジメント事業（長寿命化事業）	本市では昭和38年度から公共下水道事業に着手しており、早期に整備を実施した施設においては経年劣化の状況に応じて、改築等の対策が必要となっています。今後も公共下水道を絶え間なく使用していただくため、予防保全の観点に基づき、計画的な維持管理を行います。 令和5年度から7年度にかけて、点検・調査・詳細設計や長寿命化改築更新工事を実施します。	令和5年度に実施した管路施設詳細設計に基づき、長寿命化改築更新工事を実施します。また、令和10年以降に工事を予定している浜須賀、松が丘地区の点検・調査を実施しました。	公共下水道事業にて、早期に整備を実施した施設の経年劣化状況を把握し、予防保全の観点から改築計画を策定し、詳細設計の結果に基づき茅ヶ崎駅周辺、東海岸、中海岸エリアを中心に長寿命化改築更新工事を実施しました。今後は、新たに松が丘、浜須賀エリアを中心に引き続き長寿命化改築更新事業を進め、下水道施設の安全性の確保に努めていきます。
下水道河川管理課	下水道（雨水）、河川の整備	千ノ川浚渫事業	千ノ川の浚渫を行い、河川の維持及び流下能力の向上を図ります。	前年度までに事業が完了しました。	千ノ川の河川維持及び流下能力の向上を図るため、令和5年度に浚渫委託を実施しました。今後につきましても、定期的なパトロール等を実施し適切な河川維持に努めていきます。
下水道河川管理課	下水道（雨水）、河川の整備	雨水施設の機能向上に係る事業	台風等大雨が発生した際、増水した河川水が雨水管路に逆流して市街地に溢れることを防止する樋門やゲート施設の操作を安全かつ確実に実施するため、施設の長寿命化や遠隔操作等の改良を行います。 令和5年度から令和6年度にかけて吐口の耐震診断や詳細設計を行うとともに、7年度から吐口の耐震工事や樋門・ゲート機械電気設備の改築設計を実施します。	令和6年度に実施した耐震詳細設計に基づき、松尾川樋門、下町屋ゲートの土木躯体の耐震工事を実施しました。	相模川及び小出川に面している松尾川樋門、下町屋ゲートについて耐震詳細設計及び耐震化工事を実施しました。今後は、同施設において経年劣化等で改築が必要と判断された機械設備等について、更新事業に着手し機能保全に努めていきます。
下水道河川管理課	下水道（雨水）、河川の整備	駒寄川整備事業	大雨時、駒寄川周辺の道路冠水や畑などの浸水災害を軽減させるため、河川断面の拡幅を行い、流下能力の向上を図ります。 実施計画期間中は、約80メートルの護岸を整備するため、詳細設計（令和5年度）、護岸工事（6年度）、河床改良工事（7年度）を実施します。	令和6年度に続き護岸工事を実施します。令和7・8年度の継続費として護岸約49メートルの暫定整備工事を実施中です。	河川断面の拡幅のため駒寄川暫定整備修正設計業務を実施し、その成果に基づき護岸工事を約23メートル完了し、令和7・8年度の継続費として約49メートルを行う工事に着手しました。今後は更なる浸水災害軽減のため残りの拡幅工事等を進め、流下能力の向上に努めていきます。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
下水道河川管理課		排水路新設事業（排水不良地区の浸水軽減）	局地的に浸水してしまう排水不良地区の浸水軽減を図るため、排水路の新設、改良を実施します。 令和5年度から7年度にかけて、浜竹地区、赤羽根地区、高田地区の3か所において、雨水排水の改善を図ります。	工事を実施した浜竹地区、赤羽根地区において、舗装整備工事を実施しました。	排水不良地区の浸水軽減を図るため、浜竹地区、赤羽根地区、高田地区の排水路新設工事を実施しました。今後も排水不良地区が発生した場合は改善に努めていきます。
下水道河川管理課		管路施設等の維持管理に係る事業	本市では昭和38年度から公共下水道事業に着手しており、早期に整備を実施した施設においては経年劣化の状況に応じて、改築等の対策が必要となっています。今後も下水道サービスを絶え間なく提供していくため、予防保全の観点に基づき、計画的な維持管理を行います。 令和5年度から7年度にかけて、改築が必要となる管渠やマンホールについて、詳細設計及び改築更新工事を実施します。	令和5年度に実施した管路施設詳細設計に基づき、改築更新工事等を実施しました。	公共下水道事業にて、早期に整備を実施した施設の経年劣化状況を把握し、予防保全の観点から改築計画を策定し、詳細設計の結果に基づき茅ヶ崎駅周辺、東海岸、中海岸エリアを中心に長寿命化改築更新工事を実施しました。今後は、新たに松が丘、浜須賀エリアを中心に引き続き長寿命化改築更新事業を進め、下水道施設の安全性の確保に努めていきます。
下水道河川管理課		河川水位局テレメータの更新事業	河川水位監視システムの機器装置は、設置から既に16年が経過しており、令和5年度においては、通信機器に異常が生じ、通信不能となる不具合が発生しています。完全に機能不全となる前に通信機器の機器交換を行います。 6年度に、不具合の発生した3箇所の通信機器の交換を実施します。	交換を実施し不具合を解消しました。	河川水位監視システムの機能確保を目的に令和6年度に通信機器の交換作業を実施しました。今後も引き続き施設の維持管理に努めていきます。
下水道河川管理課		ウォーターPPPに係る事業	下水道事業が抱える、更新需要量の増加、維持管理費の増加、職員不足、技術力不足といった課題の解決を目的として、民間企業のノウハウや創意工夫を活用するため、ウォーターPPP（更新一体マネジメント方式（レベル3.5））の令和10年度導入を目指します。	ウォーターPPPの導入に向け、導入可能性調査を実施しており、引き続き検討を進めてまいります。	ウォーターPPP導入に向け本市に適した事業パッケージ策定に向け、導入可能性調査を実施中です。今後は入札公募資料等に係る事業を実施する予定とし、導入に向け引き続き適正な事業内容を検討し進めていきます。
下水道河川管理課		不明水に係る対策事業	設定した対象範囲の汚水管渠についてTVカメラ調査を実施し、不明水の侵入箇所を特定した後、対策工事を実施します。また、公共施設や一般家屋の誤接合調査を実施し、誤接合を確認した箇所については是正の指導を行います。 ※対策工事の手法を変更したため実施計画事業として追加	対象範囲において、汚水管渠のTVカメラ調査及び対策が必要と判断された管渠の対策工事を実施しました。	対象範囲において、汚水管渠のTVカメラ調査及び対策が必要と判断された管渠の対策工事を実施しました。今後も引き続き事業の進捗を図るとともに、誤接合調査にて確認した箇所の是正指導を進め不明水対策を図っていきます。
保健企画課	保健所庁舎の整備	保健所庁舎整備事業	保健行政を見直し、利用者の利便性や事務効率に配慮するとともに、新興感染症等の危機に対応することが可能となる保健所の整備を実施します。	令和7年度においては、新庁舎の建設に向けた建築・電気・機械設備の各工事に着手し、計画に基づき整備を進めました。あわせて、施設内で使用する什器類の選定や、開庁後の維持管理に要するランニングコスト、移転に伴う諸費用の算定など、円滑な運用開始に向けた実務的な準備も並行して実施しました。	令和5～7年度の実施計画期間において、基本設計及び実施設計を完了し、ZEB Ready（ゼブ レディ）の認証を受けました。また建設工事に着手し、什器選定や管理項目の洗い出しなど、ハード・ソフト両面で着実な整備を進めました。今後は、新庁舎の円滑な運用に向けた総合管理委託契約の整理や、確実な移転を遂行するための業者選定が課題となります。これら運営基盤の確立と移転作業を適切に完遂することで、市民サービスの拠点としての円滑な開庁を目指します。
保健企画課	人材育成などによる保健所の機能強化	保健師の人材育成マネジメント業務	キャリアレベルに応じた専門性研修や専門性面接、保健師活動アドバイザー（仮称）の設置により、保健師の人材育成を行います。また、地域診断に基づくPDCAサイクル、部署横断的な保健活動の連携及び協働を実施します。	大規模災害時に、保健師が迅速かつ適切に保健師活動を展開できることを目的に図上訓練を実施しました。専門研修では新任期、中堅期の課題に焦点を当てた研修を実施したほか、保健師のキャリアラダーと専門性面接の理解を深めるための研修を実施しました。保健師活動アドバイザー事業では、公衆衛生看護の視点を持ちながらPDCAサイクルをまわしていくことや事業評価に対する助言指導を受けて、事業展開しました。	公衆衛生に携わる保健師の人材育成を強化するため、キャリアレベルに応じた専門性研修や専門性面接を実施した結果、技術・習熟度や求められる能力を確認する機会となり、仕事のやりがいやモチベーション維持にもつながっていました。保健師活動アドバイザー事業では、事業の質の向上や健康危機発生時における指導をいただき、対応力向上につながりました。今後の課題としては、これまで蓄積できた対応力が途切れないように、継承できる工夫が必要です。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
保健企画課		保健所健康危機対処計画の策定及びI H E A Tの運用事務	市の感染症対策の在り方を整理した感染症予防計画と整合を図りながら、新興感染症を基本とした「茅ヶ崎市保健所健康危機対処計画」を策定し、その内容に基づく体制整備を進めます。また、IHEAT（健康危機発生時に地域の保健師等の専門職が、保健所等の業務を支援する仕組み）が法定化されたことから、その運用体制を構築するとともに、IHEAT要員の確保、名簿管理、実践型訓練を実施します。	令和6年度に取りまとめた茅ヶ崎市保健所健康危機対処計画に位置付けた内容の実効性を高めるため、感染症対応に従事する職員のリスト化や訓練、関係課との手順の確認等を行いました。 また、感染症まん延時の健康危機発生時に、潜在保健師の活用など、行政機関以外からの応援を受けることができる体制を整えるため、引き続きIHEAT要員の確保、名簿管理のほか、IHEAT要員が即応人材として保健所業務の内容や実施方法手順を理解し実働できるように訓練を行います。	茅ヶ崎市保健所健康危機対処計画を作成し、感染症危機における保健所の業務体制や業務の手順を整理した。当計画と合わせて、市全体の感染症に係る業務継続計画を作成し、感染症危機における庁内の動きを整理し、応援職員のリスト化を進めた。そのうえで、応援職員への研修や感染症対応に係る訓練を実施した。今後は、国等の動向を踏まえて、訓練や計画の見直しを継続的に進めていく必要があります。
地域保健課	災害時医療救護活動の体制強化	災害時医療救護活動の体制強化事業	医療救護所を設置し、救護活動の拠点とするこれまでの体制から、災害時であっても診療可能な診療所等で軽症者の治療を担い、医療救護所での活動は、医師会・歯科医師会・薬剤師会（三師会）等の協力により応急処置とトリアージに特化することで、災害時に貴重な医療資源を最大限に活用できる体制へ移行します。令和7年度に、災害時医療救護所活動マニュアルの策定や三師会との協定を締結します。また、備蓄物品（医薬品・衛生材料等）の更新も併せて実施します。	三師会と引き続き協議を重ね、災害時医療救護所活動マニュアルの改訂案及び三師会と締結する災害協定案を作成し、3月末までに改訂・締結する準備を整えることができました。また、三師会の協力により備蓄物品（医薬品・衛生材料等）の構成を精査し、より実効性の高い構成に見直すことができました。	三師会と災害時医療救護所活動マニュアル案や災害協定案をまとめ、災害時医療救護体制の強化を図ることができました。今後は、効果的な災害対応訓練を計画・実施すること及び、市民等への周知が課題です。
地域保健課		休日夜間急患診療事業（長期修繕計画に基づく施設修繕）	茅ヶ崎市地域医療センター等複合施設について、市民が必要な時に安心して医療を受けることができ、維持管理コストの最適化による財政負担の軽減・平準化が図られるよう、長期修繕計画に基づく予防保全型の改修・更新等を実施します。	自動扉の消耗部品（吊り戸車・ベルト）がメーカーによる交換推奨時期となり、交換を実施しました。これにより故障を未然に防ぐことができ、利用者の安全性を確保し、防犯性を維持することができました。	計画期間中に実施が必要な修繕を実施し、市民が必要な時に安心して医療を受けることができる環境を維持することができました。この環境を維持するため、今後も引き続き計画的な修繕の実施が必要です。
地域保健課		不育治療費補助金事業	要綱改正を実施し、一般社団法人が認定する生殖医療専門医に不育症である旨の診断を受けた者を対象とします。また、チラシを市内産科医療機関及び市役所、支所、出張所に配布することや、ホームページの更新も実施します。	令和7年度は、2件助成件数があり、計131,550円を助成しました。相談件数と相談内容を分析し、制度を必要とされている方のニーズ把握に努めました。	要綱改正において、助成対象者を一般社団法人日本生殖医学会が認定する生殖医療専門医による診断、治療を受けた者と改めたことにより、補助対象者が明確になりました。今後も引き続き、制度を必要とされる方のニーズ把握に努めてまいります。
保健予防課		感染症予防計画の進行管理事務	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ策定した「茅ヶ崎市感染症予防計画」に基づき、住民の生命及び健康に莫大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延への備えをします。	国の指針や神奈川県感染症予防計画、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性を図るにあたり感染症予防計画の修正はありませんでした。また、職員向け研修の実施等、定めた数値目標の達成に向けた進捗管理を行いました。	令和7年10月には感染症有事における応援職員に向けた研修、令和8年2月には移送訓練を行い研修実施の数値目標を達成するとともに、感染症対策物資の確保や応援職員体制の整備等に努めました。
保健予防課		特定感染症検査・相談事業	HIV検査と同時に梅毒検査を実施できる体制を整備し、感染症のまん延防止を図ります。	HIV検査と同時に、即日検査による梅毒検査を実施しました。	即日検査の結果から、陽性となった方には、医療機関への受診勧奨を行いました。
保健予防課		自殺対策推進事業	「いのちを支えるちがさき自殺対策計画（第2期茅ヶ崎市自殺対策計画）」を策定し、幅広い層に対し、自殺対策を推進します。	第2期茅ヶ崎市自殺対策計画に基づき、茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会を開催し、外部の専門家から自殺対策に関する課題や効果的な取組の実施について意見聴取しました。 また、相談会や研修会、講演会を開催し、自殺対策に係る相談支援、人材育成、普及啓発に取り組みました。	第2期茅ヶ崎市自殺対策計画を策定し、様々な対象者に必要な支援が届くよう、相談支援、人材育成、普及啓発等幅広く自殺対策を進めました。 引き続き、計画の基本理念である「誰も追い込まれることのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現」のため、様々な取組を効果的に実施し、数値目標である、自殺死亡率の減少を目指します。
保健予防課		感染症発生動向調査事業	感染症法に基づく届出をもとに、地域の感染症の流行状況を把握し、予防情報を発信することにより、各種感染症の蔓延防止を図ります。	令和7年4月7日から、急性呼吸器感染症（咳、のどの痛み、呼吸困難、鼻水、鼻づまりのどれか1つの症状があり、医師が感染症を疑う外来症例）について、あらかじめ決められた医療機関からの報告項目に追加されることから、従来の発生動向調査と合わせて対応しました。	急性呼吸器感染症や他の感染症についても、医療機関から適切に報告を受けるとともに、地域の感染症の流行状況を把握し、予防情報や注意喚起を市民や医療機関等へ発信しました。
保健予防課		特定感染症検査・相談事業（拡充分）	全国的に梅毒の増加が課題となっているなか、性感染症の早期発見及び感染拡大の予防のため、検査体制を拡充し、性感染症感染への不安がある住民が必要なタイミングで検査を受けることができるようにするものです。現在月1回実施しているHIV・梅毒検査について、月2回に拡充し、検査に必要な試薬と、採血用の針、採血管、採血を行う会計年度任用職員看護師を追加で確保します。	感染症検査を月2回実施し、性感染症の早期発見及び感染拡大の予防を図りました。プライバシーの保護に留意しながら検査を実施しました。	検査回数を月2回としたことで検査の機会が増え、検査件数は令和7年度2月末までに130件と、過去最多の検査件数となり、早期発見、早期治療につなげることができました。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
衛生課		市有墓地管理事務	市内に11カ所存在する市有墓地（土地所有者は市であるが、上部利用者は墳墓を有する市民）の土地や樹木を適正に管理し、墓地共有部分の除草や樹木の剪定などを実施しました。	墓地共有部分の除草等のほか、十間坂市有墓地では高木の剪定を専門業者に委託し実施しました。	墓地共有部分の除草等とあわせ、土地内の通行に支障をきたす可能性のある高木の剪定を行い、墓地の使用に支障が生じないよう継続的に管理しました。
衛生課		動物愛護管理行政推進に向けた人財育成事業	動物愛護管理をめぐる課題やその対応に係る基本的な考え方、ペット問題に関するさまざまな取り組みについて、課内での動物愛護管理行政研修の実施や、外部研修の受講と課内での共有により、職員のスキルアップに取り組みます。	県主催の災害対応研修や、環境省主催の動物虐待研修等に出席し、情報収集及び知識のアップデートにつとめました。また、得られた知見を課内で情報共有し、課員全体のレベルアップを図りました。さらに、虐待疑い案件が発生した際の対応や、ペット防災を含めた動物愛護啓発事業等に活用しました。	県及び環境省主催の研修に出席し、特にペット防災と動物虐待について研鑽を深め、課内で情報共有した結果、獣医師をはじめとした課員全体のスキルアップにつながりました。市民の関心が高い動物愛護、特にペット防災事業に加え、市内では過去に発生が少ない動物虐待対応について、さらなる情報収集と研鑽、人材育成に取り組みます。
健康増進課		後期高齢者保健事業	後期高齢者の健康寿命の延伸を図ることを目的として、後期高齢者の健診結果や医療データを活用し、低栄養のリスク、健康状態不明、糖尿病性腎症重症化予防など特定の対象者を抽出した保健事業と、高齢者の通いの場等を活用したフレイル予防の普及啓発事業を行います。	低栄養のリスク、健康状態不明、糖尿病性腎症重症化予防の対象者を抽出し、リスクに応じた保健指導及び受診勧奨を実施しました。 また、令和7年度から、商業施設等でのフレイル予防の普及啓発事業に加えて、管理栄養士による栄養改善に力を入れた個別保健指導、集団健康教育において高齢者の食生活改善及び、歩行分析による自分の歩き方のくせを知り転びにくい体づくりを行いました。	低栄養のリスク、健康状態不明、糖尿病性腎症重症化予防の対象者を抽出し、リスクに応じた保健指導及び受診勧奨を継続的に実施できました。電話や面談による個別支援のみではなく、集団による参加者同士が交流できる場の提供も実施していきます。 また、商業施設でのフレイル予防の普及啓発事業により、広くフレイル予防の周知につながりました。さらに、管理栄養士による高齢者の食生活改善に加え、歩行分析による歩き方のチェックも実施し、フレイル予防の具体的な行動につながるような取り組みを実施しました。
健康増進課		システム標準化・共通化 保健所総合システム（成人保健・予防接種）の再構築事業	庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	令和6年度に引き続き、国の標準仕様に準拠したシステム導入に向けて、ガバメントクラウド環境の構築、移行テスト、連携テスト、総合テスト、研修、また運用テストを実施しました。旧システムにはあるが新システムにはない機能の対応策の検討も行い、令和8年3月末に本格稼働しました。	令和6年度に着手し、令和8年1月稼働予定の変更や、運用テストの期間延長等が伴ったが令和8年3月に稼働となった。さらなる事務効率化に向けた改善を継続するとともに、ガバメントクラウド利用料の最適化に取り組みます。
健康増進課		予防接種事業（新型コロナワクチン）	令和6年度から新型コロナウイルス感染症予防接種が定期接種となったことを踏まえ、重症化リスクの高い高齢者等の接種を促進するため、接種費用の3割を目安として、自己負担額を設定して、定期接種を実施します。	令和7年度は、実施期間を令和7年10月1日から令和8年1月31日まで、自己負担額5,000円として高齢者新型コロナウイルス感染症定期予防接種を実施しました。	令和6年度から新型コロナウイルス感染症予防接種が定期接種が開始され、接種を希望する方へ接種機会を提供しました。引き続き、接種を希望する方が、ご自身の判断で安心して接種ができるよう、情報提供を行ってまいります。
健康増進課		骨髄移植等予防接種再接種事業	骨髄移植等により、それ以前の定期予防接種で得た免疫が低下または消失した方に対して、再接種費用を助成し、接種者の経済的負担を軽減します。	骨髄移植等により、それ以前の定期予防接種で得た免疫が低下または消失した20歳未満の方に対し、再接種費用を助成しました。 令和7年度は2月末時点で5名から相談を受けており、うち2名に対し補助金を交付しました。	令和6年度より制度を新設し、骨髄移植等により、それ以前の定期予防接種で得た免疫が低下または消失した20歳未満の方3名に対し、再接種費用を助成しました。引き続き、再接種を必要とされる方が円滑に制度を利用できるよう努めてまいります。
健康増進課		予防接種事業（季節性インフルエンザワクチン定期予防接種期間の延長）	インフルエンザワクチンの定期接種期間を12月31日までから1月31日まで延長し、予防接種を希望される方へ接種機会を提供します。	令和7年度は、実施期間を令和7年10月1日から令和8年1月31日までとして高齢者インフルエンザ定期予防接種を実施しました。	令和6年度から、インフルエンザワクチンの定期接種期間を1か月延長し、10月1日から1月31日までとして実施しました。引き続き、接種を希望される方が接種機会を逃すことがないように、周知啓発に努めます。
健康増進課		食育推進事業（食育フェスタ）	各世代の課題に合わせた食育に触れる機会をつくり、ライフステージとつながりのある普及啓発を効果的に進めます。生涯にわたって健全な心と身体を培うために、食を楽しむ、いきいきと生活できることを目指します。	令和7年6月8日（日）に、成人を対象として歯科保健イベント「歯っぴいデー」と同時開催で食育フェスタを実施しました。民間企業の協力により食育教室（おなか元気教室）や健康測定、食育展示、レシピ配付等を行いました。教室では質問が相次ぐなど関心の高さが見られ、アンケートでは食育を本イベントで初めて知った等の回答もあり、食育の普及啓発と健康的な食生活への意識づけにつながりました。	令和5年度は、コロナ禍により中止していた食育フェスタの再開に向け、開催手法やターゲット層等の検討を行いました。令和6年度は幼児・子ども、令和7年度は成人を対象として歯科保健イベント「歯っぴいデー」と同時開催し、食育の普及啓発を図ることができました。今後は、関係機関と連携しながら全世代に向けた効果的な食育の推進が課題です。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
病院経営企画課	市立病院の安定的経営の推進	市立病院の経営健全化の推進に関する事務	令和5年4月に市立病院の経営形態を地方公営企業法全部適用に移行し、茅ヶ崎市立病院経営計画（令和6年3月策定）に基づき経営健全化を進めます。	茅ヶ崎市病院事業経営審議会において、令和6年度の財務状況や取り組み事項について評価いただきました。また、令和7年度の間中期における取り組みに対する意見等をいただきました。	令和6年度期末期の点検評価として、財務状況に関しては改善傾向にあり、概ね達成したと評価された一方で、「救急診療の充実」と「病床利用率の向上」の2点につき、強く留意すべき課題との意見をいただきました。救急診療の充実については、救急車の受け入れ要請に対する割合である救急車応需率の低さ等が指摘されましたが、救急患者等の受け入れ体制の見直し等により、7年度は改善傾向となりました。また、病床利用率についても、地域医療機関等との連携強化や病床運用の見直し等により、6年度及び7年度で上昇傾向となりました。引き続き、経営計画の進行管理に努めるとともに、経営健全化を進めます。
消防総務課		消防署本署高圧受変電機器（進相コンデンサ）交換修繕事業	ポリ塩化ビフェニルが使用されている進相コンデンサについて、令和5年度に交換修繕及び環境事業センターへの移動を行い、7年度に廃棄処分します。	廃棄処分を実施しました。	ポリ塩化ビフェニルが使用されている進相コンデンサについて、令和5年度に交換修繕及び環境事業センターへの移動を行い、7年度に廃棄処分しました。消防署本署高圧受変電機器（進相コンデンサ）交換修繕事業は終了となります。
消防総務課		消防署本署庁舎再整備事業	消防署本署庁舎再整備事業を後期実施計画に位置付け、測量や地質調査など各種調査及び基本設計・実施設計等の委託の実施を目指します。	消防署本署庁舎再整備事業を実施計画2030に位置付けました。令和8年度当初予算に一部委託事業費を計上しております。事業が着実に実施できるよう、引き続き庁内関係課と協議を重ねてまいります。	消防署本署庁舎再整備事業を実施計画2030に位置付け、令和8年度当初予算に一部委託事業費を計上しております。令和10年7月には耐用年数である60年に達します。消防署という施設の特長性を踏まえ、耐震性能や機能性の向上を含め、早急に再整備を進めてまいります。
消防総務課		消防防災フェスティバル実施事業	子育て世代や若年層を含めた多くの市民の皆様に消防への理解を深めるとともに、防火意識の高揚を図るため、消防防災フェスティバルを実施します。消防や関係協力団体とのふれあいを通じて、市の消防・防災についての取り組みや、消防団をはじめとする関係団体の日頃の取り組みについて理解を深め、火災や災害などから自らの身を守る行動力の向上と意識の高揚を図ります。	令和7年11月に開催し、体験型イベントとして、市民の皆様が消防や関係協力団体の日頃の活動に対する理解を深め、自ら災害から身を守る行動力の向上と防災意識の高揚を図ることを目的として実施しました。近年は来場者が増加し、昨年度の2倍以上となる10,500人の来場がありました。	市民の皆様が消防とのふれあいを通じて、消防や関係協力団体の日頃の活動に対する理解を深め、消防の魅力を発信してまいりました。今後も市民の皆様への反応を踏まえ、より効果的に消防の魅力を継続して発信してまいります。
予防課		火災予防に係る普及啓発事業	住民の防火意識への関心を高め、火災発生を防ぐため、普及啓発事業に活用する着ぐるみ及び懸垂幕の買い替えを行うものです。特に高齢者への広報を重点的に行うためには、人の目に触れる手法としてイベントが効果的であり、その集客に必要なショウボーク119号（着ぐるみ）の老朽化に伴う更新と、火災予防運動で分庁舎に掲載する懸垂幕を購入するものです。	更新を行うために、関係課と協力して、民間企業に財源確保の手段として企業版ふるさと納税での寄附を働きかけました。	企業版ふるさと納税にご賛同いただきました企業様と調整を行い、令和8年度中に、ショウボーク119号（着ぐるみ）の更新を実施します。
警防救命課		消防車両整備事業	近年の救急需要の増加に加えて、災害が大規模化・多様化・複雑化するほか、活動技術の高度化が急速に進むなど、消防・救急を取り巻く環境が大きく変化していることから、消防車両・救急車両・資機材等を計画的に整備します。令和5年度：はしご付消防自動車、資機材搬送車、救急自動車、高度救命処置用資機材、消防団車両（6台）令和6年度：特殊災害対応自動車、水上オートバイ、消防ポンプ自動車（2台）、救急自動車、高度救命処置用資機材、消防団車両（6台）令和7年度：災害対応特殊消防ポンプ自動車、救急自動車、高度救命処置用資機材、消防団車両（5台）、公用オートバイ（3台）	昨年度納車が遅れていた消防ポンプ自動車（2台）を更新しました。特殊災害対応自動車については、3月末に納車予定です。救急自動車、高度救命処置用資機材、消防団車両（2台）、公用オートバイ（3台）を計画どおり更新しました。消防団車両（3台）については、3月末に納車予定です。災害対応特殊消防ポンプ自動車については、納期に時間を要しており令和8年度に納車予定です。	災害対応特殊消防ポンプ自動車を除き、計画どおり更新整備することができました。今後も計画的に整備を進め、消防力の維持に努めます。
警防救命課		消防団施設・設備維持管理事務	地域防災の拠点である消防団器具置場の改修を行い、施設の長寿命化と大規模災害時等の万全な対応を図り、地域の防災力向上を図ります。改修の緊急性や重要度を考慮した優先順位を柔軟に決定し、実施計画期間中に3か所実施します。	老朽化した消防団器具置場（第14分団上赤羽根）の改修工事を実施しました。	計画どおり3か所の消防団器具置場の改修工事を実施することができました。消防団器具置場は地域防災の拠点となることから、今後も継続して改修の必要性を精査し、施設の長寿命化を図ることで地域防災力の維持・向上に取り組めます。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
警防救命課		消防水利整備事業	迅速かつ有効な消防活動が期待できる箇所に消火栓を新設し、老朽化した防火水槽を解体撤去します。	防火水槽を安全に解体撤去するため、測量、設計、地質調査の業務委託を実施しました。事業完了は令和8年度となります。	民有地に整備した防火水槽について、相続等により防火水槽の解体要望が増加傾向にあるため、解体要望のある防火水槽周辺の水利状況を考慮し、計画的に解体を進め、迅速に消防活動を行えるように消防水利の整備を継続します。
警防救命課		災害時におけるドローンの活用	火災発生時の消火活動や風水害発生時の水難救助現場での情報収集のため、ドローンを導入します。	民間講習を受講し、民間講習受講者を講師とした部内講習を行い操縦者の養成をおこないました。9人の操縦者を養成できたため、令和8年1月から運用を開始しました。	運用開始後、火災現場、水難救助現場で情報収集のためドローンを活用することができました。操縦者の確保が課題であるため、今後も部内講習を継続し操縦者養成を行っていく必要があります。
警防救命課		消防車両整備事業（寒川町宮山出張所用オートバイ）	令和8年度の寒川町宮山出張所の新設に伴い、公用オートバイを3台購入するものです。なお、寒川町からの受託事業収入により、車両購入費の本市負担は0円ですが、保険料（自賠責・任意）は本市負担となります。	公用オートバイ3台を購入しました。	宮山出張所開設前に公用オートバイを整備することが出来ました。現在配備しているオートバイ（50cc・ガソリン車）は、法規制の対象であるため、同車種の更新が出来なくなります。排ガスや環境対応を考慮し、更新車両を検討する必要があります。
指令情報課		消防緊急通信指令システム更新整備事業	119番通報に迅速・確実に対応するため、老朽化した消防緊急通信指令システムの更新整備を行いました。電話回線による通報場所の特定やGPSを活用した災害現場に最も近い部隊への出動指令など、消防業務に不可欠な本システムを刷新を行いました。令和6年度に事業者選定・契約・システム構築の打ち合わせを行い、令和7年度に整備を開始、完了しました。新システムでは安定運用の確保に加え、グーグルマップ連携など地図検索機能の充実や映像通報システム（Live119）の導入など、消防・救急体制のさらなる強化を図りました。	令和6年度にシステム構築の打ち合わせを行い準備した機器の搬入を実施し、市役所を含む12か所で現行システムの撤去と新システムの導入を順次実施しました。最優先事項である「119番通報の受付業務」を停滞させることなく、切替えを完了し、令和8年2月から新たな消防緊急通信指令システムとして運用を開始しました。	計画策定から令和7年度の整備完了まで、計画どおり新システムへの更新を達成しました。グーグルマップ連携など地図検索機能の充実、スマートフォンから現場映像をリアルタイム送信できる映像通報システム「Live119」の導入など、消防・救急体制の強化が図れました。今後は24時間365日の安定稼働の維持と、長期的な保守管理体制の確立が課題です。
指令情報課		消防救急デジタル無線（共通波）整備事業	消防救急デジタル無線設備（共通波）は、神奈川県及び県内23消防本部の計24団体が共同で整備・維持管理している機器です。運用開始から10年となる令和6年度に更新推奨時期を迎えたことから、令和6・7年度の2か年で県内21か所の基地局を更新する事業を実施しました。	令和7年度は、県内21か所の基地局において現行システムの撤去と新機器への入れ替え工事を実施しました。すべての機器更新後、新システムへの切り替えと正常運用確認のための調査を行い、最終的な完成検査を行いました。	老朽化が懸念されていた共通波無線設備基地局の更新を、神奈川県・県下消防本部との広域連携のもと令和7年度末までに完了することができました。これにより、大規模災害時の県内外応援部隊との通信基盤が更新されました。今後の課題としては、更新した機器の適切な維持管理を継続し、長期的な安定運用を確保していくことが挙げられます。
会計課		公金収納等事務のデジタル化の推進	公金収納等事務について、デジタル化を推進することにより、セキュリティの向上を図るとともに、市と指定金融機関等双方の事務効率化・合理化を図ります。指定金融機関等との口座振替データの送受信をLGWAN回線を利用したデータ伝送に切り替えます。これにより、個人情報漏洩リスクの軽減を図ります。現在、紙文書で申し込みを受け付けている口座振替について、WEBによる口座振替受付サービスに切り替え、時間を選ばず、非対面でスピーディーな処理を可能とするとともに、利用者の利便性向上を図ります。	学校給食費が令和7年度から公会計化されたことに併せ、WEB口座振替受付サービスの対象科目に追加しました。	・指定金融機関等との口座振替データの送受信で使用する回線について、LGWAN回線を利用したデータ伝送に切り替えを行いました。 ・WEB口座振替受付サービスを導入し、指定金融機関を含めた9金融機関において、市税及び保険料等の受付サービスを開始しました。 ・一般廃棄物（し尿）処理手数料、財務システム発行納付書等について、コンビニでの支払い可能対象科目に追加しました。
議会事務局		議会のICT化推進事業（タブレット端末の導入）	市議会議員へタブレット端末を導入し、会議をペーパーレス化することで、省資源化、効率化を図ります。	タブレット端末を活用した会議資料のペーパーレス化の取り組みを継続するとともに、4半期ごとに1回のオンライン会議を実施し、運用の改善並びにオンライン会議に対する習熟度の向上を図りました。	タブレットを導入して以降、議会における会議の紙資料が約93%削減されたほか、所要の規定を整備し、公式会議のオンライン開催を可能としたことで、有事においても停滞することなく議会機能を発揮できるようになりました。今後もさらなるICT化の推進のため、取り組んでいきます。
議会事務局		ホノルル市議会との友好議会交流	本市がホノルル市と実現させていきたい事業の促進を図るとともに、ホノルル市議会との相互理解や信頼に基づく確固たる友好関係の構築し、両市の発展と魅力あるまちづくりに資する協議等を行い、双方実りある活動を推進します。また、姉妹都市締結や友好議会締結10周年、今後の関係性の発展に向けて市と協力し、効率的かつ効果的な交流を継続します。	令和8年4月にホノルル市議会と茅ヶ崎市議会の友好議会協定締結が10周年を迎えるため、それに向けて両市議会の交流を継続しました。	令和7年3月に議長がホノルルへ訪問し、対面での交流ができたことで、ホノルル市議会とのさらなる信頼関係が構築できたことに加え、友好議会10周年や今後に向けた意見交換等が図られました。今後も友好議会として、有意義な関係が継続していけるよう取り組んでいきます。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
選挙管理委員会事務局		システム標準化・共通化 選挙人名簿管理システムの再構築事業	選挙関連の各システムについて、国が作成する標準仕様に基づく標準準拠システムを導入します。	令和7年12月末に選挙人名簿システムが稼働する予定でしたが、システム開発に遅れが生じ、令和8年1月末日稼働に変更しました。しかし、年明けに急遽、解散総選挙が執行することが決まり、選挙執行に間に合わせるよう開発を急ピッチに進めて1月21日に選挙人名簿システムを稼働しました。	システム開発の遅れにより、受注側と細かな調整ができないまま選挙執行に間に合わせるよう開発を急ピッチに進めたため、今後のシステム運用について市・受注者との間の調整ができていない。本格稼働後の運用について細部を詰める必要があります。
教育総務課		教育基本計画の改定及び教育大綱の策定に関する事務	本市の教育行政の方向性をより分かりやすくするために、教育大綱を教育基本計画に一本化することを検討します。同検討を踏まえ、令和8年3月までに教育基本計画を改定します。	教育基本計画審議会や総合教育会議等で審議・協議を行い、教育大綱を一本化した教育基本計画を令和8年3月に改定しました。	教育基本計画審議会や総合教育会議等で審議・協議を行い、教育大綱を一本化した教育基本計画を令和8年3月に改定しました。改定後の計画は「教育基本計画 令和8年度改定版」として公表します。
教育総務課		学校遊具・体育器具の点検、修繕及び更新に係る事務	小和田小・鶴嶺小・室田小・浜須賀小・汐見台小の遊具の整備を行います。点検結果が悪かった体育器具を修繕します。	遊具・体育器具の未設置小学校への計画的な整備については、令和6年度で完了しております。なお、引き続き、点検の結果、腐食等により使用禁止となった遊具・体育器具を順次修繕してまいります。	令和5年度に、以下の3校に遊具を新規設置しました。 室田小 ジャングルジム 小和田小 すべり台 鶴嶺小 すべり台 令和6年度に、以下の2校に遊具を新規設置しました。 浜須賀小 のぼり棒 汐見台小 ブランコ 令和7年度は、以下の4校の遊具修繕について契約を行いました。 香川小 すべり台 小和田小 シーソー 円蔵小 すべり台 浜之郷小 ブランコ
教育総務課 学務課 学校教育指導課		統合型校務支援システム導入等に関する事務	校務支援システムを導入し、校務情報の一元管理と、小学校から中学校へのスムーズな引継ぎを実現します。	本システムのより効果的な活用として、令和7年度は、各学校において卒業証書が印刷できるようにしました。また、本システムの成績機能研修に併せて、学習評価に係る教職員研修を行いました。	本システムのより効果的な活用を目指し、関係各課及び教職員との定例会を実施し、現場の実態に即した運用方法の改善を行ってきました。今後も継続して、必要な協議と改善に努め、さらなる効果的な活用の実現に努めていきます。
教育施設課	小・中学校体育館のエアコン設置と照明LED化	学校施設等整備事業（体育館エアコン新設）	安全な教育環境の確保と災害時の避難所機能向上のため、令和7年度までに、全小・中学校の特別教室（理科室・家庭科室等）へエアコンを順次新設します。 小学校は、7年度に設置工事を行い、中学校は、6年度に設置工事を行います。	全小学校15校の体育館のエアコン設置工事を年度内に完了する見込で、残り4校は8年度5月の完了予定です。	全小・中学校の体育館へのエアコン設置は、中学校は6年度に13校、小学校は7年度に15校が設置完了となります。小学校4校は工事が遅れて8年度5月の完了予定です。全ての市立学校体育館へエアコン設置を完了させる見込みとなりました。
教育施設課	小・中学校の特別教室のエアコンの設置	学校施設等整備事業（特別教室エアコン新設）	安全な教育環境の確保と災害時の避難所機能向上のため、令和7年度までに、小・中学校の特別教室（理科室・家庭科室等）へエアコンを順次新設します。 小学校は、7年度に設置工事を行い、中学校は、6年度に設置工事を行います。	全小学校15校の特別教室等のエアコン設置工事を年度内に完了する見込みで、残り4校は8年度5月の完了予定です。	全小・中学校の特別教室（理科室・家庭科室等）へのエアコン設置は、中学校は6年度に13校、小学校は7年度に15校が設置完了となります。小学校4校は工事が遅れて8年度5月の完了予定です。
教育施設課	小・中学校体育館のエアコン設置と照明LED化	学校施設等整備事業（体育館LED化）	老朽化が進む既存の体育館照明設備の省エネルギー化を推進するため、令和7年度までに、小・中学校の体育館の照明を順次LED照明機器に改修します。 小・中学校を3か年に分け、5年度に10校、6年度に10校、7年度に10校、照明改修事業を行います。	7年度実施予定だった10校について設計業務を行いました。	5年度に10校、6年度に10校、体育館照明をLED照明に改修を実施しました。7年度は残りの10校について設計業務を行い、8年度に改修を実施する予定です。完了後、全ての小中学校の体育館の照明設備がLED化されます。
教育施設課		学校施設管理補修事業	小・中学校施設のトイレ清掃、建物機械警備、校庭樹木剪定、法定検査・点検、原材料支給・小規模修繕等を行います。	予定していたトイレ清掃、建物機械警備、校庭樹木剪定等や、法令に定められた検査・点検の業務委託などについて、概ね予定とおり実施し完了する見込みとなりました。	今後も必要となるトイレ清掃、建物機械警備、校庭樹木剪定等や、法令に定められた検査・点検の業務委託などについて、今後に向け更なる効率的な発注方法等の実施が必要で、新たに設置したエアコンや自家発電機への対処が課題となります。
教育施設課		学校施設管理補修事業（学校開放）	コロナ禍で休止していた一般開放を再開します。対象は利用実績等から市立小学校の6校程度とし、運動場及び体育館を、土曜日（祝日、学年始末休業、夏季休業及び冬季休業期間を除く。）の午前9時から正午までの間、開放します。 利用対象者は、在校生、近隣の小・中学生及びその保護者並びに地域の方々となります。	茅ヶ崎小学校、鶴嶺小学校、松林小学校、松浪小学校、鶴が台小学校、今宿小学校、東海岸小学校にて、一般開放事業を実施しました。	令和7年度までに7校まで拡充することができました。今後の課題として、学校近隣や地域の皆様のご理解のもと、事業の継続性や拡充手法の確立が挙げられます。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
教育施設課		学校施設管理補修事業（倒木検査）	小・中学校の樹木について、倒木等のおそれのある樹木を把握するために専門業者による点検を実施するもので、今後の樹木の適正な維持管理に資することを目的に行います。	樹木の健全度について樹木の状態を総合的に判断し、危険と判断したものは委託業務等により危険回避の措置を行いました。	樹木の健全度について樹木の状態を総合的に判断し、危険と判断したものは委託業務等により危険回避の措置を計画期間中に概ね実施することができました。今後は点検を行った樹木についてリスト化を行い、状態監視を行う予定です。
教育施設課		学校施設等整備事業（LED化）	建築部材や設備機器の更新時期を迎えている小・中学校を対象に大規模改修を実施することに併せて、老朽化が進む既存の照明設備の省エネルギー化を推進するため、照明を順次LED照明機器に改修します。	円蔵小学校の大規模改修工事に併せて照明設備をLEDに改修しました。また、浜須賀中学校南棟の大規模改修工事を8年度に実施するため、校舎のLED照明設備改修の設計を行いました。	計画期間中、小出小学校、円蔵小学校の大規模改修工事に併せて校舎内の照明設備をLED照明に改修しました。今後も大規模改修工事に併せてLED照明へ改修を実施していきます。
教育施設課		学校施設等整備事業（大規模改修）	快適な教育環境を確保するため、老朽化した小・中学校の校舎・トイレ等の大規模改修を計画的に実施していきます。建築部材や設備機器の更新時期を迎えている小・中学校を対象に、令和6年度から年間1校程度大規模改修を実施します。	円蔵小学校の大規模改修工事の実施及び浜須賀中学校南棟大規模改修工事（屋上防水、外壁、サッシ等）を実施しました。また、令和8年度に行う浜須賀中学校南棟大規模改修（内部改修）の設計を行いました。	計画期間中、小出小学校、円蔵小学校の大規模改修工事を行いました。また、円蔵小学校は併せて東棟のトイレ改修工事を行いました。また、浜須賀中学校については、南棟の大規模改修工事（外部）及び南棟の大規模改修工事（内部）及び北棟トイレ改修の設計を7年度に行い、8年度に改修工事を実施する予定です。
教育施設課		学校施設等整備事業（予防保全）	小・中学校の屋根・外壁、防水、エアコン、受水槽、ポンプ、プールろ過機、弱電設備等の改修を行います。	北陽中学校の屋上防水改修工事を行いました。	計画期間中に、屋根3件・外壁4件、防水2件、エアコン6件、受水槽2件、弱電設備5件の工事を実施しました。今後引き続き、更新時期が超過したものについて計画的に改修する必要があります。
教育施設課		学校施設等整備事業（老朽化）	小・中学校の老朽化した施設（トイレ、放送、弱電設備等）の工事を行います。	中学校7校の体育館トイレ改修工事が完了し、残り3校についても年度内に完了する見込みです。	計画期間中、校舎トレイ改修2件、教室改修5件、非常階段改修2件、フェンス改修3件実施しました。また、中学校10校の体育館トイレ改修工事が完了し、全中学校の整備が完了しました。今後は早期に小学校の体育館トイレ改修及び老朽化したその他の校舎トイレ改修を実施する必要があります。
教育施設課		学校施設整備計画事務	中長期的な再整備を計画的かつ効果的に推進するために、令和5年度に、既存学校施設の建て替えや長寿命化対策等に関する計画を策定し、令和6年度以降は計画の進捗管理を行います。	「学校施設再整備基本計画」に基づく、大規模改修工事（円蔵小学校、浜須賀中学校）や予防保全工事、その他老朽化対策工事を行いました。	実施計画2030に併せて、令和8年から10年の整備計画を策定しました。今後は計画を着実に進めていく必要があります。
教育施設課	公共施設の長寿命化の推進	学校施設整備基金事務事業	小・中学校の施設整備を計画的に推進するため、令和4年9月に茅ヶ崎市学校施設整備基金を設置しました。将来的な小・中学校施設の大規模改修や更新などの費用に充当するための資金の積み立てを行うとともに、計画的な施設整備のため、必要に応じて効果的に活用します。	基金の活用について計画的かつ効率的に行うことを目指します。円蔵小学校及び浜須賀中学校の大規模改修工事、香川小学校給食調理場大規模改修工事に対して、基金を充当しました。	計画期間中に約99億円まで基金を積み立てることができました。今後想定される学校施設の建て替え、大規模改修等にこの基金を充当していきたいと認識しています。今後多額の費用の発生が想定されているので、計画的な積み立てが課題となります。
教育施設課		鶴嶺八幡宮横参道整備事業	建設部、教育推進部等と連携しながら、八幡宮が所有する横参道の「道路敷地の地上権設定及び公道化」、「埋蔵文化財調査の実施」、「道路・下水道等の整備」を行います。	鶴嶺八幡宮横参道整備について検討するために必要となる、既存樹木の点検調査委託を実施、完了いたしました。	計画期間中に道路整備の設計を行うために古参道および埋蔵文化財の残存状況を把握するための確認調査や既存樹木の点検調査を実施いたしました。
教育施設課		学校敷地底地整理事業	小・中学校の底地整理を行います。	借用地購入に向けた境界未確定用地の測量業務委託を実施、完了いたしました。	計画期間中に、対象地の不動産鑑定や借用地購入に向けた境界未確定用地の測量を実施しました。
教育施設課		積算・設計基準・工事監理に係る講習会	課所属の技術職員（建築・電気・機械）に専門性の高い人材育成を行うため、十分な知識・技能習得の機会として各種講習会を行うものです。	公共建築工事標準仕様書等講習会を1名、建築工事・電気設備工事・機械設備工事監理指針講習会を2名が受講しました。	計画期間中、公共建築工事積算に関する講習会に2回2名、公共建築工事標準仕様書等講習会に1回1名、建築工事・電気設備工事・機械設備工事監理指針講習会に1回2名受講しました。
学務課	中学校給食の実施	中学校給食調理施設整備事業	中学校給食調理施設整備に係る総合調整を行います。	令和7年5月より、これまで給食を実施していなかった7中学校において、相模原市内の調理施設からのデリバリー方式による給食の提供を開始しました。	令和6年10月より6中学校、令和7年5月より7中学校において、相模原市内の調理施設からのデリバリー方式による給食の提供を開始しました。現契約終了後の給食提供のあり方の検討が必要です。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
学務課	中学校給食の実施	中学校給食実施事業	安全・安心で栄養バランスの取れた給食の提供と食育の推進を図るため、デリバリー方式による中学校給食の実施します。給食の実施に必要な配膳室の工事日程等に鑑み、市内13中学校のうち6校（梅田、鶴が台、浜須賀、中島、円蔵、萩園）を令和6（2024）年10月から開始し、残る7校（第一、鶴嶺、松林、西浜、松浪、北陽、赤羽根）を令和7（2025）年5月から開始します。	5月から未実施の7校の給食を開始しました。献立の立案にあたっては、市内の地場野菜を使用する茅産茅消など給食を生きた教材として活用し、食育を推進しました。	中学校給食を市内の全公立中学校で開始しました。今後については、現在の調理事業者との契約期間が令和11（2029）年7月までとなっています。現在、相模原にある調理施設で調理を行っていますが、契約期間終了後の給食調理のあり方の検討が必要です。
学務課		学校給食施設の維持管理に係る事務（予防保全）	設置から35年以上の年数が経過した給食用エレベーターの改修工事を行い、不具合による給食提供への影響を未然に防止します。	香川小学校給食調理場エレベーター改修工事を実施します。また、西浜小学校給食調理場エレベーター改修工事の工事発注を行います。	香川小学校給食調理場エレベーター改修工事を実施しました。また、西浜小学校給食調理場エレベーター改修工事の工事契約を締結しました。令和8年度にエレベーター改修工事を実施する松浪小学校及び西浜小学校において、工事期間中も安全に給食提供を行えるように学校と調整を図ります。
学務課		システム標準化・共通化 学齢簿システムの再構築事業	国が進める自治体情報システム標準化・共通化に対応した学齢簿システムを導入します。	学齢簿システムの開発を引き続き進め、年度内のシステム完成を見込み実運用に向けた調整を行いました。	学齢簿システムの構築を行い、新システムでの運用を開始しました。今後は、システムの安定稼働を確保し、適切な保守管理や運用改善を進めるとともに、ガバメントクラウドの最適化や業務のさらなる効率化を図っていくことが課題となります。
学務課		学校給食施設の維持管理に係る事務	施設の長寿命化を図るとともに、学校給食衛生管理基準に準拠したドライシステムを導入することでより衛生的な環境を整備するため、令和7年度までに香川小学校給食調理場の大規模改修工事を行います。また、耐用年数が経過した給食調理場における設備や機器を入れ替えることで、給食を安定的に供給します。	香川小学校給食調理場大規模改修工事を実施しました。安全・安心な給食を提供するため、ドライシステムを導入しました。	香川小学校給食調理場大規模改修工事を実施し、安全・安心な給食を提供するため、ドライシステムを導入しました。衛生的に調理業務を行うように適切な運用を行ってまいります。また、不具合が生じた給食調理場の設備や機器を更新または修繕を行いました。今後につきましても、調理機器の点検結果等に基づいて修繕等を行い、給食を安定的に提供してまいります。
学務課		学校給食施設の維持管理に係る事務（トイレ改修・厨房機器入れ替え）	給食調理従事者の専用トイレは、衛生管理の観点から洋式であることが望ましい一方、8校の給食調理場では和式トイレが設置されているため、計画的に洋式化を行います。また、給食調理場における機器や設備について、耐用年数を経過し老朽化が進んだものを計画的に更新・入れ替えることにより、安定的な給食の供給体制を構築します。	香川小学校及び梅田小学校給食調理場の調理従事者専用トイレの洋式化に取り組みました。また、給食調理場厨房設備のうち、西浜小学校の給湯設備をボイラーから給湯器へ入れ替えを行い、小学校19校で給湯器への入れ換え工事が完了しました。今後につきましても、和式トイレを設置している4校について洋式化の取組を行うとともに、調理機器の点検結果等に基づいて修繕等を行い、給食を安定的に提供してまいります。	香川小学校及び梅田小学校給食調理場の調理従事者専用トイレの洋式化工事を行いました。また、給食調理場厨房設備のうち、西浜小学校の給湯設備をボイラーから給湯器へ入れ替えを行い、小学校19校で給湯器への入れ換え工事が完了しました。今後につきましても、和式トイレを設置している4校について洋式化の取組を行うとともに、調理機器の点検結果等に基づいて修繕等を行い、給食を安定的に提供してまいります。
学務課		学校給食費公会計化事業	小学校の給食費について、各学校長が管理する私会計方式から、市の歳入歳出予算に組み込む公会計化へ移行します。	公会計の運用を開始しました。学校給食費の徴収、管理業務を学校に代わり市が実施し、小学校給食で使用する食材の選定及び発注を計画的に行いました。	公会計の運用を開始しました。学校給食費の徴収、管理業務を市が実施するとともに、小学校給食で使用する食材の選定及び契約を行い、学校栄養士と連携し計画的に発注を行いました。今後については、学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）に伴う制度の周知や円滑な運用を進めていくことが課題となります。
学務課		要保護及び準要保護児童・生徒就学援助	中学校給食実施とともに経済的に困窮した生徒の家庭に就学援助費を支給するなど就学援助の対象拡大と就学援助項目の拡大を実施します。	令和7年度に新たに中学校給食を開始する給食費について、準要保護生徒への給食費援助を行いました。	計画期間中に中学校給食の開始にあわせて、準要保護世帯の生徒への給食費援助を実施し、就学援助制度の充実を図りました。今後も、経済的な理由により就学が困難な家庭に対し、必要な支援が適切に行われるよう制度の周知や円滑な運用を進めていくことが課題となります。
学務課		特別支援教育就学奨励費の対象範囲拡大	就学奨励費補助金においては、特別支援学級在籍児童生徒、通級指導教室に通う児童の保護者を支給対象としていたところ。これを対象拡大とし、通常の学級に在籍かつ学校教育法施行令22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童についても支給対象とし、多様化する教育的ニーズに対応します。	就学奨励費補助金においては、特別支援学級在籍児童生徒、通級指導教室に通う児童の保護者及び通常の学級に在籍かつ学校教育法施行令22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童についても支給対象とし、多様化する教育的ニーズに対応しました。	計画期間中に、通常の学級に在籍し学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒についても支給対象に加え、特別支援教育就学奨励費の対象範囲を拡大しました。これにより、多様な教育的ニーズを持つ児童生徒の保護者への経済的支援の充実を図りました。今後は、国の制度改正への対応や、システム標準化に伴う事務の円滑な運用が課題となります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
学校教育指導課	特別支援学級の増設	特別支援学級設置に関する事務	特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整えるとともに、インクルーシブ教育推進のため、令和12年度までの全校設置を目標に、特別支援学級を順次整備します。 5年度以降、2年に3校程度開設する計画で整備を進めます。	令和7年度は香川小学校に知的障害級、自閉症・情緒障害級、難聴級を設置するとともに、8年度設置となる緑が浜小学校、梅田中学校の教職員研修等を行いました。加えて、9年度設置予定校に係る準備、及び10年度以降の設置校の選定を行いました。	令和5年度は鶴が台小学校、6年度は浜之郷小学校、萩園中学校、7年度は香川小学校にそれぞれ特別支援学級を設置しました。 設置と同時に研修等により、教職員の特別支援教育に関する専門性向上を図る必要があります。
学校教育指導課	スクールソーシャルワーカーの拡充	児童・生徒指導事業	児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめや不登校、問題行動等、学校だけでは課題解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対して、福祉的な視点から環境への働きかけや関係機関とのネットワークの強化などの支援に取り組むスクールソーシャルワーカーのより効果的な支援体制の構築に努めます。	令和7年度は年間157日勤務の職員3名、80日勤務の職員1名体制で、児童・生徒が抱える困難の解決に向けた、学校支援の充実に努めました。相談件数は、8年2月20日時点で757件でした。	令和5～7年度はいずれも、年間157日勤務の職員3名、80日勤務の職員1名で学校支援を行いました。相談件数は、5年度654件、6年度890件、7年度757件でした。 学校によっては相談ニーズを認識できないケースもあることから、教職員のソーシャルワークの視点で児童・生徒支援が行えるよう、教職員研修の充実に努めます。
学校教育指導課		学校における水泳学習授業等の外部委託	小学校における水泳学習授業を順次、民間事業者に委託することで、水泳学習の質の向上及び教職員の負担軽減等を図ります。 実施に際しては、児童が民間施設に行き、水泳学習を受ける施設利用型と、民間事業者から対象校へ水泳指導員を派遣してもらい、自校のプールにて水泳学習を受ける指導者派遣型を実施します。	令和7年度は、茅ヶ崎小学校、鶴嶺小学校、松林小学校、松浪小学校、香川小学校、浜須賀小学校、室田小学校の7校において、全学年全児童を対象に民間業者の施設を活用した水泳学習を4回実施しました。その他12校については、民間事業者から水泳指導者を各学校に派遣し、3・4学年を対象として水泳学習を3回程度実施しました。	令和5年度はモデル事業として、茅ヶ崎小学校、浜須賀小学校の3・4年生を対象に民間施設利用型で年間3回実施しました。 6年度は、民間施設利用型3校全学年に4回実施、その他の16校は、指導者派遣型で3・4年生を対象に3回程度実施しました。 7年度は、民間施設利用型7校、指導者派遣型12校で実施しました。 今後、市立小学校全校での実施に向けて段階的に取り組んでいきます。
学校教育指導課		コミュニティ・スクールの導入の推進	多様化・複雑化する児童・生徒を取り巻く環境や学校が抱える課題の解決を図るため、令和7年度を目標に地域の関係者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの全校設置を進めます。 5年度は小学校5校、中学校2校、6年度は小学校5校、中学校3校、7年度は小学校7校、中学校6校の設置を計画しています。	令和7年度は、小学校5校、中学校4校に、また小・中合同の4校に学校運営協議会を設置したことで、市立全小・中学校がコミュニティ・スクールとなりました。	令和5年度は、小学校5校、中学校2校に、6年度は小学校5校、中学校3校に、7年度は、小学校5校、中学校4校に、また小・中合同の4校に学校運営協議会を設置したことで、市立小・中学校全校がコミュニティ・スクールとなりました。 今後もより良い地域との連携に向けて、周知の方法や、教職員が当事者意識を持って協議に参加できるよう学校支援に努めます。
学校教育指導課		学齢期を経過した方への就学機会提供事務	さまざまな理由から義務教育を十分受けることができなかった方に教育の機会を実質的に保障するため、相模原市および神奈川県教育委員会と協定を締結し、希望する方が相模原市立大野南中学校分校夜間中学へ広域的な就学ができる環境を整えます。	就学機会の提供について、神奈川県教育委員会、相模原市教育委員会、各市町村教育委員会と連携を図るとともに、教育活動の円滑な推進に向けた諸課題を協議することを通して、希望される方がいた場合には、広域的な就学ができることの周知を行いました。	令和5年度から、希望される方がいた場合には、広域的な就学ができる準備を整えました。 周知の方法として、チラシの配架を行っていますが、より多くの方に周知ができるための方策を研究していきます。
学校教育指導課		外国語等教育推進事業	小学校は35人学級整備に伴い英語指導助手の総派遣時間を増やします。	令和7年度は、小・中学校合わせて9人の英語指導助手が1,520日派遣され、小学校中学年で1クラスあたり年間11時間、高学年は24時間、中学校では、各クラス11時間指導できるように調整しました。また、1日の勤務時間を令和6年度よりも60長く調整しました。 英語指導助手活用のメリットを意識した授業計画により、各単元において、目的・場面・状況を意識しながら、児童・生徒が外国語を活用する必然性を実感できる授業を展開することができました。	令和5～7年度は、小・中学校合わせて9名の英語指導助手を、1,520日間の派遣することができました。 英語指導助手の多くが、日本の小・中学校での経験が短く、学校や授業に慣れることに時間がかかったことや、年度途中で交代する英語指導助手が複数いたことから、委託事業者の選定について慎重に行っていきます。
学校教育指導課		サステナトレセンProject.	湘南ベルマーレ・shikakeruと協働し、持続可能な地域づくりの実現のために、小学校教育の中でESD（持続可能な開発のための教育）やSDGsの活動を進めます。	令和7年度は、松浪小学校5年生5クラス、浜須賀小学校5年生4クラスが、「持続可能な地域づくり」に向けた探究活動に取り組みました。	令和6年度は、浜須賀小学校5年生4クラス、東海岸小学校5年生4クラスが、7年度は、松浪小学校5年生5クラス、浜須賀小学校5年生4クラスが探究活動に取り組みました。 サポート企業との連携など、児童のアイデアの具現化に向けた活動となるよう、協議を重ねていきます。
学校教育指導課		茅ヶ崎市立小・中学校データセンターのクラウド化	小・中学校の教職員が事務で使用しているデータセンターの耐用年数超過に対応するため、再構築を実施します。再構築にあたっては、データセンター上のファイルサーバーをクラウド上に移行し、セキュリティを高めます。クラウドに移行することで大規模災害対応も考慮し、セキュリティと業務継続性の観点からデータの安全性を確保します。	令和7年度は、9年度の運用開始を目指している校務環境のフルクラウド化に向けて、関係部局・課かいとの協議を行いました。	令和6年度は、7年1月末でデータセンター契約が満了となるため、再リースを行いました。7年度は、9年度のフルクラウド化に向けた、関係部局・課かいとの協議を行いました。 令和9年度からの運用に向けて、8年度中に構築を行います。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
学校教育指導課		学習用端末の整備更新事務	令和7年度に耐用年数を迎えるGIGA第1期で整備した1人1台約2万台について、令和7年度中に整備・更新を実施します。	令和7年度は、1人1台端末更新に係る契約を行いました。併せて、既存の端末については、関係課かいとの連携を図り、売却を行いました。	令和6年度は、7年度の更新に向けた予算計上を行い、7年度は、端末更新に係る契約を行うとともに、既存端末の売却を行いました。今後もICTを活用した学習方法についての研究を進めていきます。
学校教育指導課		ICT支援員派遣業務	本市小・中学校において、学校のICT環境整備を円滑に進めるため、各学校にICT支援員を派遣し、授業支援、校内研修、環境整備支援、校務支援を実施します。	令和7年度のICT支援員の派遣実績については、ICTに係る機器やシステムの設定、及び授業準備や学習補助等を目的に、教育委員会に32回、市立小・中学校に17回ずつ、合計576回の派遣を行いました。	令和5年度は786回、6年度は803回の派遣を行いました。今後も、ICT支援員の適切な運用について、各学校に周知を行います。
学校教育指導課		茅ヶ崎市立小・中学校のネットワークの改善	GIGA2期次期1人1台端末導入、デジタル教材の活用、データセンタークラウド化による業務改善を見据え、小・中学校のネットワーク環境について文科省の示す推奨帯域を確保し、児童・生徒が安全・安心に学習できる環境を整備します。	令和7年度は、1人1台端末の使用が集中することで、回線速度が低下するという課題の改善に向けて、学習系ネットワークを1G回線から10G回線に変更しました。	令和6年度に、1人1台端末の実施に係る先生方へのアンケート調査を行い、利用集中による、回線速度の低下の指摘を受けたことから、7年度は学習系ネットワークを1G回線から10G回線に変更しました。
学校教育指導課 学務課		いじめ防止対策調査会事務（いじめ重大事態調査）	いじめ重大事態についていじめ防止対策調査会が調査を行うにあたって適正な報酬を支払うため、茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、報酬額を改定します。	いじめ防止対策推進法はいじめ重大事態の調査が速やかに行えるよう、いじめの重大事態の個別の調査を「いじめ重大事態調査会」に、いじめ防止対策についての検討定例会を「いじめ防止対策審議会」に分けることとしました。	令和5～7年度は、「いじめ防止対策審議会」いわゆる「定例会」を年2回開催し、いじめ防止の取組について協議を行いました。「いじめ重大事態調査会」いわゆる「個別の調査」については、必要に応じた対応を行いました。今後も、被害にあった児童・生徒やその保護者の気持ちに寄り添った対応、及びいじめを見逃さないための体制づくりの構築に努めます。
社会教育課		下寺尾遺跡群保存整備事業	下寺尾官衙遺跡群と下寺尾西方遺跡の2つの国指定史跡を対象とした保存活用計画を策定します。	文化財保護審議会下寺尾遺跡群等保存・活用部会で審議を重ね、2つの史跡を対象とした（仮称）下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画の骨子案を作成しました。	国指定史跡である下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡を含む下寺尾遺跡群を保存するため、史跡指定地の公有地化を進めました。また、遺跡や資料の調査・整理とともに、その成果について講演会や報告書等を通じて公開普及に取り組みました。令和8年度には、保存活用計画を策定します。
博物館		博物館管理運営事業	令和4年7月に博物館が、市内堤地区にオープンしました。この新たな学びの場で、「市民・利用者と共に考え、活動し、成長する博物館」の実現に向けた取り組みを推進します。 多様な主体との協力・連携した教育普及事業や、市民ボランティアの育成、アウトリーチ事業、ITを活用した学びの機会の創出と魅力発信の取り組みを実施し、7年度までに博物館の認知度を高め、市内外の方への定着を図ります。	建物・設備・敷地を適切に維持管理するとともに、収蔵資料を活用し、「市民・利用者とともに考え、活動し、成長する博物館」の実現に向け、調査研究活動・収集保管活動・教育普及活動を実施し、累計来館者は、開館から3年と7カ月で15万人を超えました。 調査研究活動については学芸員が中心となり、自然や歴史・文化に関する取り組みを、小中学生をはじめとした市民の参加を一部、実施しました。 収集保管活動についても学芸員が中心となり、資料の整理を行い、収蔵品管理システムへの登録を進め、コンテンツの充実化を推進しました。 教育普及活動については他市町の博物館、大学等の機関といった多様な主体と連携し、文化財を借用した展示会の開催や、子育て世代を対象としたワークショップ等を実施します。主な展示会としては、国の指定を受けてから10年を迎える「下寺尾官衙遺跡群」を中心とした相模の国の古代をテーマにした特別展、「烏帽子岩」として親しまれている「姥島」の生物相や歴史・文化を調査研究しその結果を紹介する展示会を開催しました。 また、学校教育と連携し、社会科等の教育ニーズに対応した展示会を実施し、小学校等による団体利用を促進する他、図書館や公民館をはじめとした社会教育施設、広報シティプロモーション課、文化推進課といった他部局と連携した教育活動に取り組み、市民・利用者への多様な学習機会の創出と提供に取り組みました。	開館3年7カ月で累計来館者15万人を超え、令和7年度も市内外の小中学校の見学や出前授業、大学見学実習、公民館・図書館等との連携が進み、市内外での認知と利用の定着が着実に進んだ。学校教育への協力と多様な主体との連携は、実施計画の狙いに沿う成果である。一方、来館・教育普及の増加に見合う人員確保、統計整理、調査研究時間の確保が課題として残る。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
博物館	デジタル化の推進	デジタルアーカイブ構築活用事業	<p>市の所蔵資料を掲載したデジタルアーカイブの充実に取り組むとともに、市民・利用者の学習活動への利用を促進します。</p> <p>加えて、デジタルアーカイブを活用し、市内の文化財等のスポットの情報を収集できるスマートフォンアプリの利用を促進し、学習意欲の向上、利用状況データの観光や交通等のまちづくりへの活用を進めます。また、社会教育施設のWi-Fi環境を活用した講座や展示といった教育活動を展開します。</p>	<p>内閣官房デジタル田園都市国家構想が掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、デジタルアーカイブ「ちがだべ」を活用し、市民・利用者の学習意欲が湧く学習コンテンツの充実化を推進しました。</p> <p>また、Wi-Fi環境を活用して、GIGAスクール構想と教育活動の連携を深め、リモート出前授業等のオンラインでの学習機会の提供を積極的に行いました。学芸員が学校に出向く出前事業での活用にも取り組みました。</p>	<p>実施計画に掲げた資料公開、アプリ活用、Wi-Fiを用いたGIGAスクール構想への対応をはじめ、学習機会の創出は前進した。協議会ではポータルサイトが年度内約16万アクセス、デジタルアーカイブ「ちがだべ」が年間約2万5千アクセスあり、市の広報でも散策アプリの活用が周知されている。他方、掲載データの更新、資料整理、利用データの蓄積、人員体制の強化が継続課題である。</p>
博物館		文化資料館跡地処分事業	<p>博物館のオープンに伴い廃止となった文化資料館跡地の売却処分に向けて、建物解体のための事前調査及び事後調査を行います。</p> <p>令和5年度中に解体し、売却手続きを開始します。</p>	<p>損失補償金の支払いのための協議・調整を進め、補償が完了しました。</p>	<p>実施計画では、令和5年度中の解体と売却手続開始を目標とし進めた。令和5年度に文化資料館跡地を売却し補償も令和6年度に完了した。本事業は解体・売却まで到達し完了しました。</p>
博物館		民俗資料館保存活用事業	<p>国の登録有形文化財である旧和田家住宅・旧三橋家住宅・旧藤間家住宅について、改修工事等を通して適切に保存するとともに、改修後の住宅を民間事業者の活力によって魅力を高めることで市民や企業などが利用できる場所とするものです。</p>	<p>旧藤間家住宅の主屋（国登録有形文化財）及び敷地（市指定史跡）について保存活用計画を策定を開始し（策定期間：令和7～8年度）、市民等の学習・憩いの場として活用するとともに、近傍にある他の国登録有形文化財「旧南湖院第一病舎」、「旧氷室家住宅主屋」等、近代の茅ヶ崎を語るに欠かせない建造物と連携し、文化創造の場として活用する答申（案）の策定を市民討議会等を開催し市民意見を聴取しつつ、市文化財保護審議会や策定部会での審議を行い素案を作成しました。併せて耐震改修等に基本設計に取り組み完了しました。</p> <p>また、旧和田家・旧三橋家住宅についても、次世代に継承するための持続可能な公開・活用に取り組み、学校教育や博物館展示活動等のへの利用のほか、撮影等の貸出も行い、多様な利活用に取り組みました。</p>	<p>旧和田家・旧三橋家の保存公開を継続しつつ、藤間家住宅主屋では耐震性と雨漏り後の維持保全が大きな課題と整理されている。令和7年度は耐震改修基本設計を進め、保存活用計画の素案審議まで到達した点が成果である。他方、令和8年度の計画策定・実施設計、令和9年度以降の改修工事、運営手法や条例整備を含む公開活用体制の具体化が引き続き課題である。</p>
小和田公民館 鶴嶺公民館 松林公民館 南湖公民館 香川公民館		ICTを活用した公民館事業のオンライン化	<p>若い世代の公民館の利用参加の促進や参加者層の充実・拡大を図るため、各公民館のWi-Fi環境を活用して、非対面講座の拡充などオンラインを活用した公民館活動を実施します。</p> <p>小・中学生がタブレット端末を活用した学習活動に取り組む場の提供や、シニア世代がICTの活用能力を身に付ける機会を提供することによりデジタルデバイドの解消を図ります。</p>	<p>各館においてオンラインを活用した講座やシニア世代のデジタルデバイドの解消を目的とした講座を実施しました。</p> <p>小和田公民館では、高速Wi-FiとZOOMを活用して5～6月に古典文学講座を対面とオンラインの併用で実施したほか、8月には小学校の1人1台支給タブレットを活用し、ナイト・ミュージアム、投資体験ゲーム講座、小学生プログラミング教室を実施しました。また、シニア世代のデジタルデバイドの解消を目的として初心者のためのスマホ講座を基礎編と応用編に分けて9月および1月に開催しました。</p> <p>松林公民館では、茅ヶ崎支援学校との連携事業として公民館のカーテンのクリーニングを実施し、2月に公民館を介して公民館利用者より御礼を伝える場としてZoom交流会を実施しました。大掃除でもできないレースカーテンを茅ヶ崎支援学校の生徒の力を借りて洗濯し、顔を合わせたことのない者同士がお互いに御礼を伝え合う姿が見られました。</p> <p>香川公民館では、小学校の1人1台支給タブレットを活用し、プログラミング教室を実施したほか、シニア世代を対象としたスマホ教室を開催しました。また、ZOOMを活用した講座として、小和田公民館と連携し、古典文学、マインドフルネスの講座を実施しました。</p> <p>鶴嶺公民館では、10月に古典文学講座、2月に鶴嶺歴史講座にて対面とオンラインの併用で開催しました。また、公民館まつり実行委員会の会議をオンライン併用で行い、会議のために来館が難しい現役世代も参加することができています。</p> <p>南湖公民館では、「シニアのPC・スマホなシニアのPC・スマホなんでも解決！救急隊」講座を年間10回実施し、シニア世代のPC・スマホの日ごろの困りごとについての個別相談を受けることで、シニア世代のデジタルデバイス解消を図りました。</p>	<p>（成果）5館をオンラインで繋ぐことにより、講座を主催する公民館まで行かなくても、近くの公民館や自宅等で講座に参加することができるなど、ICTを活用した講座を広く提供することができ、社会教育の推進に寄与することができた。</p> <p>オンラインを通じて、シニアや障がいという枠を超えて事業実施が可能であること、会ったことのない者同士が課題解決の成果を共有し、地域力の向上に寄与することができた。</p> <p>（課題）来館が困難な高齢者等にはオンライン講座は有益であるが、ICTに苦手意識のある高齢者等が多いため活用してもらうためには工夫が必要である。</p>

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
鶴嶺公民館		施設維持管理業務（予防保全）（鶴嶺公民館）	防災設備・弱電設備改修工事を行います。	前年度までに事業を完了しました。	令和5年度に事業を完了しています。
鶴嶺公民館		施設維持管理業務（鶴嶺公民館）	キュービクル内のブレーカーの改修を行います。	前年度までに事業が完了しました。	令和5年3月にキュービクル内のブレーカーの改修を行い、事業が完了しました。
鶴嶺公民館		子どもたちの多様な体験機会を創出する第三の居場所づくり事業（企業との実証事業）	子どもたちにとって学校と家以外の「第三の居場所」として公民館が機能するよう、神奈川県「行政課題・社会課題の解決に向けたベンチャー企業と行政の連携支援事業」を活用し、単に過ごす場としてだけでなく他者とのコミュニケーションや好奇心を育む「非認知能力」を高める場として多様な体験機会を企業とともに提供します。	ベンチャー企業である株式会社meepaと共催し、放課後の時間を活用して、公民館のロビーにて1月に毎週で全4回の体験企画(小学生対象)を実施しました。 内容としては1/9「カラー診断」、1/14(水)「パステルアート体験」、1/20(火)「音あそび」、1/27(火)「グランドゴルフ体験」を実施し、1回目と2回目はmeepalにて、3回目と4回目は公民館にて更新の派遣を行いました。	参加者にアンケートを実施し、「これからも公民館に遊びに来たいと思いますか?」の問いに対して、全員が「遊びに行きたい」との回答が得られました。 継続的な開催については、時期や開催方法を含めて検討していきます。
松林公民館		施設維持管理業務（予防保全）（松林公民館）	防災設備・弱電設備・強電設備改修工事を行います。	前年度までに事業を完了しました。	事業は令和5年度に完了しています。
松林公民館		施設維持管理業務（松林公民館）	強電設備PCB使用製品交換工事、屋根・外壁改修を行います。	前年度までに事業が完了しました。	令和5年10月～12月にPCB含有疑い機器交換及び移動運搬修繕を実施しました。その他については、建物維持管理上の点検を行いながら対応していきます。
南湖公民館		施設維持管理業務（予防保全）（南湖公民館）	防災設備・弱電設備改修工事を行います。	令和7年度中に工事を実施しました。不具合があった設備も当工事により改善され、安全で健全な施設運営が可能となりました。	施設運営のため、必要な改修工事を実施することができましたが、築後40年を超える建築物であることから、今回工事の対象箇所以外にも不具合が生じており、今後も計画的な予防保全工事が必要と考えられます。
香川公民館		施設維持管理業務（予防保全）（香川公民館）	外壁・空調設備・弱電設備・防災設備・強電設備・エレベーター改修工事を行います。	令和7年6月に空調設備改修工事、同年12月に放送設備他改修工事を実施しました。	令和7年6月に空調設備改修工事、同年12月に放送設備他改修工事を実施しました。今後も予防保全工事が予定されていますが、工事によっては臨時休館が必要となるなど利用者に影響がでることから、早い段階で周知を図るとともに工事主管課、施工事業者と細やかに調整することが必要となります。
香川公民館		施設維持管理業務（香川公民館）	強電設備PCB使用製品交換修繕を行います。	前年度までに事業が完了しました。	令和5年度で事業が完了しました。開館から36年が経過し、取組項目以外にも多くの不備・不具合が発生しています。順次、修繕していく必要があります。
青少年課	保育園、児童クラブの待機児童解消対策	児童クラブ待機児童解消対策推進事業	待機児童が多く発生する見込みである小学校区について、学校既存施設の活用等により取り組みを進めます。また、保護者が長時間不在となる夏季休業中の不安を解消するための取り組みを行います。	令和7年7月に浜之郷小学校内のパソコン教室を活用して、公設民営児童クラブ定員数の増加を図りました。 また、夏季休業中の待機児童解消対策につきましては、既存のクラブを活用した夏季一時保育を実施いたしました。 その他、柳島小学校内に公設民営児童クラブを整備するため準備を開始しました。	待機児童の多い地域において民設民営・公設民営児童クラブの整備や定員拡大を進め、受入体制の強化を図ってきました。夏季休業中には臨時保育を実施し、一時的な需要にも対応しました。しかしながら、本市児童クラブ申請者数が増加傾向にあり、学区によっては待機児童が発生している状況が継続しているため、今後も引き続き待機児童解消を目指し、学校施設などの既存施設活用等の手法により受入枠の確保と安定した運営環境づくりを進めていきます。
青少年課		子どもの家茅っ子空調機更新事業（予防保全）	空調設備改修工事を行います。	前年度までに事業を完了しました。	令和5年度に対象施設の空調設備改修工事を実施しました。これにより、施設の安全性および快適性の向上が図られ、利用者サービスの充実につながりました。今後も適切な施設保全に努めてまいります。
青少年課		茅ヶ崎公園体験学習センターの運営手法の見直しに関する事務	専門性の高い施設管理業務を効果的かつ効率的に行うため、現在までの利用状況等を踏まえ、指定管理者制度の導入など今後の施設のあり方を検討していきます。 令和4年度に実施したサウンディング調査等を踏まえ、指定管理者制度の導入が市民サービスの向上につながると判断した場合は、5年度中に指定管理者の指定の手続きを行い、施設の目的である多世代交流のさらなる推進を目指します。	前年度までに事業が完了しました。	市民サービスの向上のために令和6年度から指定管理者制度を導入した施設の管理運営を開始したことで、来館者及び自主事業の開講数の増加を達成しました。現在の指定管理者の選定期間が令和10年度までのため、引き続き様々な体験学習の場を提供しながら次回選定に向けて準備を進めます。
青少年課		青少年広場フェンス改修事業	本村四丁目の青少年広場北側フェンスを更新します。	前年度までに事業が完了しました。	令和5年度に対象広場のフェンス改修工事を実施しました。これにより、広場の安全性の向上が図られました。今後も適切な施設保全に努めてまいります。
青少年課		性被害防止対策事業（児童クラブ）	児童クラブに通う子どもへの性被害などを未然に防ぐため、運営事業者へパーテーションやカメラの設置について補助を行います。	新設する児童クラブにおける性被害防止対策として、カメラの設置など必要な設備をあらかじめ整備するよう事業者へ促し、開設準備段階から子どもの安全確保に向けた環境づくりを進めました。	性被害防止に向けた補助内容の検討や、パーテーション・カメラ設置などの環境整備を支援し、子どもへの指導の実施も促してきました。今後は新設する児童クラブにおいて必要な設備を開設時から整備できるよう、計画的な環境づくりを進めることが課題となります。

課かい名	重点戦略での名称	事務事業の名称	計画期間中の取り組み概要	令和7年度の実績（見込）（基準日：令和8年2月末日）	実施計画2025計画期間中（令和5～7年度）に達成した事項や今後の課題
青少年課		南地区児童クラブの運営方法変更	平成26年から開始した南地区児童クラブ（茅ヶ崎市小学校区・東海岸小学校区）について、業務委託の手法を用いたモデル事業としての運営を続けていましたが、一定期間のノウハウが蓄積されたことから、運営手法を見直し、民設民営児童クラブとしての運営とするものです。（令和8年度当初予算から反映）	南地区児童クラブの運営形態変更に向け、対象学区の保護者へ周知を行うとともに、現在利用している児童の保護者に対して運営事業者が説明会を実施しました。令和8年度からの民設民営方式での運用開始に向け、入所申請の受付と入所児童の決定を完了しました。	民設民営児童クラブとして運営するための準備が完了したため、今後は事業者への運営費補助を通じて安定した運営体制の確立を図り、子どもたちの安全で安心できる放課後の居場所づくりを支えていきます。
青少年会館		青少年会館施設及び設備等改修事業（予防保全）	防災設備・弱電設備改修工事及び高架水槽撤去給水方式変更工事を行います。	前年度までに事業を完了しました。	計画どおりに改修することができました。引き続き、施設及び設備等の適切な維持・管理に努めます。
青少年会館		青少年会館施設及び設備等改修事業	サッシ、強電設備改修、強電設備PCB使用製品交換工事を行います。	前年度までに事業が完了しました。	計画どおりに改修することができました。引き続き、施設及び設備等の適切な維持・管理に努めます。
図書館		施設維持管理及び運営事業（予防保全）	耐用年数を超えたパッケージエアコン及び非常用放送設備の改修を行います。	前年度までに事業を完了しました。	パッケージエアコン及び非常用放送設備の改修について令和6年度に完了しましたが、図書館本館は昭和58年7月に開館し築40年を超えており、躯体や設備の老朽化が進んでいます。図書館業務に支障のないよう、今後も躯体や設備の耐用年数や使用状況を踏まえた維持管理が必要です。
図書館		施設維持管理及び運営事業	冷温水発生機のオーバーホール及びキュービクル内進相コンデンサ交換（PCB）工事を行います。	前年度までに事業が完了しました。	冷温水発生機のオーバーホール及びキュービクル内進相コンデンサ交換（PCB）工事については令和5年度に完了しましたが、図書館本館は昭和58年7月に開館し築40年を超えており、躯体や設備の老朽化が進んでいます。図書館業務に支障のないよう、今後も躯体や設備の耐用年数や使用状況を踏まえた維持管理が必要です。
図書館		図書館利用及び貸出事業	図書館システムを更新します。また、新型コロナ対応として、無人受取ロッカーを活用した非対面型配本所を運営します。	図書館システム及び無人受取ロッカーにつきまして安定稼働できるよう努めました。また、無人受取ロッカーが、引き続き、慢性的に混雑していることから、保管期間を7日から5日に短縮し、利便性の向上に取り組みました。	令和6年1月にシステム更新を行いました。マイナンバーカード・交通系ICカード・スマートフォン等での貸出やオンラインリクエストなど利便性が向上しました。令和4年度末に導入した無人受取ロッカーは安定的に稼働している一方、混雑により本の滞留が発生していることから保管期間の短縮など改善に取り組んでいます。
図書館		子ども読書活動推進事業	子どもたちが読書に親しむための環境づくりに取り組むとともに、子どもの読書活動に関する情報提供と啓発を行います。	ブックスタート事業や、子どもの年齢に合わせた「おはなし会」の定期開催のほか、「おとな向けのおはなし会」や「赤ちゃんと家族で楽しむわらべうた」、「手作り布絵本講習会」等を開催し、来館者へ読書の楽しさを広く伝えました。ボランティアの担い手確保のためには、「読み聞かせ講習会」や「ストーリーテリング講習会」、「ブックトーク講演会」を実施しました。そのほか、図書館見学や中学生職場体験、中学校へのブックトーク講師派遣、小中学校図書館におすすめの本展示など、学校連携事業にも力を入れました。	ボランティアの担い手確保や育成を目的とした講座、研修を実施したところ、おはなし会やブックスタートのボランティアへの新規登録につながっており、常に一定数が確保されています。一方、より深い見識が求められるブックトークの担い手の育成には時間を要します。ブックトークを希望するクラスに可能な限り応えたいと考えますが、予算や担い手の確保が課題です。また、本の価格が高騰しており、図書館全体の蔵書数やブックスタート事業での良書の選定にも影響が出ています。
図書館		施設維持管理及び運営事業（緑地の適切な維持管理）	図書館東側の築山及び南側高砂緑地との境界樹木の剪定や間伐等を委託し、図書館本館、近隣施設の躯体やその敷地に影響がないよう、適切に維持管理を行うものです。	前年度までに完了しました。	図書館東側の築山及び南側高砂緑地との境界樹木の維持管理を令和6年度に実施しましたが、定期的な剪定や間伐を怠った場合、大規模な剪定・間伐作業になりかねません。今後も緑地の保全や図書館本館、近隣施設の躯体やその敷地に影響のないよう、適切な維持管理のための定期的な対応が必要です。
図書館		施設維持管理及び運営事業（空調三方弁）	適切な温度管理をするため、不具合が生じている冷温水機の修繕を行うものです。	前年度までに完了しました。	冷温水機（空調三方弁）の修繕については令和6年度に完了しましたが、図書館業務に支障のないよう、今後も躯体や設備の耐用年数や使用状況を踏まえた維持管理が必要です。
図書館		施設維持管理及び運営事業、子ども読書活動推進事業（授乳室）	図書館には授乳室が備え付けられておらず、現在は和室の貸し出しで対応していますが、館内での授乳を諦めていただくケースも見られ、乳児連れの利用者が安心して利用できない状態となっているため、図書館2階の旧・給湯室を授乳室に改装し、図書館内に授乳できる場所を確保するものです。	契約準備行為に不測の日時を要したため、令和7年第4回議会において、繰越明許として承認されました。これを受け、入札の結果令和8年2月17日に契約を締結し、令和8年7月18日までを工期として進めてまいります。	図書館本館は昭和58年7月に開館し築40年を超えており、躯体や設備の老朽化が進んでいます。実施計画2025においても空調、強電設備、放送設備、火災報知器などの予防保全や修繕に取り組んでまいりましたが、給排水設備を中心に老朽化は深刻な問題です。引き続き施設の適切な維持管理のための工事や修繕が必要と考えます。

2. 政策目標・施策目標の振り返り

実施計画2025の3年間で実施してきた取り組みを踏まえ、それぞれの成果指標の達成状況について振り返りました。(政策目標および実施計画2025の施策目標の進捗状況は P68以降参照)

政策目標 1 子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち

施策目標 1 親と子の心身の健康が保持および増進されている

施策目標 2 誰もが安心して子育てができる環境が整備されている

施策目標 3 児童・生徒の生きる力を育む学校教育が行われている

施策目標 4 安全・安心で健やかに生活できる教育環境が整っている

[主な取り組みの成果と課題]

実施計画2025では、妊産婦健康診査事業や産後ケア事業等の妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援、小児医療費助成の対象拡大や保育所、児童クラブの待機児童解消に向けた取り組み、スクールソーシャルワーカーの配置や特別支援学級の増設によるインクルーシブな教育環境の充実、中学校給食の実施や小・中学校体育館への空調の整備等を行ってきました。

目標を達成している指標もありますが、理想的なこどもの人数と、持つつもりの子どもの人数との差等の一部の指標では目標を達成できていません。少子化を背景として国の施策も活発に展開されており、国と基礎自治体との役割分担を踏まえ、引き続き、こどもが希望を持って健やかに成長できる環境の形成への取り組みが必要です。

政策目標 2 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち

施策目標 5 さまざまな事業者に活気があり、地域経済の好循環が図られている

施策目標 6 農業・畜産業・水産業が安定して営まれている

施策目標 7 まちの魅力が知られ、まちがにぎわっている

[主な取り組みの成果と課題]

企業移転・サテライトオフィス設置支援事業やクラウドファンディング活用支援事業等による事業者の事業活動支援、農業人材力強化総合支援事業や漁港機能保全事業等による農畜水産事業者の生産活動と担い手支援、道の駅整備やにぎわい創出事業による人の交流やにぎわいのあるまちづくりに取り組んできました。

市内事業者数や観光客消費額といった指標は目標を達成しましたが、市内での就職機会の充実や地場産品を身近に感じることの魅力等、一部では目標に達成していない指標があります。より高い効果を着実に得るために、民間事業者と連携して、まちの活力を創出する取り組みの推進が必要です。

政策目標 3 共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち

施策目標 8 福祉などの多様な生活課題に地域で取り組む体制が確保されている

施策目標 9 健康の維持増進を図るための地域保健対策、医療提供体制が確保されている

施策目標 10 社会保障制度が適正に運営されている

[主な取り組みの成果と課題]

重層的支援体制整備事業等の市民の困りごとに地域で対応するための支援や、後期高齢者保健事業等による市民の健康の保持増進・疾病予防に取り組むとともに、介護保険・国民健康保険・生活保護等の適切な制度運営に取り組みました。

困りごとを家族以外に相談する相手のいない市民の減少や、元気で過ごせる期間の延伸など大部分の指標で目標を達成しています。引き続き、自立して過ごせる環境づくりが必要です。

政策目標 4 誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち

施策目標 11 さまざまな学習の場を整備し、文化・芸術やスポーツに親しむ環境が整っている

施策目標 12 誰もが個人として尊重され、人々の交流を通じて多様性を認め合う社会が実現している

[主な取り組みの成果と課題]

総合体育館の空調整備や茅ヶ崎アスリート支援、クリエイターシティ・チガサキ形成戦略等によるスポーツや文化・芸術に親しむ環境の構築、ホノルル市・郡との姉妹都市交流事業、女性のための相談事業等による多様性を認め合う社会の実現に取り組んできました。

これらの取り組みにより市民の意識はおおむね向上していますが、一部では目標を達成していない指標もあります。文化・芸術やスポーツに関しては、本市が有する資源や潜在性を活かした取り組みが必要です。

政策目標 5 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち

施策目標 13 みどりや水辺等の自然が豊かで、人と共存している

施策目標 14 ごみの排出量が減って、安定して処理されている

施策目標 15 市民や事業者の省エネルギーと気候変動対策が進んでいる

施策目標 16 快適な生活環境が形成されている

[主な取り組みの成果と課題]

自然環境評価調査事業等の自然環境を将来に向けて守る取り組みや、ごみ有料化・減量化によるごみの発生抑制や資源化の推進、カーボンニュートラルの推進や再生可能エネルギーによる環境負荷が少ないまちづくりを目指した取り組み、公共下水道施設のストックマネジメントや公園愛護活動普及促進による本市の良好な生活環境確保の取り組みを行いました。

市民や事業者の省エネルギーや地球温暖化対策への行動変容やリサイクル率の向上などで現状値の向上は図られているものの、目標の達成までには至っていない指標が多くあります。低炭素や防災等のみどりや自然の持つ多様な機能を踏まえながら、引き続き自然と共存した生活環境の構築に取り組んでいく必要があります。

政策目標 6 安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち

施策目標 17 地域防災力が高く、誰もが自発的に防災活動を行えている

施策目標 18 災害に強い安全・安心なまちが形成されている

施策目標 19 消防力・救急力が充実し、市民の生命や財産への被害を最小限に抑えられている

施策目標 20 市民の身近な生活の安全が確保され、不安のない生活を送れている

[主な取り組みの成果と課題]

ハザードマップの作成や防災リーダーの養成による地域防災力の向上、千ノ川の拡幅や公共下水道の整備による災害に強いまちづくり、消防緊急通信指令システムの更新等による消防・救急業務の体制整備、交通安全の啓発等による身近な生活の安全の確保の取り組みを行ってきました。

災害リスクの確認など現状値が向上している指標もありますが、人身交通事故や犯罪件数の増加、災害に備えた備蓄の実施など現状値が悪化している指標もあります。市民の安全確保に向けてハードの整備とソフトの対策の両面から、引き続きの取り組んでいく必要があります。

政策目標 7 利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち

施策目標 21 土地利用の秩序が保たれ、都市機能の維持がされている

施策目標 22 移動しやすく、交通の円滑化が図られている

[主な取り組みの成果と課題]

ちがさき都市マスタープラン等に基づき、秩序ある土地利用を誘導し、安全で快適な都市機能を確保するため、浜見平地区拠点整備や茅ヶ崎駅周辺道路施設等の更新、橋りょうの修繕、幹線市道の道路改良および歩道等の整備、地域公共交通計画の推進を実施しました。

全ての指標で現状の改善が図られており、今後は老朽化しているインフラ施設の維持管理や既に進めている都市整備を中心に取り組んでいく必要があります。

政策目標 将来都市像の実現に向けた行政経営

施策目標 23 市民が主体的に活動するための環境整備や、企業や民間団体と連携するための基盤が確立されている

施策目標 24 時代の変化に対応する柔軟な行政運営が行われている

施策目標 25 政策の実現を支える財政運営が維持されている

[主な取り組みの成果と課題]

松林コミュニティセンターの建設や多様な主体との協働等により、市民が主体的に活動するための環境整備や民間企業や市民活動団体などと協働するための基盤づくりに取り組むほか、書かない窓口の導入や公金収納事務でデジタル技術を用いて市民の利便性の向上と業務の効率化に取り組んできました。

全ての指標で目標が達成されています。市民ニーズが多様化する中でも効率的、効果的な行政運営に向け、引き続き多様な主体との協働や DX・デジタル化等に取り組んでいく必要があります。

政策目標および実施計画 2025 の施策目標の進捗状況（2024 年時点）

政策目標 1

政策目標・施策目標	指標	現状値	目標値	実績値	
政策目標 1 子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち	「子どもを育てやすい環境」への市民の満足度	35.8% (2019)	35.8% (2025)	40.8% (2024)	
	「自分には良いところがある」と思う児童の割合（小学 6 年生）	83.0% (2020)	86.3% (2025)	84.0% (2024)	
	「自分には良いところがある」と思う生徒の割合（中学 3 年生）	77.0% (2020)	77.9% (2025)	81.0% (2024)	
施策目標 1 親と子の心身の健康が保持および増進されている	子育てでどうしてよいかわからなくなることがあると答えた保護者の割合	58.6% (2018)	減少 (2023)	58.9% (2023)	
施策目標 2 誰もが安心して子育てができる環境が整備されている	子どもを育てている現在の生活に満足していると答えた保護者の割合	就学前児童	69.0% (2018)	増加 (2023)	69.3% (2023)
		小学生	69.0% (2018)	増加 (2023)	67.4% (2023)
	理想的な子どもの人数と、持つつもりの子どもの人数が同じと答えた保護者の割合	就学前児童	50.8% (2018)	増加 (2023)	35.5% (2023)
		小学生	52.0% (2018)	増加 (2023)	44.6% (2023)
施策目標 3 児童・生徒の生きる力を育む学校教育が行われている	学校で色々なことが分かるようになることが楽しいと思う割合	小学校 6 年生	51% (2021)	増加 (2024)	43% (2024)
		中学校 3 年生	40% (2021)	増加 (2024)	42% (2024)
施策目標 4 安全・安心で健やかに生活できる教育環境が整っている	教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合	小学校 6 年生	62% (2021)	増加 (2024)	61% (2024)
		中学校 3 年生	54% (2021)	増加 (2024)	57% (2024)
実施計画 2025 での主な取り組み					
<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア事業 ・母子健康手帳・妊産婦健康診査事業 ・児童クラブ待機児童解消対策推進事業 ・保育所待機児童解消対策推進事業 ・小児医療費助成事業 ・家庭児童相談事業（こども家庭センター） ・子ども食堂支援事業 ・特別支援学級設置に関する事務 ・児童・生徒指導事業（スクールソーシャルワーカー） ・中学校給食実施事業 ・学校施設等整備事業（エアコン新設、照明 LED 化、大規模改修） 					

政策目標 2

政策目標・施策目標	指標	現状値	目標値	実績値
政策目標 2 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち	「地域経済の活性化に向けた取り組み」に対する市民の満足度	33.2% (2019)	33.2% (2025)	37.9% (2024)
	「市内での多様な働き方や働く場の創出」に対する市民の満足度	12.1% (2019)	12.1% (2025)	16.9% (2024)
施策目標 5 さまざまな事業者が活気があり、地域経済の好循環が図られている	市内における増加事業所数（市民税課資料）	4836 社 (2021)	5200 社 (2024)	5266 社 (2024)
	「働く場が整っている」ことが本市の魅力と答えている市民の割合（市民意識調査）	3.3% (2021)	増加 (2024)	2.7% (2024)
施策目標 6 農業・畜産業・水産業が安定して営まれている	「海の幸や農産物に恵まれて食が豊か」であることが本市の魅力と答えている市民の割合（市民意識調査）	30.7% (2021)	増加 (2024)	26.3% (2024)
施策目標 7 まちの魅力が知られ、まちがにぎわっている	入込観光客数（入込観光客調査）	209 万人 (2021)	300 万人 (2024)	231 万人 (2024)
	観光客消費額（入込観光客調査）	36 億円 (2021)	47 億円 (2024)	49 億円 (2024)
実施計画 2025 での主な取り組み				
<ul style="list-style-type: none"> ・企業移転・サテライトオフィス設置支援事業 ・クラウドファンディング活用支援事業 ・農業人材強化総合支援事業 ・農業用排水路・農業用ポンプの整備事業 ・漁港機能保全事業 ・道の駅整備・管理運営事業 ・にぎわい創出支援事業 ・バリアフリービーチ事業 				

政策目標 3

政策目標・施策目標	指標	現状値	目標値	実績値
政策目標 3 共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち	「地域における支え合いの仕組みや、自分らしく暮らせる環境」への市民の満足度	22.80% (2019)	22.80% (2025)	25.60% (2024)
	「健康を守るための保健衛生や医療体制」に対する市民の満足度	24.90% (2019)	24.90% (2025)	30.70% (2024)
	「誰もが安心して暮らすためのセーフティネット」に対する市民の満足度	16.30% (2019)	16.30% (2025)	19.70% (2024)
施策目標 8 福祉などの多様な生活課題に地域で取り組む体制が確保されている	困りごとの相談先のうち区内で対応している割合	28.8% (2019)	増加 (2024)	26.3% (2024)
	「困ったときに家族のほかに相談する相手がいない」市民の割合	12.8% (2019)	減少 (2024)	10.0% (2024)
施策目標 9 健康の維持増進を図るための地域保健対策、医療提供体制が確保されている	元気で自立して過ごせる期間の延伸（平均寿命と健康寿命（平均自立期間）の差の縮減）	男性 1.4ポイント (2022)	男性女性 共に縮減 (2023)	男性 1.5ポイント (2024)
		女性 3.2ポイント (2022)		女性 3.0ポイント (2024)
施策目標 10 社会保障制度が適正に運営されている	「生活困窮や病気、介護などに対する支援」に対する市民の満足度	18.6% (2021)	増加 (2024)	19.7% (2024)
実施計画 2025 での主な取り組み				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における要配慮者および避難行動要支援者支援事業 ・ 成年後見制度利用促進に向けた体制整備 ・ 重層的支援体制整備事業 ・ 後期高齢者保健事業 ・ 社会保障制度（介護・国民健康保険・生活保護・医療）事業 ※継続的事務事業 				

政策目標 4

政策目標・施策目標	指標	現状値	目標値	実績値
政策目標 4 誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち	「学びの機会や文化・芸術、スポーツに触れる機会」に対する市民の満足度	28.90% (2019)	28.90% (2025)	28.90% (2024)
	「多様性を認め、お互いを尊重し合う社会の実現」に対する市民の満足度	17.50% (2019)	17.50% (2025)	20.10% (2024)
施策目標 11 さまざまな学習の場を整備し、文化・芸術やスポーツに親しむ環境が整っている	「生涯を通じて学ぶことができる環境」に対する市民の満足度	23.1% (2021)	増加 (2024)	23.4% (2024)
	「スポーツを気軽に楽しむことができる環境」に対する市民の満足度	36.6% (2021)	増加 (2024)	32.9% (2024)
施策目標 12 誰もが個人として尊重され、人々の交流を通じて多様性を認め合う社会が実現している	「国内外の都市や市民との交流の機会」に対する市民の満足度	14.1% (2021)	増加 (2024)	15.6% (2024)
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女の地位が平等になっていると思う人の割合	10.3% (2021)	16% (2024)	10.6% (2024)
実施計画 2025 での主な取り組み				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合体育館改修工事 ・ 茅ヶ崎アスリート支援事業 ・ 旧南湖院第一病舎等利活用事業 ・ クリエイターシティ・チガサキ形成戦略事業 ・ 博物館管理運営事業 ・ ホノルル市・郡との姉妹都市提携交流事業 ・ 女性のための相談事業 				

政策目標5

政策目標・施策目標	指標	現状値	目標値	実績値
政策目標5 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち	「自然環境の保全や、生物多様性の維持」に対する市民の満足度	45.70% (2019)	45.70% (2025)	50.00% (2024)
	「持続可能な社会の実現に向けた環境負荷の低減」に対する市民の満足度	32.40% (2019)	32.40% (2025)	36.00% (2024)
	「心地よく暮らせる生活環境」への市民の満足度	41.40% (2019)	41.40% (2025)	46.20% (2024)
施策目標13 みどりや水辺等の自然が豊かで、人と共存している	「自然や緑、水が豊か」であることが、本市の魅力と答えている市民の割合	44.2% (2021)	増加(2024)	43.6% (2024)
	緑地の確保量	18.48% (2018)	19.05% (2024)	18.06% (2024)
施策目標14 ごみの排出量が減って、安定して処理されている	市民1人1日当たりの資源物を除くごみ排出量	632g (2021)	504g (2024)	525g (2024)
	リサイクル率	24.6% (2021)	31.9% (2024)	28.6% (2024)
施策目標15 市民や事業者の省エネルギーと気候変動対策が進んでいる	「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合（市民）	62% (2019)	66% (2024)	64% (2023)
	「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合（事業者）	62% (2019)	67% (2024)	65% (2023)
	地域の温室効果ガス排出量	130.8万t-CO2 (2017)	115.7万t-CO2 (2024)	120.2万t-CO2 (2022)
施策目標16 快適な生活環境が形成されている	生活排水処理率	97.2% (2018)	98.6% (2024)	97.7% (2024)
	景観資源の累計指定件数	29か所 (2019)	32か所 (2024)	32箇所 (2024)
実施計画 2025 での主な取り組み				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境評価調査事業 ・ 脱炭素社会に向けた普及啓発事業 ・ カーボンニュートラル推進事業 ・ ごみ減量化に関する事業 ・ 焼却残渣再資源化事業 ・ 再生可能エネルギー事業 ・ 下水道施設ストックマネジメント事業（長寿命化事業） ・ 公園愛護活動普及促進事業 ・ 美化推進事業 				

政策目標6

政策目標・施策目標	指標	現状値	目標値	実績値
政策目標6 安全で安心して暮らせる、強くなやかなまち	「災害から生命・財産を守るための防災や減災への対策」に対する市民の満足度	28.90% (2019)	28.90% (2025)	32.00% (2024)
	「生命・財産を守るための火災や救急への対策」に対する市民の満足度	30.00% (2019)	30.00% (2025)	33.30% (2024)
	「暮らしの安全・安心の確保に向けた防犯や交通事故防止への対策」に対する市民の満足度	25.90% (2019)	25.90% (2025)	27.30% (2024)
施策目標17 地域防災力が高く、誰もが自発的に防災活動を行っている	「ハザードマップでの災害リスクの確認」を実施している割合（市民）	61% (2019)	70% (2024)	64% (2023)
	「災害に備えた食料や水の備蓄」を実施している割合（市民）	65% (2019)	73% (2024)	63% (2023)
施策目標18 災害に強い安全・安心なまちが形成されている	公共下水道雨水施設の整備面積	-	10ha (2025)	5.7ha (2024)
施策目標19 消防力・救急力が充実し、市民の生命や財産への被害を最小限に抑えられている	消防力の整備率	100% (2024)	100% (2024)	100% (2024)
	救急活動所要時間	平均31分47秒 (2021)	現状維持 (2024)	平均33分22秒 (2024)
施策目標20 市民の身近な生活の安全が確保され、不安のない生活を送れている	人身交通事故の発生件数	492件 (2021)	482件以下 (2024)	500件 (2024)
	身近で起きている犯罪件数	828件 (2021)	711件以下 (2024)	1222件 (2024)
実施計画 2025 での主な取り組み				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者対策事業 ・ 地域自主防災活動促進事業 ・ 防災啓発事業（ハザードマップの作成・周知） ・ 公共下水道整備事業 ・ 千ノ川整備事業 ・ 都市防災推進事業（復興事前準備） ・ 消防車両整備事業 ・ 消防緊急通信指令システム更新整備事業 ・ 災害時医療救護活動の体制強化事業 ・ 交通安全啓発事業 				

政策目標 7

政策目標・施策目標	指標	現状値	目標値	実績値
政策目標 7 利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち	「機能的で秩序のある都市づくり」に対する市民の満足度	35.10% (2019)	35.10% (2025)	42.30% (2024)
	「快適で利便性の高い移動環境の形成」に対する市民の満足度	36.00% (2019)	36.00% (2025)	36.10% (2024)
施策目標 21 土地利用の秩序が保たれ、都市機能の維持がされている	「心地よく暮らせる居住環境がある」であることが、本市の魅力と答えている市民の割合	42.7% (2021)	増加 (2024)	44.6% (2024)
施策目標 22 移動しやすく、交通の円滑化が図られている	市民 1 人当たりの年間公共交通利用回数	350.0 回 (2021)	383.1 回 (2024)	402.3 回 (2024)
	「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」における特定事業計画の進捗率	33% (2021)	43% (2024)	60% (2024)
実施計画 2025 での主な取り組み				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜見平地区拠点整備事業 ・ 茅ヶ崎駅周辺道路施設等更新事業 ・ バリアフリー基本構想の推進事業 ・ 新国道線街路整備事業 ・ 幹線市道の道路改良および歩道等の整備事業 ・ 地域公共交通計画の推進事業 				

将来都市像の実現に向けた行政経営

政策目標・施策目標	指標	現状値	目標値	実績値
将来都市像の実現に向けた行政経営	「市民主体のまちづくり」に対する市民の満足度	22.50% (2019)	22.50% (2025)	23.40% (2024)
	「行政運営の基盤の確保」に対する市民の満足度	19.50% (2019)	19.50% (2025)	25.30% (2024)
	経常収支比率	99.40% (2019)	99.40% (2025)	95.90% (2024)
施策目標 23 市民が主体的に活動するための環境整備や、企業や民間団体と連携するための基盤が確立されている	企業版ふるさと納税実績数	4 件 (2021)	10 件 (2024)	29 件(2024)
	市民活動団体等との協働事業実績数	344 件 (2021)	450 件 (2024)	558 件 (2024)
施策目標 24 時代の変化に対応する柔軟な行政運営が行われている	社会増減数	+2158 人 (2021)	自然減を上回る社会増 (2024)	+814 人 (2024)
	「申請のデジタル化などによる多様なニーズに対応した窓口サービス」に対する市民の満足度	27.4% (2021)	増加 (2024)	32.6% (2024)
施策目標 25 政策の実現を支える財政運営が維持されている	将来負担比率（地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（国から見た自治体の財政的な規模）を基本とした額に対する比率）	33.8% (2021)	減少 (2024)	17.2% (2024)
実施計画 2025 での主な取り組み				
<ul style="list-style-type: none"> ・ （仮称）松林地区地域集会所等複合施設整備事業 ・ 多様な主体との協働の推進事業 ・ 企業版ふるさと納税活用促進事業 ・ シティプロモーション推進事業 ・ 書かない窓口の導入 ・ 公金収納等事務のデジタル化の推進 ・ まちづくり情報プラットフォーム構築によるワンストップ窓口事業 				